

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>現在の保育サービス利用については、介護保険制度のようにデイサービスやショートステイなど、複数のサービス・事業所を組み合わせて利用する形態にはなっておらず、事業所への入所調整は市町村が行い、保護者と事業者との間では個別に利用内容を双方で確認しているため、認定証の必要性は感じられない。</p> <p>実際に保育所等を利用する際には、事業所と保護者との間で調整(確認)がなされていることから、保護者の就業状況、登・退園時刻等について把握ができており、認定証がなくても支障が出ていない。</p> <p>また、保育の必要量の変更などにより、変更申請が提出された場合に従前の支給認定証を返還させ、新たな支給認定証を交付することとしているが、大半の保護者は紛失等で返還されていないのがほとんどである。</p> <p>よって、自治体、事業者、保護者の三者ともに、支給認定証の必要性を感じていないため、交付そのものが法律上の規定であるために、認定証を廃止することは困難であるならば、各自自治体の運用上、任意交付とすることで三者の事務軽減が図られるものとして提案するものである。</p> <p>なお、「認定証を交付することで、不正受給が防げる」とのことだが、利用者の状況を把握している事業所側で就業状況等が確認できるため、変更等を確認した際には、事業所が保護者に対し、届出を促すなどにより不正受給は考えにくいと考える。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>		<p>支給認定証の在り方については、保育必要量(保育標準時間・保育短時間)の区分の在り方と併せて、地方分権改革推進室と共同で実態調査を行うこととしており、当該調査の結果を踏まえ検討してまいりたい。</p>	<p>6【内閣府】 (7)子ども・子育て支援法(平24法65) (1)子どものための教育・保育給付の認定を行ったときの支給認定証の交付(20条4項)については、平成28年度中に府令を改正し、申請があった場合のみ支給認定証を交付することを可能とする。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)</p>

内閣府 「最終的な調整結果」

Table with columns for 管理番号, 提案区分, 提案事項, 求める措置の具体的内容, 具体的な支障事例, 制度改正による効果, 根拠法令等, 制度の所管・関係府庁, 団体名, その他, 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの), 各府省からの第1次回答.

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>子ども・子育て支援法において、保護者の就業形態等に応じ、必要な範囲で保育サービスを利用できるようにするため、「保育標準時間」と「保育短時間」の区分を設けているが、保護者の就業形態がパートタイムやフルタイムという週又は月の就労時間数だけで保育の必要量を判断することは難しく、通勤時間、残業の有無や残業回数、勤務シフトの変更等により、保育所等が設定している基本保育時間に合致するかなど、個別の事情についての判断を行わなければならない。突発的に「保育短時間」を超えた場合、それが頻りに起こり得る可能性の判断を市町村に求められ、市町村、事業所、保護者にも事務的な負担が生じることになる。</p> <p>また、保護者側が「保育標準時間」又は「保育短時間」を選択できる仕組みとなっているが、介護保険制度のように、デイサービスやショートステイなど複数のサービスを組み合わせて利用できる制度であれば、保護者がサービスの選択を行うのは容易であるが、現状では保育所、幼稚園、認定こども園等から単一の施設を選択・利用していることから、「保育標準時間」や「保育短時間」の設定自体が状況に合わせておらず、保護者においても解りにくい。</p> <p>さらに、保護者の選択の幅を狭めるとのことであるが、認定区分による保育料に大きな差がないことから、統一しても大きな問題とはならない。</p> <p>あわせて、子ども・子育て支援制度の理念に反するとの指摘であるが、認定区分を統一したとしても、保育サービスを利用できるのは、保護者が就労等により保育を必要とする時間内であるため、何等理念に反するものではないと考える。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>	<p>○保育の実施に当たっては保護者がその就業形態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすること、という子ども・子育て支援新制度の理念に反することであるが、制度創設時の想定と比べて、短時間の利用率が極めて低い状況にあり、保護者、事業者の負担が大幅に増大しているのではないかと懸念していること、このように理念と実態が乖離していることから、詳細な実態調査を踏まえ、保育必要量の区分について見直すべきではないかと懸念していること、</p> <p>○また、保育必要量の区分の見直しは、事務負担の軽減の観点と併せて、地域の実態に応じた保育サービスを可能とするものである。</p> <p>例えば、待機児童が多い市町村では、保護者の就業状況に応じて、児童一人当たりの真に必要な保育量を正確に把握することができ、保育の供給量を調整することで、効率的な保育士の配置や異なる児童の受け入れを促されるようになると考えられる。</p> <p>これは、現行の保育制度の下でもポイント制により入所の判定を行っている実態に鑑みれば、必ずしも市町村にとって新たな負担となるものではないと考えられる。</p> <p>また、児童の受け入れに余裕のある市町村では、現行の保育標準時間に合わせた保育内容を構成することで、保育の質の向上や延長保育の事務負担の軽減を図れるようになる。</p> <p>従って、必ずしも事務負担の軽減のための区分の廃止という観点だけでなく、地域の実情に応じた子育て環境の向上という観点からも、保育サービスの提供に関する市町村の裁量を拡大させるべきではないかと懸念していること。</p>	<p>保育必要量(保育標準時間・保育短時間)の区分の在り方については、支給認定証の在り方と併せて、地方分権改革推進室と共同で実態調査を行うこととしており、当該調査の結果を踏まえ検討してまいりたい。</p>	<p>6【内閣府】 (7)子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)子どものための教育・保育給付における保育必要量の認定(20条3項)については、上記支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)</p>
意見なし		<p>【神奈川県】 地方創生推進交付金や地域再生計画などの地域再生法に関連する手続きについて、「今後とも個別の運用について弾力的な対応をしていく」とされているとともに、平成29年度以降の地方創生推進交付金については、「年度開始前に交付決定までのスケジュール(申請時期、交付決定時期等)を示す」とされており詳細するが、より一層のスキームの簡略化などについて、さらなる検討を求めらる。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう積極的に検討していただきたい。</p>	/		

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>地方版総合戦略は、地域の現状や将来像、計画期間における施策等を記載しており、地域再生法に基づき、地域再生の目標や事業を定める地域再生計画と同じ趣旨のものである。そのため、地方創生推進交付金の申請にあたり、地域再生計画を改めて作成する必要はなく、地域再生計画を地方版総合戦略に替えるべきである。</p> <p>また、地方版総合戦略を地域再生計画として内閣総理大臣認定を受ける必要性は認めが、地方版総合戦略は、5年間の基本的方向等を示すものであり、改訂することはほとんどなく、内閣府や関係省庁の協議の必要性は少ない。</p> <p>なお、現状どおり、地域再生計画への詳細な内容の記載を必須とするのであれば、地域再生計画と事業実施計画を1本化するということについても検討いただきたい。</p>		<p>【神奈川県】 地方創生推進交付金について、法に基づく財政支援であることから、一定の提出資料が必要となることは理解するが、地域再生計画や交付金実施計画を作成すること自体が過度な負担とならないように、引き続き事務の簡素化の検討を求める。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>地方創生推進交付金は地域再生法に基づく法律補助であるため、これを活用する場合には、具体的な事業の内容や当該事業の推進のために活用する支援措置等を盛り込んだ地域再生計画を、法に基づき作成し、内閣総理大臣の認定を受けることが必要である。</p> <p>地方、地方版総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、地方公共団体自身が地方創生に向けた今後5か年の目標、施策の基本的方向性等を示すものであり、内閣総理大臣の認定は不要となっている。</p> <p>したがって、両者の性質の違いや地域再生制度の趣旨に鑑みて、地域再生計画を地方版総合戦略により代替することは適当ではない。</p> <p>地域再生計画と交付金実施計画の一本化については、各年度の事業費等、事業の詳細を記載した計画を認定することになるため、各年度の事業費等に変更が生じた場合に統一認定申請が必要となり、かえって事務負担は増大することとなるため、事務負担を考慮し、事業の詳細を記載した交付金実施計画のうち、最低限の内容について引用する形で記載した地域再生計画を認定することとしている。</p> <p>事務手続きの簡素化については、地域再生計画と交付金実施計画の記載フォーマットの作成及び記載内容の共通化等の事務負担の軽減のための取組を既に実施しているところであり、今後とも第1回の計画申請・認定等を踏まえた地方公共団体の要望を伺いつつ、引き続き事務手続きの簡素化を進めてまいりたい。</p>	<p>6【内閣府】 (10)地方創生推進交付金 (イ)地方創生推進交付金の申請手続きについては、地方公共団体の意見を踏まえつつ、引き続き申請手続きの簡素化を進めることについて、地方公共団体に今後実施する予定の説明会等を通じて平成29年中に周知する。</p>
<p>地方創生推進交付金は、地方版総合戦略に基づく事業を着実に実施するためのものという趣旨を踏まえ、先駆的タイプについては、申請要件を緩和していただいたことに加え、さらに、地方自治体単独の事業でも先駆的タイプとして認めていただくようお願いしたい。</p>				<p>【全国市長会】 関係府からの回答が「提案どおり要件を緩和した」となっているが、改正内容の周知を徹底すべきである。</p>		<p>1. 地方創生推進交付金は、地方公共団体の自主性・主体性を尊重しつつ、官民協働、地域間連携、政策間連携等を行う先駆的な取組みを支援するものと位置づけられている。</p> <p>2. これを踏まえ、先駆的タイプにおいては、自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携の要素は重要であるので、原則として、これらの4つの要素が全て含まれることを、地域再生計画認定申請及び交付金申請の要件としている。特に地域間連携については、地方創生に関する基本法であるまち・ひと・しごと創生法において基本理念の一つとして第2条第8項に掲げられているように、地方創生の取組を進めるうえで重要な要素である。</p> <p>3. 地方、その在り方については、今般、地方6団体等からの要望も踏まえ、9月末を期限とする第2回応募より、複数の地方公共団体が共同で予算を実施する予算の共同化に限らず、それ以外の形での連携を広く認める形で運用の弾力化を図ったところである。また、地域間連携を伴わない取組についても支援することが出来るよう、自立性以外の3つの要素のうち2つが含まれれば申請できる「横展開タイプ」等を設けているところであり、そちらをご活用いただきたい。</p> <p>4. なお、地域間連携の申請要件に関する運用弾力化については、7月6日、都道府県及び市町村の担当者宛に事務連絡(「平成28年度における地方創生推進交付金の取扱い」の改訂について)を発送し、その上で、第2回応募に向けて7月後半から8月上旬にかけてブロック別に実施した個別相談会(計11回)などの機会に直接説明を行うなど、周知徹底を図ってきたところである。今回、全国市長会から更なる周知徹底を図るよう要望を受けたことを踏まえ、今後実施する予定の説明会等の機会を積極的に活用し、地方公共団体に対するより一層の周知徹底を図ることとした。</p>	<p>6【内閣府】 (10)地方創生推進交付金 (ロ)地方創生推進交付金の申請要件については、複数の地方公共団体が共同で予算を実施する予算の共同化に限らず、それ以外の形での連携を広く認めるという地域間連携の申請要件に関する運用弾力化について、改めて地方公共団体に今後実施する予定の説明会等を通じて平成29年中に周知する。</p>
<p>保育標準時間及び保育短時間について 従来の保育制度では、保育は、保護者が必要とする範囲で利用する意識が定着していたが、子ども・子育て支援新制度では、保育標準時間及び保育短時間の区分により、時間(保育必要量)に対する対価(保育料)の概念が生じ、保育を利用する権利の意識が助長され、保育現場では、公平性の確保のため登降園の時間を厳格に管理するなど新たな負担が発生している。</p> <p>保育必要量の区分の統一は、保護者や保育士の負担軽減と合わせ、必要な範囲で保育を利用する意識を復活させる効果も期待される。また、従来どおり保育の必要性に応じて8時間(保育短時間)の利用ができたため、保育サービスの選択性に影響はない。</p> <p>なお、自治体向けFAQ第13版(α10-№21)で示されているように、1か月の就労時間が120時間未満であっても、適切な判断のもと保育標準時間の利用が可能であることから、保育必要量の区分の統一に支障はないと考えられ、再度の検討を求めるものである。</p> <p>支給認定証について 教育・保育の実施には、子どもや家庭に関する情報が必要であり、現実的には、支給認定証の提示のみで教育・保育を利用することは困難である。</p> <p>不正支給については、日々登園する子どもや送迎する保護者の確認で防止が可能であり、認定区分等に係る情報確認は、保護者においては入所承諾通知や保育料納入通知で可能であり、施設においては、利用調整の過程で別途把握しており、支給認定証の機能は限定的である。</p> <p>一方、認定区分や保育必要量等の変更、支給認定の取消し等の手続時には保護者に支給認定証の返還を求める必要があり、保護者や施設の負担となっていることから、再度の検討を求めるものである。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>	<p>○保育の実施に当たっては保護者がその就労実態に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるよにすること、という子ども・子育て支援新制度の理念に反するとのことであるが、制度創設時の想定と比べて、短時間の利用度が極めて低い状況にあり、保護者、事業者の負担が大幅に増大しているのではない。</p> <p>このように理念と実態が乖離していることから、詳細な実態調査を踏まえ、保育必要量の区分について見直すべきではないか。</p> <p>○また、保育必要量の区分の見直しは、事務負担の軽減の観点と併せて、地域の実態に応じた保育サービスを可能とするものである。</p> <p>例えば、待機児童が多い市町村では、保護者の就労状況に応じて、児童一人当たりの真に必要な保育量を正確に把握することができ、保育の供給量を調整することで、効率的な保育士の配置や更なる児童の受け入れを図れるようになると考えられる。</p> <p>これは、現行の保育制度の下でもポイント制により入所の判定を行っている実態に鑑みれば、必ずしも市町村にとって新たな負担となるものではないと考えられる。</p> <p>また、児童の受け入れに余裕のある市町村では、現行の保育標準時間に合わせた保育内容を構成することで、保育の質の向上や延長保育の事務負担の軽減を図れるようになる。</p> <p>従って、必ずしも事務負担の軽減のための区分の廃止という観点だけではなく、地域の実情に応じた子育て環境の向上という観点からも、保育サービスの提供に関する市町村の裁量を拡大させるべきではないか。</p>	<p>6【内閣府】 (7)子ども・子育て支援法(平24法65) (イ)子どもための教育・保育給付の認定を行ったときの支給認定証の交付(20条4項)については、平成28年度中に府令を改正し、申請があった場合のみ支給認定証を交付することを可能とする。 (前掲府省・文部科学省及び厚生労働省) (ロ)子どもための教育・保育給付における保育必要量の認定(20条3項)については、上記支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。 (関係府省・厚生労働省)</p>	

内閣府 「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	
	区分	分野									団体名	支障事例		
														団体名
280	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	子ども・子育て支援新制度下における認定こども園の保育短時間制度の廃止について	子ども・子育て支援新制度における保育短時間は、保育標準時間と比べ保育時間が3時間短いが、保護者が負担する保育料はほとんど変わらないなど、保護者にとってメリットがない。また、法人・市町村にとっても支給認定の変更事務が非常に重い負担となっているなど、制度にメリットが乏しく、運営法人の中には認定こども園を返上したいという声すらある。	保育の必要量に係る事務を改善することで、法人、市町村の事務負担が軽減され、特にこの事務の緊急性を理由として幼稚園から認定こども園に移行しないの移行促進を図ることができ、待機児童対策としても有効と考える。また、現在、短時間認定を受け、想定外の時間外勤務が生じた際は保育料とは別に延長保育料の負担をしている保護者の視点からは、短時間認定が廃止されることで、経済的な負担感や標準時間認定との不公平感が解消される。	子ども・子育て支援法第3項	内閣府、厚生労働省	箕面市		<ul style="list-style-type: none"> ○保育必要量の認定区分(保育標準時間と保育短時間)の変更に伴い、施設利用時間、利用者負担額・給付費・延長保育の取扱い等も変更となることから、自治体担当者・施設職員の事務負担がかなり大きいものとなっている。また、変更申請に係る保護者負担も増大しているのが現状である。認定区分による利用者負担額の差は僅かであり、短時間認定を受け、勤務の開始で急発的に延長保育を利用する必要がある場合などにおいては、標準時間認定と同等の経済的負担を負うことも想定され、制度上の不公平感を感じる保護者もいる。認定区分を廃止することにより、事務負担の軽減及び不公平感の解消を図ることができる。 ○保護者の就労時間が増えることは望ましいが、その結果支給認定の変更や保育料の変更手続きが必要となっている。また、保育短時間認定の場合であっても、職務時間によっては保育標準時間認定となるなど、その区分は明確ではない。待機児童解消の取り組みなども、保育所等への入所児童数は年々増加する中、保護者の就労状況の把握を求め、支給認定の変更やそれに伴う給付費の変更にかかる事務は膨大なものとなっている。 ○支給認定に係る事例により、事業者・事業者・自治体の負担増(手続き・費用等)となっているため、必要性を認める。 ○地域における課題(保育標準時間と保育短時間の利用者負担額の差がほとんどないため、1時間の範囲で利用できる権利を得ようとする。就労時間を延ばす保護者が増加した。短時間認定と標準時間認定を統合することで、必要な保育士の見通しが立てやすくなり、職員確保にも迅速に取り組みできるようになる。 ○子ども・子育て支援新制度における保育必要量区分(保育標準時間・短時間)においては、利用者負担額はほとんど変わらないにもかかわらず、保育標準時間認定と短時間認定の保育料が3時間短いが、保護者にとってのメリットが少ない。事業者においても、支給認定の変更毎に認定内容(標準時間・短時間)の状況把握に努めなければならないが、事務負担増との声も多くの施設よりあげられている。保育の必要量において、標準時間と短時間を統合(もしくは短時間の廃止)により、保護者・事業者・自治体の負担増減に繋がらなければ施設運営の安定化にも繋がると考える。 ○保育標準時間・短時間の変更に伴い、保護者においては業務作成、提出及び支給認定書の返送等、施設においては保育料の算出、保育料の変更、施設給付費での調整等での負担が増えている。また、市における認定変更に係る事務量は膨大となっているため、本来、人にかかるとは相談や情報提供の充実、待機児童の解消方策の検討へ真やすべき努力を認定変更にかかる事務に取られるべき状況がある。 ○子ども・子育て支援新制度における保育短時間、保育標準時間と比べ保育時間が3時間短いが、保護者が負担する保育料はほとんど変わらないなど、保護者にとってメリットがない。また、法人・市町村にとっても支給認定の変更事務が非常に重い負担となっているなど、制度にメリットがない。 ○保育の必要量に関する事項は、保育の必要量が異なることから、保育標準時間認定及び保育短時間認定の区分については必要であると考えている。しかし、「就労」の場合における保育短時間認定については、月の勤務時間が20時間未満の場合であっても、1日の勤務時間が保育短時間の利用時間で対応できない場合には市町村判断により標準時間認定とすることができることから、保育の必要量の事由が「就労」に限らず、標準時間認定に統一することについては賛成である。 ○保育標準時間と保育短時間の利用者負担額にはほとんど差がなく、保護者にとってメリットが少ない。子育てで世帯で保育を必要とする理由が異なるなど、ここにない保育必要量区分、事業者では、利用者負担額の徴収や施設給付費等の請求のために変更の都度状況を把握する必要があり、結果的に施設型給付費等の請求が異なるなど不利益が生じている。当市では、保育認定の支給認定とも約1400名に対し、平成27年度の保育必要量の変更に係る標準時間・短時間認定の申請件数は約300件とされており、事務負担が大きい。また、保育必要量の変更は自治体の判断によるため、広域利用の場合には保護者の居住地の市町村と施設所在地の市町村で調整を取る必要があり、事務が煩雑となっている。保育標準時間と保育短時間を統合することにより、保護者、事業者、自治体の事務負担を軽減することができる。特に事業者においては、事務負担の軽減が保育の質の向上につながることも、施設給付費等の変動が減少することにより安定的な経営計画を立てやすくなる見込まれる。 ○保育の必要量区分(標準時間・短時間)が生じたことにより保護者への確認・変更等事務負担が増えている。短時間認定の新たな認定が増えたが、ほとんど標準時間認定であるため、短時間認定を廃止したい。 ○提案市と同様の支障あり。石井市では、短時間認定であっても、標準時間の範囲内であれば月額保育料に差がでないように対応を行っている。廃止されればこの対応の事務負担等も解消され、保護者の不要な混乱もなくなる。 ○当市は、単一の保育料を用いているため、認定区分や標準・短時間に関わらず、保育料が同じであれば同じ保育料である。そのため、標準・短時間の別はあまり意味がない。市が園庫補助金の申請等に用いるのみであるため、標準・短時間が統一されれば、事務の簡素化が図られる。 			
23	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園法が定める公私連携型保育施設認定こども園の運営主体の拡大	【制度改正の経緯】 町では、平成26年度から公立の幼保連携型認定こども園の運営を開始した。公立ということで信頼性・安定性の面において、利用者から高い評価を受けているものの、個々の特性に応じたきめ細やかなサービスの提供、信頼性・安定性を担保しつつ民間の活力やノウハウを活かすかが課題となっている。 【支障事例】 公立園のため、定員管理の関係上、園の職員における臨時職員の割合が増加している。臨時職員は雇用環境が不安定であることを理由に、今年度の保育士等の募集には必要数の半程度のみしか確保ができず、人材確保に支障をきたしている。また、正規職員と臨時職員では、職務内容と求められる成果は同じにもかかわらず、賃金等の待遇に差があるため、職員の意欲低下を招くことになりかねない状況にある。	【改正の効果】 地方独立行政法人が運営することにより、独立採算制を原則とした経営ができる。また、地方独立行政法人が保育士等正規職員として継続的に雇用できる。また、地方独立行政法人が待遇面での向上が期待できる。さらに、その効果として職員の意欲向上と質の高いサービスの提供が見込まれる。 【前が進める政策との関係】 町が責任をもって、効率的に質の高い子育て支援を行うことを可能とする本提案は、「地域において子どもが健やかに育まれる環境の整備」という認定こども園法の目的に沿うものであるとともに、国が最重要課題として推進する一億総活躍社会の実現や地方創生にも直接的に関係するものである。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条第1項	内閣府、文部科学省、厚生労働省	九重町					公私連携型保育施設認定こども園は、民間法人に子ども・子育て支援に関する中核的な役割を担う保育施設認定こども園を運営してもらうことを期待して、市町村と民間法人とが協定を結ぶことにより、市町村がその運営に一定の責任を果たす、あくまでも民間法人立の幼保連携型認定こども園であることから、当該規定の適用は不適当である。
24	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	地方独立行政法人法施行令が定める公共的な施設を認定こども園に加える	管理番号23と同じ	管理番号23と同じ	管理番号23と同じ	地方独立行政法人法施行令第4条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	九重町			幼保連携型認定こども園は学校かつ児童福祉施設という位置づけを有しているが、学校教育法上、学校を設置できるのは国立・公立大学法人、地方公共団体及び公立大学法人、学校法人であり、幼保連携型認定こども園についてはそれぞれに加え社会福祉法人に限られていること。地方独立行政法人を幼保連携型認定こども園の運営主体として追加することについては、学校かつ児童福祉施設の双方の機能を持つ幼保連携型認定こども園を安定的・継続的に運営できる体制等様々な観点から慎重な検討が必要である。	
27	A	権限移譲	医療・福祉	認定こども園及び保育所の認可権限の移譲	【現状】 幼保連携型認定こども園及び保育所については、都道府県、指定都市及び中核市(以下「指定都市等」という。)に認可権限があるが、それ以外の認定こども園の認可権限については都道府県に存置されている。 また、指定都市等が認可を行う場合には、区域を超えた広域調整の必要性から、都道府県に協議を行っている。 一方、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度において、就学前の教育・保育に関する実施主体は市町村と位置づけられ、市町村は、19人以下の児童を保育する小規模保育事業を含む地域型保育事業の認可等、就学前の教育・保育に関し一体的・包括的な施策を実施している。 【支障事例】 A市からの補助を受け認定こども園を整備したB市法人は、設計・工事監理の各段階で、A市及び認可権限を持つ本県と二重に調整を行う必要が生じた。 【制度改正の必要性】 指定都市等への権限移譲は一定程度進んでいるものの、地域の実情に通じる市町村が就学前の教育・保育環境の整備を一体的・包括的に進めることができるよう、認定こども園等に係る認可権限の市町村への権限移譲を更に進める必要がある。 そこで、区域を超えた広域調整を担保するため、都道府県への協議を附加した上で、地域型保育事業同様、認定こども園等の認可権限を市町村に移譲すべきである。 広域調整の必要性は認めるが、そののみをもって都道府県が認可権限を持つ明確な理由とはならず、指定都市等の例にあるように都道府県への協議をもって広域調整は十分に機能するものとする。	【現状】 幼保連携型認定こども園及び保育所については、都道府県、指定都市及び中核市(以下「指定都市等」という。)に認可権限があるが、それ以外の認定こども園の認可権限については都道府県に存置されている。 また、指定都市等が認可を行う場合には、区域を超えた広域調整の必要性から、都道府県に協議を行っている。 一方、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度において、就学前の教育・保育に関する実施主体は市町村と位置づけられ、市町村は、19人以下の児童を保育する小規模保育事業を含む地域型保育事業の認可等、就学前の教育・保育に関し一体的・包括的な施策を実施している。 【支障事例】 A市からの補助を受け認定こども園を整備したB市法人は、設計・工事監理の各段階で、A市及び認可権限を持つ本県と二重に調整を行う必要が生じた。 【制度改正の必要性】 指定都市等への権限移譲は一定程度進んでいるものの、地域の実情に通じる市町村が就学前の教育・保育環境の整備を一体的・包括的に進めることができるよう、認定こども園等に係る認可権限の市町村への権限移譲を更に進める必要がある。 そこで、区域を超えた広域調整を担保するため、都道府県への協議を附加した上で、地域型保育事業同様、認定こども園等の認可権限を市町村に移譲すべきである。 広域調整の必要性は認めるが、そののみをもって都道府県が認可権限を持つ明確な理由とはならず、指定都市等の例にあるように都道府県への協議をもって広域調整は十分に機能するものとする。	児童福祉法第35条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	福島県、秋田県	北海道、徳島県、高知県、沖縄県				保育所の認可権限や認定こども園の認定権限の市町村への移譲を希望する自治体については条例による事務処理特例等を活用していただきたい。
142	A	権限移譲	医療・福祉	「分保連携型」以外の認定こども園に係る認定権限の都道府県から指定都市・中核市へ移譲	【背景】 幼保連携型認定こども園の「認可」権限は中核市に付与されているが、他の類型の認定こども園(「幼稚園型」「保育所型」及び「地方裁量型」)に係る「認定」権限は、都道府県に存置されている。 一方、施設型給付費の支給に係る施設としての「確認」の権限は、いずれの類型においても市町村が有している。 【支障事例】 このことにより、中核市の域内(「幼保連携型」以外の認定こども園を設置する事業者は、都道府県と中核市の両方で手続きをとる必要があり、煩雑である。また、中核市は、「幼保連携型」以外の認定こども園の開設までのスケジュール調整が難しく、例えば、年度の経緯に翌年度4月の開設が決まった施設については、市民への告知期間を十分に確保することができないことから、市民の選択の幅を狭めてしまうなど、適切な教育・保育サービスの提供に支障が生じている。 また、「子ども・子育て支援新制度」が施行され、市町村は、法定計画として「市町村子ども・子育て支援事業計画」(平成26年度末に策定)・「制度の実施主体」として、地域における教育・保育ニーズに応じた供給体制の確保に取り組んでいるところであり、確保策の一つとして、認定こども園への移行について積極的に働きかけているが、中核市には「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限がないため、認定申請手続きを進めていく中で、最終的な認定可否等については確実な判断を示すことができないこととあり、地域の実情に応じた確保策を進めていくには、限界があるほか、事業者の利用定員の設定に対し、直接意見を述べることもできないなど、計画的な供給体制の確保に支障が生じている。	都道府県と中核市に分かれている認定こども園の「認定」・「確認」の申請窓口を中核市に一本化することにより、事業者の利便性が向上する。 また、中核市主体のスケジュール管理が可能となり、当該開設込みの施設の利用を検討している市民に対する十分な周知ができるようになるなど、市民サービスの向上につながる。 更に、市町村の教育・保育ニーズに応じた類型の認定こども園への移行について、事業者に対し、より積極的に働きかけができるほか、利用定員の設定についても、施設の設置者に直接、協力を求めることができるようになるなど、より計画的に供給体制を確保することができる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条 等	内閣府、文部科学省、厚生労働省	宇都宮市	北海道、秋田県、奈良県、高知県、沖縄県			<ul style="list-style-type: none"> ○保育所や幼保連携型認定こども園は、指定都市や中核市に権限移譲されているが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は都道府県とされており、事業者にとってわかりにくく、事務も複雑になっている。 ○本市においても、社会福祉法人の施設型認可及び施設型に関する補助事業がなくなり、幼保連携型認定こども園や保育所の設置認可は県が行うという事案が発生しており、施設型を目的とする場合には、県・市それぞれと協議する必要があるほか、県・市それぞれの審議の進捗状況等を適宜確認する必要があるなど、事務の繁雑化の一因となっている。 ○新制度において、確認を市町村で行うこととなっているが、認定こども園の認定については県となっており、定員の変更など、それぞれに手続きを要している。 市町村へ一本化されることで施設型の負担の軽減につながる。 	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>○保護者の就労の実態については、フルタイムやパートタイムなど様々であり、また、就労時間帯も早朝や日中、夜間など多岐にわたっている。「保育短時間認定」の8時間の時間帯設定は、市町村が行うこととされており、本市では午前9時から午後5時までとしている。</p> <p>例えば就労時間帯が午前8時から午前12時までの4時間の場合は「保育標準時間認定」となり、就労時間帯が午前10時から午後4時までの4時間の場合は「保育短時間認定」となり、保育の利用時間数と認定区分が逆転し、逆転することで保護者間の不公平感が生じる。</p> <p>また、保育料の設定についても、両区分間で3時間の差があるものの保育料月額に、ほぼ差がないことも保護者の不公平感を増長している。</p> <p>○回答の内容は、「上記区分を統一することは保護者にとって保育サービス利用に当たっての選択の幅を狭めるものであり、保育の実態に当たっては保護者がその就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすること、という子ども・子育て支援新制度の根本理念に反するものであり、対応は困難」との内容であるが、子ども・子育て支援新制度実施後の実態が当該制度の根本理念から大幅に乖離していることから、実態に即して制度を再構築する必要があると考える。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>	<p>○保育の実態に当たっては保護者がその就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすること、という子ども・子育て支援新制度の理念に反することであるが、制度創設時の想定と比べて、短時間の利用度が極めて低い状況にあり、保護者、事業者の負担が大幅に増大しているのではないかと、詳細な実態調査を踏まえ、保育必要量の区分について見直すべきではないか。</p> <p>○また、保育必要量の区分の見直しは、事務負担の軽減の観点と併せて、地域の実態に応じた保育サービスを可能とするものである。</p> <p>例えば、待機児童が多い市町村では、保護者の就労状況に応じて、児童一人当たりの真に必要な保育量を正例に把握することができ、保育の供給量を調整することで、効率的な保育士の配置や要する児童の受け入れを促せるようになる。これは、現行の保育制度の下でもポイント制により入所の判定を行っている実態に鑑みれば、必ずしも市町村にとって新たな負担となるものではないと考えられる。</p> <p>また、児童の受け入れに余裕のある市町村では、現行の保育標準時間に合わせた保育内容を構成することで、保育の質の向上や延長保育の事務負担の軽減を図れるようになる。従って、必ずしも事務負担の軽減のための区分の廃止という観点だけではなく、地域の実情に応じた子育て環境の向上という観点からも、保育サービスの提供に関する市町村の裁量を拡大させるべきではないか。</p>	<p>保育必要量(保育標準時間・保育短時間)の区分の在り方については、支給認定証の在り方と併せて、地方分権改革推進室と共同で実態調査を行うこととしており、当該調査の結果を踏まえ検討してまいりたい。</p>	<p>6【内閣府】 (7)子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)子どものための教育・保育給付における保育必要量の認定(20条3項)については、上記支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)</p>
<p>現行の地方独立行政法人法第21条第4号により、地方独立行政法人が広汎に社会福祉事業を経営することが認められているものと認識している。</p> <p>その上で、貴府省の回答によれば、「民間法人に子ども・子育て支援に関する中核的な役割を担う幼保連携型認定こども園を運営してもらうこと等を期待して」運営主体を民間法人(学校法人、社会福祉法人)に限定していることであるが、提案の背景として、当市では民間法人が希少であることにより、支障が生じているという状況がある。</p> <p>「市町村と民間法人との協定を後このことにより、市町村がその運営に一定の責任を果たす」とあるが、地方独立行政法人であっても、業務方法書の認可権限や人事管理権を行使することにより、運営に対して一定の責任を果たすことも可能であると考えられる。</p> <p>その上で、改めて公私連携幼保連携型認定こども園の運営主体に地方独立行政法人を追加することについて検討いただきたい。</p> <p>また、民間法人(学校法人、社会福祉法人)に限定している趣旨についても、具体的に御説明をいただきたい。</p>						<p>ご指摘の「公私連携幼保連携型認定こども園」は、民間法人に施設運営してもらうためのインセンティブを付与しつつ、協定により市町村がその運営に一定の責任を果たすための仕組みである。あくまでも「公」と「私」の連携として、民間法人へ地方公共団体が一定の関与及び補助を行うことを目的としているものであることから、地方公共団体が設置するものである地方独立行政法人を対象とすることは、その目的・主旨からみて不適当である。</p>	
<p>管理番号23で述べたとおり、当市においては、民間法人が希少であることにより、支障が生じているという状況がある。学校かつ児童福祉施設の双方の機能を持つ幼保連携型認定こども園を安定的・継続的に運営できる体制整備等様々な観点から、引き続き御検討いただくとともに、安定的・継続的に運営できる体制整備等様々な観点のうち、具体的にどのような観点で地方独立行政法人が不適当なのかお示しいただきたい。</p>						<p>管内の民間法人が希少であれば管外の法人を招致したり、協力を得て新規に設置したりすることも可能であり、また、民間法人であっても公私連携協定の締結等により、自治体が安定的・継続的に運営できる体制整備に関与できることから、ご指摘の事由により地方独立行政法人が幼保連携型認定こども園を設置する必要性は認められない。</p>	
<p>地域の実情にに適した教育・保育の実施主体である市町村が認定権限を持つことが合理的であることから、希望する市町村のみならず、全ての市町村に権限委譲すべきである。</p>				<p>【全国知事会】 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設置については、これまでの指定都市市長会の提案を踏まえ、指定都市へ権限移譲すべきである。それ以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。</p> <p>保育所の設置については、市町村立は都道府県への届出、民間立は都道府県の認可であり、また、保育所への指導監督については、国の定める最低基準に基づき、都道府県が報告、立ち入り、検査等の権限を持つが、公立・民間立を問わず、市町村が地域の待機児童数や今後の保育需要等を踏まえ計画的に整備していることから、住民に身近な市町村において総合的、主体的な保育施策の展開が可能となるよう、保育所の設置に関する基準設定の権限とともに保育所の設置認可・指導監督権限を市町村に移譲すべき。</p> <p>【全国市長会】 手挙げ方式も含めた検討を求める。</p>	<p>市町村が保育所の認可や認定こども園の認定を行うことは是非については、自治体によって状況が異なることから、権限の移譲を希望する場合は、条例による事務処理特例等を活用していただきたい。</p>	<p>5【内閣府】 (2)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (i)以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条8項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条9項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条) (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)</p>	
<p>事務処理特例制度により指定都市等が個別に権限移譲を受けることは可能であるが、全国的に待機児童の解消が喫緊の課題となっている中、窓口の一本化による事業者の負担軽減などが認定こども園への移行の後押しとなり、保育の受け皿確保へと繋がることから、法令により中核市を含め、一律に権限移譲されるよう検討していただきたい。</p>		<p>【神奈川県】 幼保連携型認定こども園の認可権限については指定都市及び中核市に移譲されており、移行に係る事業者からの相談対応等を効率化するため、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限も指定都市及び中核市に移譲すべきである。</p>		<p>【全国知事会】 これまでの指定都市市長会の提案を踏まえ、指定都市へ権限移譲すべきである。それ以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。</p> <p>【全国市長会】 指定都市への移譲については、十分に検討すること。中核市への移譲については、手挙げ方式も含めた検討を求める。</p>	<p>指定都市への移譲については、第1次回答で回答したとおり、指定都市に移譲する方向で、関係団体と協議・調整を行っていく。中核市への移譲については、引き続き関係団体と協議・調整を行ってまいりたい。</p>	<p>5【内閣府】 (2)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (i)以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条8項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条9項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条) (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)</p>	

内閣府「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
291	A	権限移譲	医療・福祉	認定こども園(幼保連携型以外)の認定権限の中核市への移譲	【制度改正が必要な理由】 認定こども園の認可・認定等の権限について、平成27年12月22日地方分権改革推進本部決定「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」において、政令指定都市に対してのみ認定等の権限を移譲する方針が示されている。政令指定都市と同様に、住民に身近で専門能力を有する中核市においても、市で全ての認定こども園に係る事務ができれば、事務の効率化が図れるとともに、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。 【支障事例】 現在、幼保連携型認定こども園については市の事務、幼保連携型以外の認定こども園は府の事務となっている。施設類型によって権限を有する自治体が違うため、書類の様式や認可・認定スケジュール、審議の提出先等が異なり、事業を行う際には手続きが煩雑になるとともに、市としては認定こども園に係る事務を一体的に進めにくくなっている。	幼保連携型認定こども園の認可等の権限を併せて、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限も移譲することで、認定こども園に係る事務について市で完結することが可能となり、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条、第7条、第8条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、岡山県、広島県		○保育所と幼保連携型認定こども園は、指定都市や中核市に権限移譲されているが、幼保連携型認定こども園以外の指定都市・中核市に権限を移譲し、幼保連携型認定こども園と同様の仕組みにすることは、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながる。○本県でも、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限については、事務処理特例条例において希望する政令指定都市・中核市に権限を移譲し、幼保連携型認定こども園と同様の仕組みにすることは、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながる。○本県では同様の状況であり、幼保連携型と幼保連携型以外の認定こども園では権限を有する自治体が多岐にわたるため、事務を一体的に進めにくくなっている。○新制度において、確認を市町村で行うこととなっているが、認定こども園の認定については県となっており、定員の変更など、それぞれに手続きを要している。	中核市への認定権限の移譲については、指定都市と併せて検討している。	
31	B	地方に対する規制緩和	その他	個人番号を利用した情報連携の対象情報の拡大	マイナンバーによる情報連携においては、都の医療費助成システム等の入力情報を活用し、区市町村に対する住民異動関係情報の照会を効率的に行うことが可能となるが、現行の番号法の規定では、「住所情報」が取得できない。住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」といふ。)により「住所情報」を確認する場合、マイナンバーによる情報連携とは別に、住基ネット専用端末での作業が必要となる。加えて、事業執行部署設置の住基システム端末では個別検索しかできないことや、一括での情報検索作業は自治体に1台しか設置されていない観機に限られていることなどから、照会件数が多い場合は、情報提供を受けるまでに時間を要する。種別法に基づく特定医療費の認定事例においては、申請者の住所確認が必要となるが、住基ネットにより住所を確認する場合、医療費助成の認定までに時間を要することとなり、申請者に対し不利益を生じさせるおそれがある。そのため、申請の際に住民票の添付を求めざるを得ず、利便性の向上が図れない。なお、種別法に基づく事務以外で、番号法の規定による情報連携を行える事例においても、住所確認を必要としているもの(児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費助成事務等)があり、同様の課題がある。	申請の際に住民票の添付省略が可能となり、対象者の利便性が向上されるとともに、都道府県において支給認定に必要な情報を円滑に取得できるところから行政事務の効率化につながる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といふ。)	内閣府、総務省、厚生労働省	東京都		○本県でも同様の支障事例が生じており、申請者に対し住所確認が必要となる。住基ネットに加入している世帯員を確認するため住民票の添付を求めざるを得ず、利便性の向上は図れない。○提案案と同様に番号法の規定では住所の確認ができないため、申請者に個人番号の記載を求めた上で住民票の提出を求めるとし、住基ネットを利用の上で住所を確認し、また、住基ネットによる検索も可能であるが、検索が実行しきれない申請を受け済める場合は、事務処理に時間を要することとなる。○現時点では情報連携が始まっているが、本県においても毎年1万件程度の申請があり、職員が個別に住民基本台帳システムで住所確認を行うと大変な負担が生じている。一方で、申請者の方からこれまで通り住民基本台帳システムで住所確認を希望する場合は、個人番号照会導入の意義が十分に発揮できているとされている。○種別法に基づく特定医療費の認定事務等において、本県においても、住所確認を必要があり、住民票の添付を求められているところである。マイナンバーを利用した情報連携により住所確認が取得できない場合、申請に際し、住民票の提出を求めるとし、申請者の負担が増えることとなり、本県における認定事務の効率化が図れない。○種別法に基づく特定医療費の認定事務等において、申請には対象者の住所確認が必要となる。しかし、マイナンバーによる情報連携で住所確認が取得できないため、住基ネットによる検索を利用することとなるが、医療費助成の認定までに時間がかかり、申請者に対し、不利益を生じさせるおそれがある。	住所情報については、住民基本台帳法に基づき、各地方公共団体が住民基本台帳ネットワークシステムにより確認することが可能であることから、情報提供ネットワークシステムによる情報連携の対象とはしていません。	
46	B	地方に対する規制緩和	その他	税控対象NPO法人の情報連携の対象情報の見直し	【制度概要】 認定NPO法人は、PST(パブリック・サポート・テスト)要件を満たすことで、様々な税制優遇措置を受けられる。一方、指定NPO法人は、地方税法第37条の2第1項第4号及び第3項の規定により、道府県の条例で指定されることにより寄付金税額控除の対象となる。なお、この指定条例では法人の名称及び主たる事務所の所在地を明示する必要がある。本県では平成25年に「埼玉県指定特定非営利活動法人を指す条例」を制定しており、現在10法人を指定している。 【支障事例】 NPO法人の新規指定や、指定NPO法人の名称及び主たる事務所の所在地に変更があった場合は、その都度条例改正を行わなければならない。しかし、条例改正のタイミングは4年回の議会開会時という制約から、本県では、申請から指定までに最長で約半年を要している。そこで、認定NPOは一定の客観的基準を満たした団体を告示で明示する扱いである点も踏まえ、指定NPO法人の名称・所在地の見直しについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せようか。	寄付金税額控除の対象となるNPO法人の申請から指定までの期間を1〜2か月程度短縮することが可能となる。これにより、指定NPO法人がその活動(寄付金獲得活動)を早期に開始することができる。	地方税法第37条の2第3項	内閣府、総務省	埼玉県		○本県においても、平成20年12月に「寄附金税額控除に関する特定非営利活動法人を指す条例」を制定し、1法人を指定するとともに、2法人を指定するための審査を現在開会中の平成28年度議会に提案している。提案案と同様に、本県でも、議会開会日の関係から、いずれの法人についても、法人の申出から指定までに6〜9か月を要しており、指定までの期間を短縮する必要がある。また、指定NPO法人を指定する際の審査も同様である。本県の指定NPO法人は、現在指定してあるが、今後、これらの法人の名称や所在地が変更されることも十分に考えられ、制度の円滑な運営に支障を及ぼすおそれがある。○指定NPO法人の名称及び主たる事務所所在地の客観的基準を定めることにより、本市においても、新規指定や、法人名称及び主たる事務所所在地の変更の頻度、議会の議決を経なければならないため、速やかな対応ができていないという支障が生じている。○審査した議会(地方議会議決)とNPO法人は、条例に法人の名称及び主たる事務所までの明記を要しており、法人の移転や名称変更の都度条例改正が必要となるなど、発生事由に即し、即時の対応が出来ない。また、申請に際し、審査委員の審査を経て、議会の案別改正まで約半年期間を要する等、手続きが煩雑なことから、実際に申請する法人は限られており、制度の活用が十分にできていない。また、指定NPO法人の名称及び所在地を指定する方法の手続内容が変更されれば、速やかな指定が促進される。	内閣府としても、一徳協済団体の実現の上で特定非営利活動法人(NPO法人)は重要な担い手となっており、これらの活動の広がりを後押しすることは重要な課題であると認識している。地方税法第37条の2第1項第4号又は第314条の第1項第4号に基づく寄附金税額控除の対象となる認定NPO法人に対する寄附金税額控除第45条第1項第1号ハの規定に基づき、国税の優遇対象となる認定NPO法人の認定要件のうちPST要件を満たすものとしていることにより、指定を受けたNPO法人が認定NPO法人となった場合は、当該地方団体の個人住民税の控除の対象となるのみならず、その影響は国税である所得税及び法人税にも直接及び、また、他の地方団体にも影響が及ぶ場合がある。このため、より慎重な手続きが求められ、寄附金税額控除の対象となる。住民の福祉の増進に寄与するNPO法人であることと当該地方団体の意思として明記する必要があることから、議会の議決を経る必要がある条例において、個別に当該NPO法人の名称及び所在地を指定する必要があると考えられる。また、特定非営利活動促進法については、内閣府が法を所管しているもの、その性格から制度に関わることはこれまで全て議員立法で制定・改正がなされているところであり、条例個別指定に関する内容については、国会でご議論いただくべきものと考えている。	
52	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の施設整備に関する事務手続きの見直し	平成27年の類似の提案に対する結論として、原則安心こども基金で対応することとし、安心こども基金が使えない場合の事務手続きの簡素化を図るため、協議書の様式一本化や申請の提出締め切りの調整が図られたが、安心こども基金による対応については、交付元に応じた事業への活用に限られるため、幼保連携型認定こども園の施設整備を行う際に教育機能部分(文部科学省所管)の基金の残額が足りない場合に、教育機能部分については認定こども園施設整備交付金を、保育機能部分(厚生労働省所管)については安心こども基金を活用することとなり、事務手続きの簡素化の効果が限られる。また、平成28年度安心こども基金申請は現時点で示されておらず、契約等に着手できない状況にあるため、平成29年4月から開設予定の幼保連携型認定こども園の事業着手の遅延を招くこととなり、開園が遅れる危険性がある。さらに、両交付金の申請の提出締め切りについては調整が図られたが、間接補助である認定こども園施設整備交付金は県の予算措置と審査が必要であることから、保育所等施設整備交付金より事業者にとっての提出締め切りが厳格となるため、県、市町村及び事業者の作業時間の確保が困難な状況にある。	幼保連携型認定こども園に係る施設整備補助について、国庫の直接補助に統一する等の事務の見直しを行うことで、県、市町村及び事業者の事務の効率化が期待される。	児童福祉法第56条の4の3 「保育所等整備交付金交付金要綱」 「認定こども園施設整備交付金交付金要綱」	内閣府、文部科学省、厚生労働省	岡山県、日本創生会議		○厚労省、文科省と所管が分かれ補助金額が分かれていることで、それぞれの内示を待つ必要に着手する必要があるが、補助の内示時期に開きがあるため、早急に仕事を始める必要がある。その影響で準備の遅れが顕著になってしまふ。○本県においても、幼保連携型認定こども園の整備において、教育部分は文部科学省の認定こども園施設整備交付金及び保育部分は安心こども基金(厚生労働省所管)を活用する事例が発生しており、事務手続きの簡素化の効果が限られる。○本市においては、幼保連携型認定こども園の施設整備を行う際に、安心こども基金の残額及び国庫予算の不足により、保育所等整備交付金と安心こども基金を併用することとなった。このため、双方で交付の基準や協議書の様式が異なることとなり、協議の準備や実行に約1か月程度の遅れが生じている。また、交付金と安心こども基金との併用により、県の審査期間を要することから、事前協議書を前倒しして提出しなければならず、事前協議書の作成から事業着手までに相当の期間を要し、開園スケジュールの遅延等の影響が生じている。○本市において幼保連携型認定こども園ではないものの、幼保連携型認定こども園化に向けた施設整備を予定している幼稚園があり、安心こども基金により施設整備を進めていくこととしている。現時点において、平成28年度安心こども基金申請は示されておらず、協議に着手することができない状況となっており、平成29年4月の認定こども園移行に支障が生じかねない状況となっている。○両交付金が分かれているのみならず、現在は都道府県の安心こども基金も併用する状況となっており、計3つの補助制度が並存している。交付金の準備や内示スケジュールなどがそれぞれ異なるため、内示や事務の執行に支障が生じている状況にある。また、6月下旬に内示が出るのでは本年度で施設整備を終えなくてはならない状況で、スケジュールであったため、遅くとも月中旬には内示が出せるようスケジュールを見直す必要がある。○厚労省より「全国的に所管職員の確保は交付金がない及び所要額に満たない部分には平成27年度保育所等整備交付金を充てる」との連絡があった。「事業費が確保できない及び事業費が不足した場合は対応できない」という懸念があることから、実質的には平成28年度は安心こども基金が利用できる状況である。	ご指摘を踏まえ、地方公共団体、事業者の事務負担の軽減されるよう申請書類の簡素化やあらかじめ申請時期を明示しておく等申請期間が十分確保されるよう努めまいりたい。	
66	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	延長保育と放課後児童クラブを併設運営する場合の職員配置基準の緩和	保育所等と放課後児童クラブが同一敷地内の1つの建物に併設している場合、「保育所等」といふ。)において、保育士を最低2人(朝夕時間帯は保育士1人がいれば他1人は子育て支援員専任配置)配置することが義務付けられており、同施設に併設して放課後児童クラブを併設している場合に、同クラブも放課後児童支援員を最低2人(支援員1人がいれば他1人は補助員でも配置可)配置することが必要である。保育所等の延長保育(又は一時預かり)及び放課後児童クラブの利用児童数がいずれも少数でかつ(1)保育士2人を配置する場合(2)保育士1人を配置し、他1人が放課後児童支援員を配置する場合(※ただし、平成32年度までは保育士を放課後児童支援員とみなす特例あり)であれば、いずれかの施設に児童を兼約して、保育士等2人以上による両施設の兼務を認めて欲しい。	延長保育事業(又は預かり保育事業)及び放課後児童クラブの両事業を同一施設(同じ居室)で実施する場合に、保育士及び放課後児童指導員の配置基準を緩和することによって、効率的な人員配置が可能となり、両事業の人員確保及び職員の負担軽減につながる。	児童福祉法第56条の3 「延長保育事業実施要綱(児童養育0717第10号)平成27年7月17日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長発出」 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号、最終改正、平成二八年二月三日厚生労働省令第二二号)」	内閣府、厚生労働省	東広島市		石狩市、相模原市、和歌山県	○保育所と放課後児童クラブが併設建物で行っている場合、延長利用時間(本市の児童クラブは概ね18時以降)は、現在それぞれで規定の職員を確保しているが、その勤務の確保に苦慮している児童クラブがある。○本市においても放課後児童クラブと延長保育認定こども園の一時預かり事業実施補助金を併せて実施し、両施設の課題を有する施設があることから、これらの費用が緩和・改善されることで、限られた人材を有効に活用することができると考えられる。	○延長保育(又は一時預かり)は、家庭において保育を受けることが困難な乳幼児に対して保育を提供する事業であり、乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者を配置することとなっている。○一方、放課後児童クラブは、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を確保し、その健全な育成を図る事業であり、放課後児童支援員を2人以上配置することとなっている。○よって、延長保育(又は一時預かり)及び放課後児童クラブについては、目的や制度内容が異なるものであり、そうした違いを考慮せず、人材不足への対応の観点から一方の施設に児童を兼約することは、両サービスの質の低下と運営への支障をもたらしかねず、対応は困難。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
全国的に待機児童の解消が喫緊の課題となっている中、事業者の負担軽減や行政事務の効率化によって認定こども園への移行が一層促進され、保育の受け皿確保へと繋がることから、早期に種別移譲が実現されるよう検討していただきたい。				【全国知事会】 指定都市以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。 【全国市長会】 中核市への移譲については、手挙げ方式も含めた検討を求める。		引き続き関係団体と協議・調整を行ってまいります。	
各府省からの回答にあるとおり、住民基本台帳ネットワークシステムにより住所情報を確認する方法をとることで、具体的な支障の解消等が図られるものと認識しているが、他県における支障事例にもあつて住基ネット端末を配備する方法による支障の解消は、自治体の現状等に即しておらず、費用の面からも現実的ではない。 申請者の利便性の向上及び行政事務の効率化の観点から、住基ネットの追加配備に依らない形で情報検索が求められており、情報セキュリティを担保した上で、情報提供ネットワーク上の制約を解消すべきである。		【静岡県】 静岡県では、住基ネットの利用について、安易に増設という形をとるのではなく、業務フローの見直しによって運用を行う方針であるため、住基ネット端末の増設は予定しておらず、他業務で使用している既存の住基ネット端末を利用する。 その結果、他部署端末までの移動の手間と検索結果データの運搬リスクの課題が挙げられる。また、他業務と共用で住基ネット端末を利用することでの混雑や、直轄委託者設置新時期は多くの時間を窓口や電話対応に費やすことを踏まえ、患者情報を必要とする課業務において住基ネット端末で検索を行うことは難しいと考える。		【全国知事会】 国民が話し合うことのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。		住基情報については、住民基本台帳法に基づき、各地方公共団体が住民基本台帳ネットワークシステムにより確認することが可能であることから、情報提供ネットワークシステムによる情報連携の対象とはしていない。 なお、マイナンバー制度は、個人情報保護の観点から、特定個人情報とは分散管理を行い、情報連携は個人を特定し得ないよう、個人番号とは異なる符号を用いて行う仕組みとしている。このため情報提供ネットワークシステムにおいては、個人を容易に特定し得る住所情報と特定個人情報とを紐付けることは、この仕組みの根幹に反する。	
本県では、地域活動の要としての役割が期待できる認定NPO法人や指定NPO法人を増やすことが重要であるとの認識から、種独自の取組として、認定NPO法人や指定NPO法人の取得を目指す県内NPO法人を対象とした支援事業を実施している。 また、指定NPO法人の取得にあたっては、認定NPO法人よりもPST基準を緩和し、取得しやすい条件を整えているにもかかわらず、現在2,097ある認証NPO法人のうち、条例指定NPO法人は10法人にとどまっている。 申請件数が伸び悩んでいる大きな要因として、手続きに時間がかかることが挙げられ、一つには、そのスピードアップを図りたいという意図から今回の提案を行ったところである。 指定NPO法人については、より手厚い税制控除の対象となる認定NPO法人の要件ともなることから、慎重な手続が求められることは認識している。 しかし、指定NPO法人の名称・所在地の扱いについては、議会の議決を経る条例で規則へ委任することで地方団体の意思を明確にできるのではないかと考えており、改めて検討をお願いしたい。		【神奈川県】 内閣府の回答では、現行どおりの運用を考えているようだが、神奈川県では、NPO法人の指定にあたって、議会の議決を経た「地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例」に則り指定を行っており、また、指定の審査にあたっては外部有識者による審査会に諮り、指定の是非について知事への審判を受けていることから、適正に運用されていると考えている。 現状では、法人の主たる事務所の住所変更さえも条件改正のために議会の議決を求めなければならぬが、議会は本来、政策的議論を行う場であり、住所変更などの形式的な要件について判断を求めることはなじまないと考えるところから、最低限これらについては、改善を求める。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		第一次回答のとおり、地方税法第37条の2第1項第4号又は第314条の1第1項第4号に基づく寄附金として、認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金を条例において個別に指定し、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることによって、国税の優遇対象となる認定NPO法人の認定要件のうちPST要件を満たすものとすることとされている。 これらにより、指定を受けたNPO法人が認定NPO法人となった場合には、その影響は国税である所得税及び法人税にも直接及び、また、他の地方団体にも影響が及ぶ場合がある。 このため、より慎重な取組上の手続が求められ、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる、住民の福祉の増進に寄与するNPO法人であることを当該地方団体の意思として明確にするため、現行では、住民全体を代表する機関である議会の議決を経て定める条例において、個別に当該NPO法人の名称及び所在地を規定する必要があるとされている。 当該地方団体の意思を明確にする手法については、総務省として整理されるべきものとする。	
申請期間の確保のみならず、幼保連携認定こども園の整備において補助金等の手続きの都合により、整備計画に遅延が生じることのないよう、年度当初に交付要綱や年間スケジュール等を発出するとともに、厚生労働省と文部科学省のスケジュールや手続等について、差異が生じないよう調整を図りたい。 また、予算措置についても、同一施設の整備において、地方公共団体や事業者が、複数の補助制度の併用などの余分な事務負担を強いられることのないよう、十分な予算枠の確保、あるいは基金方式による都道府県からの補助とするなど、柔軟な制度設計に努めていただきたい。		【栃木県】 現行では、認定こども園の施設整備に係る補助としては、保育所等緊急整備交付金(厚生労働省所管)、認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)の他、安心こども基金による補助もあるが、申請書類の簡素化にあたっては、安心こども基金による補助も含めて、申請書類の簡素化及び統一を図っていただきたい。 上記の各補助制度においては、補助制度ごとに取り扱い基準のバラつき(一方の補助においては対象経費として認められる経費が他方の補助では対象経費として認められない等)が見られるため、これについても統一した基準としていただきたい。 ・申請期間の確保については、実施要綱及び交付要綱の発出時期による部分が大きい。平成29年度分については、早期に示していただきたい。 ・支障事例に記載があるのとおり、各補助制度における内示時期について、遅れ及びバラつきがあるために、施設整備のスケジュールにも支障が生じていることから、内示時期を同一時期とするよう、関係省庁間で調整を図っていただきたい。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		ご指摘を踏まえ、あらかじめ申請スケジュール等を事前に示し、地方公共団体、事業者が見通しを立てて事業申請ができるようにするとともに、申請書類の簡素化等、事務負担の軽減が図られるよう努めてまいります。	6【内閣府】 (3) 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 幼保連携型認定こども園の整備に係る交付金については、以下のとおりとする。 ・文部科学省及び厚生労働省への交付申請を不要とするよう、従来の交付金も基金により対応することとし、安心こども基金により対応できず、両省に協議がまとまった場合は、認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の協議書を一本化する。 (関係府省：文部科学省及び厚生労働省) (留意済み(平成28年1月13日付け文部科学省事務連絡、平成28年4月18日付け文部科学省初等中等教育局通知、平成28年1月7日付け厚生労働省事務連絡、平成28年4月20日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知)) ・認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の申請等の年間スケジュール、申請書類の簡素化等について、地方公共団体に平成28年度中に通知する。 (関係府省：文部科学省及び厚生労働省)
本市は、業務者が相互に放課後児童支援員研修や子育て支援員研修を受講して質を確保でき、同一場所で兄弟が保育されることは保護者の安心感にも資すると考える。 また、「特別保育事業の実施」について(平成12年3月29日児発第247号厚生省児童家庭局長通知)で、別途「延長保育促進事業及び長時間延長保育促進基金等事業実施要綱」(2)「対象児童について(事業に支障が生じない範囲内で放課後児童(保護者が労働等により訪問家庭にいない小学校1年生から3年生の児童をいう。)を対象とすることができる」とあり、別途「保育所地域活動事業実施要綱」中で、⑥保育所の地域に開かれた社会資源としての機能を活用するために小学校低学年児童の受け入れについて「小学校低学年児童(1年生から3年生程度)を一時保育の場を活用して5名程度受け入れ、当該児童の適切な処遇、安全の確保等を図る。」として、以前は類似する事業が実施されており、本市では当該事業を単市事業で継続しているが、平成15年度以降、事故は発生していない。 さらに、「特別保育事業の実施」についての取扱いについて(児保第9号平成12年3月29日)「(4)②で「実施要綱において、(事業に支障が生じない範囲内で放課後児童を対象とすることができるとされているが、通常の対象児童に対する処遇に支障がなく、かつ、放課後児童が、昼間の時間帯において延長保育実施保育所と同一建物内又は同一敷地内で実施する放課後児童クラブを利用している場合には、放課後児童についても適切な処遇が確保されるものを対象とすること。」とあり、適切な処遇を確保した上で、両サービスを実施することは可能と考える。				【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、検討に当たっては、保育の質が確保されることを前提とすること。	○過去に厚生労働省では、保育士2名以上を配置基準として、保育所で未就学児と放課後児童を対象とする延長保育促進事業を実施していたと承知しているが、今回の提案と類似した事業であり、このような事例があれば、目的や制度内容が異なり、安全性や衛生上の問題があるとは必ずしも言えないのではないかと。どのような条件設定であれば、合同開催が可能か示すべきではないか。 ○(対象とする年齢を限定するなど)安全・衛生面での一定の配慮を行った上で)職員の合理的な配置、同一の場所で運営できることによる保護者の負担軽減等のメリットを活かすという趣旨で検討する余地はないか。	延長保育(又は一時預かり)及び放課後児童クラブについては、過去の類似の事業の実施状況も踏まえたうえで、適正かつ円滑な実施のために現行の基準を設けているものであり、前回の回答のとおり、両サービスの目的や制度内容の相違を考慮せず、人材不足への対応の観点から一方の施設に児童を集めることについては、対応は困難である。 ただし、過去の経緯も踏まえ、放課後児童クラブの利用児童数が極めて少人数に留まり、また、延長保育に係る利用児童が3歳未満の児童がいない場合であって、延長保育に係る基準の遵守や間仕切り設置、放課後児童支援員研修を受講している保育士の配置、安全面・衛生面に配慮した保育プログラムの実施等、両サービスの目的や制度内容に十分に配慮した措置がとられている場合については、延長保育(又は一時預かり)と放課後児童クラブを併設する施設において、放課後児童クラブを閉所し、放課後児童クラブの利用児童を延長保育事業において受け入れることは可能であると考えられるため、今後、具体的な事例を含め、柔軟な対応が可能である場合において示した事務連絡を各自治体にて発出することとする。	6【内閣府】 (2) 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (1) 延長保育事業(子ども・子育て支援法59条2号)又は一時預かり事業(子ども・子育て支援法59条10号及び児童福祉法6条の3第7項)の定員に空きがあり、当該事業を放課後児童健全育成事業(子ども・子育て支援法59条5号及び児童福祉法6条の3第2項)の対象児童が少人数の場合に限る。)と合同で実施する場合において、双方の事業の安全面、衛生面等に配慮した上での職員配置基準の特例措置等の事業の合同実施に係る要件を検討し、平成28年度中を目途に結論を得、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：厚生労働省)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>放課後児童支援員については、資格が保育園等とも重なることから人員の確保に苦慮している状況である。週休日や有給休暇の取得等が職員が働きやすい環境を整えることも、事業を進めていくことが大切であることから、あらかじめ出席児童数が少ない土曜日については、合同での実施をした場合、どちらとも開所日数としてカウントできるよう基準の改正を要望したい。</p> <p>三重市の児童保育所27か所の土曜日の利用状況は、平均で42人(平成28年4月実績)となっており、職員1人に児童27人となっている。</p> <p>一方で、平成28年4月時点で、市内の児童保育所の待機児童数は78人となっており、来年度に向けて児童保育所の新設も計画されていることから、施設の円滑な運営のためにも更なる職員の確保が必要となっている。</p>				【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		提案団体のように2つのクラブを合同で実施する場合は、支援員を2名配置している1つのクラブに限らず、実施日数に加盟可能としているが、開所日数が仮に250日未満であっても、200日から249日開所し、平均して一定数の児童が所在する場合には、特例として補助金を交付することとしている。こうした措置を活用していただき、事業の円滑な実施をお願いしたい。	
<p>災害は、常に様々な様相を呈し発生するため、迅速な災害対応を図る観点から緊急通行車両等の事前届出制の見直しが必要に感じていることをご理解いただき、更なる災害対策法制の見直し(第三弾)と併せて、今後、ご検討をお願いしたい。</p>				【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		本提案事項に対する考え方は第1次回答の通りであるが、今後も引き続き、迅速な災害対応の観点から、緊急通行車両に係る手続の適切な運用を図り、災害応急対策に必要な車両の円滑な通行の確保に努めて参る。	
<p>病児保育事業と一時預かり事業については、既に市町村が実施主体であり、委託している場合は補助も行うなど、実務上の関わりも深くなっている。むしろ、事業者からの問い合わせが多い実務や現場対応については、実施主体である市町村の方が詳しく把握している状況であり、これらに関する専門的見地については、市町村の方が有していると言える。</p> <p>このため、現行制度下における運用では、都道府県が行う立入検査等において事業者から質問を受けた際に、都道府県としては要綱等に明確に定められた事項の範囲でしか回答できず、仮に、要綱等に明確に定められていない事項に関する質問等を受けた場合、一度持ち帰って市町村に確認した上で事業者へ回答するなど、非効率な運用とせざるを得ない状況である。また、届出提出事務においても、実施主体である市町村が届出の状況を把握、確認する必要があることから、当県においては既に市町村を経由して届出を受理することとしており、非効率な運用となっている。</p> <p>これらの実情を鑑みると、専門的見地を理由として都道府県を届出先及び指導監督実施主体として位置づける意義は薄く、総合的な事務の効率化や事業者にとっての利便性等の観点から、住民や事業者に身近な市町村が届出先及び指導監督実施主体として対応することが合理的である。</p>				【全国市長会】 指導監督の公正性及び専門性の担保、事務負担の増加について配慮が必要。	<p>○ 一時預かり事業及び病児保育事業の事業実施要綱上の実施主体が市町村であることを踏まえ、市町村が当該事業に関する専門的見地に欠けているとは言いえないのではないか。むしろ、事業を実施している現場との関係性においては、都道府県の方が現場の状況を十分に把握できておらず、届出受理や立入検査の主体として不適当と言えるのではないかと。</p> <p>○ 同じ地域子ども・子育て支援事業である放課後児童健全育成事業については市町村が届出受理・指導監督の権限を有している。子ども・子育て支援新制度によって、統一的に市町村が実施主体と位置づけられている地域子ども・子育て支援事業において、届出受理・指導監督の権限は統一すべきではないか。また、権限を統一することを考えた場合、地域や事業者に身近な市町村が権限を有することが適切ではないかと。</p>	6【内閣府】 (1)児童福祉法(昭22法164) 一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先、立入検査等の事務・権限(34条の12、34条の14、34条の18及び34条の18の2)については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により市町村に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。あわせて、同制度の運用状況を踏まえつつ、当該権限の市町村への移譲を含めた事務処理体制等について、子ども・子育て支援法(平24法65)附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う検討の際に、必要があると認めるときは、所定の措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)	
<p>対象者の利便性向上のため、住所地情報を住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」という。)を通じて取得することは可能だが、住基ネットを利用するための専用端末が申請受付を行う各健康福祉センターに配備されていないため、住基ネットを利用するためには端末が配備された部署まで向う必要がある。そのため、現状では情報連携が不十分と言わざるを得ず、行政事務の無駄を排除できていないのではないかと懸念する。</p> <p>また、各健康福祉センターへ住基ネット端末を配備するためには追加的な予算措置を要するため、費用の面からも効率化が図れるとは言い難い。</p> <p>以上から、対象者の利便性の向上と行政事務の効率化の双方を同時に達成するためには、住基ネットの追加配備に依らない形での情報検索が求められており、情報セキュリティを担保した上で、制度上の制約を解消すべきである。</p>		【静岡県】 静岡県では、住基ネットの利用について、容易に増設という形をとるのではなく、業務フローの見直しによって運用を行う方針であるため、住基ネット端末の増設は予定しておらず、他業務で使用している既存の住基ネット端末を利用する。その結果、他部署端末までの移動の手間と検索結果データの運搬リスクの課題が挙げられる。 <p>また、他業務と共用で住基ネット端末を利用することで、混雑や、難病受給者証更新時期は多くの時間を窓口や電話対応に費やすことを踏まえても、患者情報を必要とする難病業務において住基ネット端末で検索を行うことは難しいと考える。</p>	【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。		住基情報については、住民基本台帳法に基づき、各地方公共団体が住民基本台帳ネットワークシステムにより確認することが可能であることから、情報提供ネットワークシステムによる情報連携の対象とはしていない。 <p>なお、マイナンバー制度は、個人情報保護の観点から、特定個人情報には分岐管理を行い、情報連携は個人を特定し得ないよう、個人番号とは異なる符号を用いて行う仕組みとしている。このため情報提供ネットワークシステムにおいては、個人を容易に特定し得る住所情報と特定個人情報と紐付けることは、この仕組みの根幹に反する。</p>		
<p>厚生労働省、内閣府、総務省からの一次回答では、特定個人情報の必要性や事務の効率性のうえで、本件については、感染症法第39条第1項に関する事務において、保険の加入状況等を把握するため必要であるとの回答であった。</p> <p>しかし、今回、要望している感染症法37条の2に基づく公費負担医療申請時の記載事項については、同法施行規則第20の3に示されているが、その記載事項に保険の加入状況は、明確な記載事項になっておらず、今回指摘のあった法39条第1項に関する必要な保険加入状況の確認については、申請前に医療機関が保険証の提示を求め確認している事項である。</p> <p>従って、法39条第1項で必要となる保険の加入状況は医療機関で把握することから、申請を受付する保健所では、個人番号を以て保険の加入状況を確認しない情報であり、そのために個人番号を求めることは、マイナンバー法の主旨に反して、不必要な情報入手のために、あえて特定個人情報の提供を求めることとなるため、引き続き法37条の2の申請における個人番号記載を求めないことを強く求める。</p>				【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。		御指摘のとおり、感染症法37条の2第1項に基づく公費負担申請時の記載事項として、保険の加入状況は求めていない。しかし、申請時の添付書類の省略のために個人番号の記入を求めているわけではなく、感染症法39条第1項により、公費負担額の決定の際には、金額のみならず都道府県において保険料額を確認する必要性が生じるため、この点における事務の効率化を行うために個人番号の記入を求めているものである。マイナンバー法に反した不必要な情報の入手ではないため、引き続き個人番号の記入を求めるとはしない。 <p>なお、本取扱いについては通知を発出し周知させていただくこととしたい。</p>	6【内閣府】 (5)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平10法114) 公費負担の申請時(37条の2第1項)に個人番号の記入を求めていることについては、公費負担額の決定(39条1項)の際に、都道府県において保険料額を確認する必要がある。この点における事務の効率化を行うためのものを、地方公共団体に平成28年度中に通知することとする。 (関係府省:総務省及び厚生労働省)

内閣府 「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									支障事例		
											団体名	支障事例	
120	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法に規定する救助の種類への「福祉」の追加	【現状】災害救助法第4条の救助の種類に「福祉(介護を含む)」を、「福祉(介護を含む)」に関する規定はなく、位置づけが不明確。東日本大震災津波では県内福祉専門職団体が行った要配慮者の支援への関係者(社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等の専門職員)を規定し、災害時における高齢者、障がい者等の要配慮者への福祉的支援(要配慮者に必要な支援の把握・調整、避難環境の整備・調整、介護、相談援助など)が、災害救助の基本施策の一つであることと明確化する。	災害救助法の救助の種類に福祉を規定することで、位置付けが明確となり、福祉・介護等専門職員の派遣が速やかに行われ、災害時における要配慮者への支援が迅速かつ適切に行うことができる。	災害救助法第4条、第7条	内閣府、厚生労働省	岩手県	補強資料 ①28.6.7(予定)岩手県からの政策提言 ②27.11北海道東北地方知事会 震災提言 ③28.5.29岩手日報	○災害救助法において「福祉(介護を含む)」が明確に規定されておらず、位置付けが不明確である。本県においては、「災害福祉広域支援ネットワーク」の構築を検討しているが、その補填人員派遣の責任の所在の明確化について、法令上の位置づけが不明確なため考慮している。災害救助法における救助の種類に福祉を位置づけることで、介護職等の福祉的対応が迅速かつ適切に行われるものと考えられる。 ○本県の高齢化率は38.0%で、今後、将来的には40%を超えることが予想されている。このような背景のもとに、介護あるいは要配慮者への支援は重要課題として取り扱われるべきであり、災害時について、明確に位置付ける必要がある。 ○過去の災害において、要配慮者支援が避難所設置に係る経費として整理され、災害救助費から支弁された実績があり、それが今後災害において一般化できるのであれば、制度の改正を検討してもよいと考える。 ○東日本大震災において、県内各地において、福祉的支援へのニーズは高く、災害後の取次ではなく、法的に明確化するまで、要配慮者支援に引き続き対応が必要である。 ○現在、要配慮者に対する救助の種類には「避難所の設置」しかなく、どこまで要配慮者に対する救助として対象となるのか不明確な部分があるため、「福祉(介護を含む)」の救助の種類を明確に規定し、災害時における要配慮者に対する福祉的支援を実施し、要配慮者への適切な支援を行う必要がある。	災害救助法に基づき(応急救助については、発災後、応急的・一時的に行うものであることから、直ちに生命上の危険が及ぶような場合等)については、避難所において医療を提供することが可能であり、その経費については災害救助法の対象となる。 一方で、長期的・継続的な対応が必要な福祉的な支援については、応急救助である災害救助法ではなく、介護保険制度や障害者福祉制度などの一般施策で対応すべきであり、緊急時においては、介護保険等の緊急入所や緊急ショートステイなどの活用も検討される。 また、災害救助法においても、高齢者や障害者等の特別な配慮が必要とされる要配慮者に対しては、既存のバリアフリー化された建物を活用した福祉避難所を設置することである。 なお、ご提案の内容については、災害救助法において法の実施主体である都道府県知事に規制をかけているものではなく、介護保険制度を含め、現行制度下において対応可能なものであると考える。	
121	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害派遣福祉チームの制度化	【支障事例】厚生労働省において平成26年度から「災害福祉広域ネットワーク構築支援事業」が創設され、一部の都道府県においては、体制整備が進められているものの、「災害派遣福祉チーム」を派遣・調整するシステムが存在しないため、被災者へのチーム派遣手順が不明確であるなど、都道府県の相互応援体制が構築されおらず、迅速にチーム派遣を行うことが困難。 基本制度では、岩手県災害派遣福祉チームを熊本県に派遣したが、派遣・調整システムが存在しないため、直接、被災者と交渉せざるを得ず、チーム派遣までの時間が要した。 研修、訓練等の災害福祉支援体制の整備をすすめる、都道府県の相互応援体制を構築するため、当該チームを派遣・調整する全国的なシステムを設ける。	「災害派遣福祉チーム」が制度化されることにより、全ての都道府県において災害福祉支援体制の整備が進むほか、都道府県の相互応援体制が構築される。また、災害派遣福祉チームの派遣や調整を行う全国的な組織ができていくことで、大規模災害時でも要配慮者への支援が迅速かつ適切に行うことができる。	災害救助法第4条、第7条	内閣府、厚生労働省	岩手県	補強資料 ①28.6.7(予定)岩手県からの政策提言 ②27.11北海道東北地方知事会 震災提言 ③28.5.29岩手日報	○本県では、施設別の福祉人材の派遣、要入札の相互応援体制を構築するため、県内福祉団体等が構築する福祉的支援の広域ネットワークの構築を進めている。 上記の構築を進めるためには、現在、災害時における福祉人材の派遣、要入札に関する全国的なルールがなく、取組状況は都道府県で異なっているため、大規模災害時における都道府県の福祉的支援の相互応援体制を確立することが課題となっている。都道府県を越えた派遣、受け入れを円滑に行うことができないと、国として全国統一のルールを設けることが必要である。 ○東日本大震災において、高齢者、障害者等の要配慮者を避難所等へ支援するための福祉・介護の専門職の派遣の仕様がなく、必要な支援が困難となっていたことから、提案のあったことは重要な事項であるものと考えられる。 ○当該団体においても、「災害福祉広域ネットワーク構築支援事業」により、社会福祉協議会を事務局として検討を継続している。災害派遣福祉チームを派遣・調整する全国的なシステムを設ける必要性は当該団体においても同様である。 ○本県では「災害派遣福祉チーム」の構築について検討段階であるが、今後、チームの組織・研修・訓練等を実施するにあたり、都道府県単独では、困難な課題も多いと考えられることから、岩手県のご提案のとおり、災害派遣福祉チームの制度化は必要であると考えられる。 ○市町村における福祉人材の確保を進めることにより、生活支援・心のケア・相談等を行う専門知識をもつ生活相談員の配置の確保が課題の一つとなっており、当該県の派遣チーム(災害派遣ケアチーム)による支援のほか、全国的な制度化による都道府県単位での相互応援も可能となれば、福祉避難所の指定に係る民間施設等の協力も得やすい。 ○本県では、災害発生時の介護ニーズを把握し、支援調整に対応するため、県職員による「県介護福祉コーディネーター」を配置しており、「災害派遣福祉チーム」が制度化されることにより、広域的な支援活動をよりスムーズに行うことが可能となる。 ○災害時に福祉避難所等において、高齢者及び障害者等要配慮者の個々の状況に応じた介護・介助などを支援する、事業者やボランティアの確保は大きな課題である。そのため、人材の育成をはじめ、広域にわたり相互の支援や派遣を進める必要があるものと考えられる。 ○県内各地の発災直後の時期において、本県には、他県のチーム派遣について調整する余裕はなかった。災害派遣チームの派遣については、派遣の可否、被害の状況、被災者のニーズ、交通や宿泊の状況など、調整する項目が多岐にわたるため、全国的なシステムを設けることで、被災した自治体に過重な負担をかけることなく、スムーズにチームを派遣することができると考える。	災害時の避難所や福祉避難所における要配慮者に対する対応のため、複数の県(岩手県・福島県・熊本県)において、福祉・介護職員の派遣チームを設置していることと承認している。 災害救助法においても、高齢者や障害者等の特別な配慮が必要とされる要配慮者の整備に必要となる経費については、国庫負担の対象としているところである。 なお、ご提案の内容については、国が地方に対し規制をかけているものではなく、現行制度下において対応可能であると考える。	
122	A	権限移譲	医療・福祉	認定こども園に関する情報提供等の権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)第28条から第30条に基づく情報の提供、変更の届出の受理、報告の徴収等について、認可、認定または届出の受理に係る権限を有する自治体等が行えるよう法令を改正する。	認可・認定等の権限と、認定こども園法第28条から第30条の権限の所在を一致させることで、認可・認定等の権限を有する自治体等が、第28条から第30条に係る事務を行うことが可能となり、業務の効率化につながる。		内閣府、文部科学省、厚生労働省	大政府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、堺市、廣西広域連合	北海道、福島県、神奈川県、東京都、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長門県、大分県、沖縄県	○認可権限と教育・保育の実施主体を一致すべきであり、本県でも国に要望している内容である。 ○認可権限と併せて、事業者にとってわかりやすく、自治体も業務も整理されている。 ○本県では、業務上、政府指定都市・中核市に所在する幼保連携型認定こども園からの変更届及び運営状況報告書の提出については、当該届出を都道府県・中核市を経由して提出しているが、制度的に認可等の権限を有する自治体が実施するにすることは、業務の効率化につながるものと考えられる。	情報の提供については、都道府県が管内の情報を集約して行うこととしているが、当然市町村もそれぞれで管内の情報提供を行うことは差し支えない。変更の届出等の規定については、幼保連携型認定こども園以外の認定権限の移転と併せて検討してまいります。	
143	A	権限移譲	医療・福祉	施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限を都道府県から指定都市・中核市へ移譲することを求める。	【背景】国通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」において、「処遇改善等加算の加算率の認定は、その施設・事業所を管轄する市町村が行うこととする。都道府県知事が行うこと」とされているが、「子ども子育て支援新制度」の施行(平成27年4月)前は、当該認定に関する期間についても、中核市ができていた。 【支障事例】当該権限が都道府県に移行したことにより、新制度施行前と比較し、加算率の認定までに、相対的に多くの期間を要している状況であり、年度当初から加算率の認定までの期間は、概算による給付で対応している中、概算給付とせざるを得ない期間が、以前よりも長期化している。施設・事業所の中には、概算給付の期間中は、保育士等に対する加算分の資金の支払いを留保しているところもあり、当該施設・事業所に勤務する保育士等に対する資金支払いにこれまで以上の遅れが生じている。なお、市町村において事業者の作業を早期に実施したとしても、認定に係るスケジュールは都道府県に促わざるを得ない状況である。	都道府県のスケジュールに左右されることなく、認定までの作業を進めることができるため、現在よりも数か月程度、概算給付の期間を短縮できる。その結果、施設・事業所が保育士等に対し、より早期から本来の賃金を支払うことができる。		内閣府、文部科学省、厚生労働省	宇都宮市	秋田県、神奈川県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、堺市、廣西広域連合	○申請から認定までの期間が短縮できると、申請時期を市町村が自由に設定できることで繁忙期を避けることができると考えられる。 ○本県でも処遇改善を県に申請してから、認定の通知が出るまでの期間が、以前より長期化している。 ○新制度施行開始時、時で認定することが可能であれば、市で認定する他の加算の認定作業と併せて事務を進められることで、給付の滞りや業務の滞りを削減し実施できると考える。 ○処遇改善等加算の加算率の認定は、市町村が権限を取り戻すため、都道府県知事が行うこととされているが、新制度(平成27年4月)開始、施設・事業所が認定を申請し、認定を待たずに申請が完了している。指定都市・中核市が管轄する多くの施設・事業所を都道府県が行うことは、多くの期間を要するため、「処遇改善等加算」の加算率について、権限を移譲することを求める。 ○処遇改善等加算について、指定都市は都道府県知事となっていることから、事務処理スケジュールも都道府県に促す必要がある。 県内市町村全てに認定を行うため、認定時期が遅らなってしまうことが想定される。 若くは中核市以上の施設が多い場合は、認定後さらに多様な事務を行わなければならないことを考えると、施設への給付が速く進むことになる。 よって、提案のとおり処遇改善等加算の認定事務を政令・中核市に移譲することは高いと考える。 ○給付の主体は市町村であること。また、処遇改善等加算の認定に係る書類も市町村を通じて都道府県に提出している現状から、施設が多い指定都市、中核市においては提案と同様、事務を移譲することによって概算給付の期間を短縮可能と考えられる。	処遇改善等加算の認定については、①従前の民間施設給付等改善費における対応、②平均勤続年数の算定に当たっては、市町村を超えて情報を集約することが必要、③教育・保育の提供に当たって必要な人材の確保や資質向上に対する関与の必要性、といった要素を考慮し、都道府県が認定する仕組みとなっている。以上の仕組みは、子ども子育て支援新制度について審議したため、内閣府に置かれている「子ども子育て支援」における議論を経て決定したものであることから、今回の提案を踏まえ関係機関にお諮りの上として、対応を検討させていただきます。	
153	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関する要件緩和(法定事務における入手可能な特定個人情報を実際の事務処理に即して拡大)	【制度の概要】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(行政手続法)第19条第1号に基づき(別表第二)において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者を含む)が規定されている。しかし、別表第二に規定されている特定個人情報のみでは事務処理に支障が生じる事務がある。 【支障事例】特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務の申請において、交付書類の省略を図るためマイナンバーを利用した情報連携を行う場合、市町村から入手できる特定個人情報、地方税関係情報又は住民票関係情報に限られる(マイナンバー別表第二37の項)。当該事務の申請に当たり、生活保護受給者については、それを証する書類の提出が必要(文部科学省「特別支援学校への就学奨励金に関する法律施行令第2条」の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び必要な算定要素)。 しかし、当該事務において、生活保護受給情報は情報連携の対象ではないため、生活保護受給証明書を添付する必要があり、住民サービスの向上が期待できない。	生活保護受給証明書について書類の添付を省略することができ、申請者の利便性を向上させることができる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第1号、別表第二37の項	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、廣西広域連合	北海道、神奈川県、東京都、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長門県、大分県、沖縄県	○提供団体同様、当該事務の申請に当たっては、生活保護受給者は、それを証する書類の提出が必要(文部科学省「特別支援学校への就学奨励金に関する法律施行令第2条」の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び必要な算定要素)であるが、今後、交付書類の省略を図るためマイナンバーを利用した情報連携を行う場合、市町村から入手できる特定個人情報、地方税関係情報又は住民票関係情報に限られる(マイナンバー別表第二37の項)。生活保護受給情報は情報連携の対象とならない場合、現行とおり生活保護受給証明書を添付する必要があるが、住民サービスの向上を図る観点から、特別支援学校への就学奨励金に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び必要な算定要素の提出が必要となる場合、該当者別別表第二に規定されている特定個人情報(情報提供者を含む)が規定されている。しかし、別表第二に規定されている特定個人情報のみでは事務処理に支障が生じる事務がある。 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務の申請において、交付書類の省略を図るためマイナンバーを利用した情報連携を行う場合、市町村から入手できる特定個人情報、地方税関係情報又は住民票関係情報に限られる(マイナンバー別表第二37の項)。当該事務の申請に当たり、生活保護受給者については、それを証する書類の提出が必要(文部科学省「特別支援学校への就学奨励金に関する法律施行令第2条」の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び必要な算定要素)。 しかし、当該事務において、生活保護受給情報は情報連携の対象ではないため、生活保護受給証明書を添付する必要があり、住民サービスの向上が期待できない。	マイナンバー法においては、より公平・公正な社会を実現するために必要な範囲内で限定的に特定個人情報の提供が認められています。その1つとして同法第19条第1号において情報連携ネットワークシステムを使用し、情報連携を行う場合が規定されており、これにより提供を行うことができる具体的な個人情報、別表第二に規定されています。 同表に規定される特定個人情報については、上記の観点を踏まえ、それぞれの個人番号利用事務の制度所定の府庁において、その事務の権限法令に基づき、特定個人情報の必要性や事務の効率性等が検討されるうえで、当該特定個人情報の提供側で提供できると考えられるものについて規定されています。	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>大規模災害時において、発災直後から膨大な福祉的支援ニーズが緊急的に発生する場合があり、一般の避難所に避難し混乱した住民の中から要配慮者を把握した上で、福祉避難所への移送や福祉施設への緊急入所などの判断、受け入れ先との調整などを行うため、相当数の福祉専門職が集中的に必要となる。</p> <p>災害救助法に基づく応急救助に「福祉」を追加することを求める理由は、被災等により自治体や福祉施設等の機能が著しく低下している中で、自らも被災者となり得る被災地の福祉専門職のみで、これらの膨大な福祉的支援に対応することが困難であることにより、環境の変化への対応が困難な要配慮者個々の状態に応じた適切な生活環境を確保するとともに、生命の危機にも至りかねない急激な心身の機能の低下等を防ぐ観点から、一時的な対応が強く求められるためである。</p> <p>発災直後から継続的な福祉的支援につなげるまでの緊急的な対応が必要とされる期間(被災した自宅等や一般の避難所及び福祉避難所から長期的支援を行う福祉施設へ移行するまで)における被災地での福祉的支援活動について、災害救助法による救助に福祉を位置付けるとともに、災害派遣福祉チームなどの福祉専門職を迅速かつ適切に派遣できる体制を整備することが必要であるので再検討を求める。</p>		<p>【北海道】</p> <p>・福祉的支援が災害救助法の応急救助として位置づけられれば、現地の施設職員が被災した場合などにおいても、他の都道府県から、広域的な派遣調整の際の経費協議などが迅速な派遣が可能となる。</p> <p>・災害救助法における応急救助は、医師帯同という制約があるが、東日本大震災でも熊本県でも、災害発生の際、介護職員等における避難所等支援への災害救助法適用の通知が発出されており、災害時の介護職員等福祉的支援が必要ことは明確であり、応急救助に福祉的支援を明文化していただくことで、今後、通知の発出の手間を省略し、通知を受けずとも迅速な派遣を行うことができる。</p> <p>【静岡県】</p> <p>本県においては、「災害福祉広域支援ネットワーク」の構築を検討しているが、その福祉人材派遣の費用負担の規定の根拠について、法令上の位置づけが不明確なため、仕組みづくりに苦慮している。</p> <p>また、災害が発生した時点で福祉人材派遣を行いたくとも費用負担が発生するかどうかが不明なため、即座に派遣を決定することができないと想定される。</p> <p>現行制度下での対応の可否ではなく、災害救助法上の「福祉」の明確化についての回答を内閣府に求める。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>所管府省からの回答が「現行制度下において対応可能」となっているが、事実関係について、提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>なお、所管府省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>		<p>災害救助法に基づく応急救助については、発災後、応急的・一時的に行うものであることから、被災したことに伴って生命上の危険が及ぶような場合等については、避難所において医療を提供することが可能であり、その経費については災害救助法の対象となる。</p> <p>一方で、「福祉」は災害に起因するものではなく、平時の日常生活においても必要な支援であり、当該支援は介護保険制度等において対応されているものである。</p> <p>そのため、災害時には長期的・継続的な対応が必要で福祉的な支援については、もとより重要なものとして認識しているが、応急救助である災害救助法ではなく、介護保険制度や障害者福祉制度などの施策で対応すべきものである。これらの当該制度下において、緊急時における介護保険等の緊急入所や緊急ショートステイの措置などが確立されているところであり、そうした支援措置の活用を検討されている。</p> <p>なお、災害救助法においても、応急期における支援として、高齢者や障害者等の避難所における生活の面で特別な配慮が必要とされる要配慮者に対しては、既存のバリアフリー化された建物を活用した福祉避難所を設置することが可能であり、相談等に当たる専門職の確保等その生活環境の整備に必要となる経費については、国庫負担の対象としているところである。</p> <p>災害の種類、程度等様々であるが、その状況に応じてこれまで各制度において適切に対応してきたところであり、過去の災害において要配慮者への対応として災害救助法でどのような支援が特例的に行われたか全国会議等を通じて周知してまいりたい。</p>	<p>6【内閣府】</p> <p>(1)災害救助法(昭22法118)</p> <p>(イ)高齢者や障害者等の避難所における生活の面で特別な配慮が必要とされる要配慮者に対する災害時の対応として、既存のバリアフリー化された建物を活用した福祉避難所を設置すること、各福祉制度におけるサービスの提供等について、柔軟な取扱いが可能であること及び過去の災害において要配慮者への対応として行われた特例的な支援について、地方公共団体に全国会議等を通じて平成28年中に周知する。</p> <p>(関係府省:厚生労働省)</p>
<p>発災直後から刻々と変化する要配慮者の状況に応じて、一般の避難所から福祉避難所への移送や、福祉施設への緊急入所の措置を講じるなど適切な福祉的支援を行う必要があるが、自らも被災者となり得る被災地の福祉専門職のみでは、一時的に増大するこれらの福祉的支援に支えることは困難である。</p> <p>また、被災地以外からの福祉専門職の派遣・受け入れに関する全国的なルールが無い中で、被災自治体自身がこうした調整を迅速に行うことも困難である。</p> <p>よって、要配慮者へ必要な福祉的支援を迅速に行うことができるよう、災害派遣福祉チームを制度化し、大規模災害時に増大する福祉的支援に対応する福祉専門職を都道府県間で派遣・調整する全国的なシステムを構築することが必要であると考え提案したところであるので、再検討を求める。</p>		<p>【静岡県】</p> <p>現状、広域での支援体制構築が都道府県に委ねられているため、都道府県を越えた派遣、受け入れを円滑に行うことが困難であり、国としての全国統一のルールを設けることが必要であると考え。</p> <p>現行制度下においての対応の可否ではなく、全国的な制度創設の要件についての内閣府の意見を求める。</p> <p>【熊本県】</p> <p>現行制度において国が地方公共団体に対して災害派遣福祉チームについての規制をかけているものではないことは承知しているが、制度化や派遣・調整のシステムについては国の協力・支援が必要と考える。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>所管府省からの回答が「現行制度下において対応可能」となっているが、事実関係について、提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>なお、所管府省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>		<p>災害救助法においても、災害が発生した際には高齢者や障害者等の避難所における生活の面で特別な配慮が必要とされる要配慮者については、既存のバリアフリー化された建物を活用した福祉避難所の設置に当たり、その生活環境の整備に必要な経費(相談等に当たる福祉専門職の費用)を国庫負担の対象としているところである。</p>	<p>6【内閣府】</p> <p>(1)災害救助法(昭22法118)</p> <p>(イ)高齢者や障害者等の避難所に対する福祉的支援については、災害の状況や被災地のニーズを踏まえつつ、広域的な福祉・介護人材の応援派遣の調整等必要な支援を適切に行う。また、引き続き、災害福祉広域ネットワークの構築支援事業による都府県単位での体制づくりを推進するとともに、有難い地方公共団体における実践の内容や課題等を把握し、全国会議等を通じて平成28年中に関係者間で幅広く共有及び周知するなど、全国的な災害福祉支援体制の構築に努める。</p> <p>(関係府省:厚生労働省)</p>
<p>第28条(情報の提供)、第30条(運営状況の報告)についても、認可権限を有している者と事務実施者が異なるため、業務効率化の観点から、第29条の変更案と併せての移譲を検討いただきたい。</p>		<p>【福島県】</p> <p>認可、認定等の権限と各種手続きの権限の主体は一致させるべき。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>提案団体の提案に沿って、政令市・中核市に所在する幼保連携型認定こども園における変更届等については、市で受理できるようにすべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>第28条(情報提供)に関し、所管府省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>第29条(変更届の受理)及び第30条(運営状況報告の徴収)に関し、指定都市への移譲については積極的な検討を求める。中核市への移譲については手挙げ方式も含めた検討を求める。</p>		<p>第29条及び第30条については、引き続き幼保連携型以外の認定こども園の認定権限の移譲と併せて、措置する方向で検討を行ってまいりたい。</p> <p>なお、第29条の情報の提供については、認可・認定権に関わらず、都道府県知事が自治体の長として管内の情報を集約し、一括して公開することを目的として定めているものであり、利用者の利便性等に鑑みても広域的な情報が有用であることから、都道府県に存置することとする。(第1次回答にもあるとおり、各市町村が個別に情報提供をすることを妨げるものではない)。</p>	<p>5【内閣府】</p> <p>(2)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成27年8177)</p> <p>(イ)以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。</p> <p>・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項)</p> <p>・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条8項)</p> <p>・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条9項)</p> <p>・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条)</p> <p>・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条)</p> <p>・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等(29条)</p> <p>・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条)</p> <p>(関係府省:文部科学省及び厚生労働省)</p> <p>(ii)以下に掲げる事務・権限については、指定都市及び中核市に移譲する。</p> <p>・幼保連携型認定こども園の変更の届出等(29条)</p> <p>・幼保連携型認定こども園の報告の徴収等(30条)</p> <p>(関係府省:文部科学省及び厚生労働省)</p>
<p>全国同様、本市においても持権児童が発生しており、その解消に向けて、現在、施設整備と保育士確保に取り組んでいるところである。特に、保育士の処遇改善は喫緊の課題と捉えている。このように、保育士賃金は他の職種との格差が大きく、栃木県のアンケート調査においても、7割を超える保育士が給与改善を求めている。保育現場での保育士等の確保や就業定着の観点から、保育士等に対し、早期に本来の賃金を支払うことは重要であると考えているため、制度見直し緊急性を理解いただき、実現に向け、速やかに結論を得るようお願いしたい。</p>			<p>【全国市長会】</p> <p>指定都市への移譲については、積極的な検討を求める。</p> <p>中核市への移譲については、手挙げ方式も含めた検討を求める。</p>		<p>○子ども・子育て会議に語りつつ対応を検討するとのことだが、年末の閣議決定に間に合うよう、早急に結論を出していただきたい。</p> <p>○また、子ども・子育て会議において本件を議論する際には、都道府県が認定を行うことによる認定期間の遅れという支障を明確にした上で議論し、議論の経過・内容について事務局に情報提供いただきたい。</p>	<p>次回の子ども・子育て会議にお語りし、対応を検討してまいりたい。</p>	<p>5【内閣府】</p> <p>(3)子ども・子育て支援法(平24法65)</p> <p>施設型給付費等に係る処遇改善等加算の加算率の認定に係る事務・権限については、指定都市及び中核市に移譲する方向で検討し、平成28年度中に結論を得る。その結論に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(関係府省:文部科学省及び厚生労働省)</p>
<p>本制度は法律や国の基準に基づくものであり、全国一律の対応が必要である。申請者が提出すべき資料の1つに保護者等の生活保護の受給を証明する書類があるが、マイナンバー制度による情報連携の対象外となった場合、生活保護受給者のみが別途、市役所等で証明書を取得する必要が生じるため、申請者の負担が他の申請者よりも大きく、住民サービス面において不平等である。</p> <p>また、経済的に困難な家庭環境にある子どもたちへの就学支援の充実の観点からも対応が必要であり、前向きに検討願いたい。</p> <p>なお、本件については、文部科学省とも調整の上、対応願いたい。</p>		<p>【北海道】</p> <p>北海道では、当該事務に係るマイナンバー制度における情報連携(情報照会)を平成30年4月から開始する予定としているため、開始までに所要の措置を講じるよう要望する。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。</p>		<p>○第1次ヒアリングにおいて、文部科学省から、提案の実現に向けて、関係府省と相談しながら対応について検討していただきたいとの趣旨の発言があったところであり、文部科学省において早急に検討いただきたい。</p>	<p>特別支援学校への就学奨励に関する法令によれば、生活保護関係情報について情報連携を行う必要性が認められるため、生活保護関係情報を連携対象とするよう、関係府庁と連携して必要な法改正を行う。</p> <p>なお、照会を希望する地方公共団体におけるシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要となる。</p>	<p>6【内閣府】</p> <p>(8)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)</p> <p>(イ)特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭29法144)による特別支援学校への就学のための必要な経費の支弁に関する事務(別表2の37)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報、生活保護関係情報を追加する。</p> <p>(関係府省:総務省、文部科学省及び厚生労働省)</p>

内閣府「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	
	区分	分野									団体名	支障事例		
298	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における療育手帳関係情報の提供 外国人保護関係情報の提供 ネットワークシステムによる情報開示の実施	マイナンバー制度の情報提供ネットワークシステムにおいて照会できる特定個人情報は、番号法別表第二に規定されている特定個人情報に制限されている。番号法別表第二では、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳の情報、生活保護の実施情報を照会できるように規定されているが、地方公共団体が独自に実施している療育手帳の情報や外国人保護の情報は規定されていない。 地方税の減免、社会保障の給付等では、療育手帳の情報や外国人保護の情報も必要となるため、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できるように求める。	【支障事例】 番号制度の情報提供ネットワークシステムの利用開始後は、地方税の減免、社会保障の給付の際等に、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳を持っている方は手帳の提出を、また、生活保護を受給している方は支給証明書の提出を省略できるにも関わらず、療育手帳や外国人保護関係情報については、番号法に規定されなければ、その提出を省略できず、住民サービスの向上につながることも申請窓口の混乱を招く。 【療育手帳】 身体障害者手帳や精神保健福祉手帳、療育手帳の所有者が同様扱われている事務の例 ・公営住宅の管理に関する事務 ・児童扶養手当の支給に関する事務 ・地方税の賦課徴収に関する事務 ・公営住宅の管理に関する事務 【外国人保護】 生活保護受給者、外国人保護受給者が同様扱われている事務の例 ・障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務 ・地方税の賦課徴収に関する事務 ・公営住宅の管理に関する事務	【効果】 療育手帳関係情報や外国人保護関係情報を、情報提供ネットワークシステムを利用して、正確かつ効率的に確認。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条	内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省	九州地方知事会	大分県提案分	千葉県、静岡県、浜松市、豊田市、京都市、高槻市、岡山県、広島市、宮崎県	○療育手帳について、事務手続上同様扱われることのない身体障害者手帳及び精神保健福祉手帳と、マイナンバー制度の運用において番号法による個人を識別することにより、療育手帳所持者へのサービス低下につながるおそれがある。 ○本市指定住宅では、入居申込などの際、障害者(身体障害者手帳、精神保健福祉手帳及び療育手帳等)を所持している者及び生活保護受給者(外国人保護受給者を含む)に、手帳や支給証明書の提出を求めている。 ○番号法第19条第1号及び別表第二の規定により、身体障害者手帳情報、精神保健福祉手帳情報及び生活保護受給者情報については、情報開示が可能なため、添付書類を省略することができ、地方公共団体が独自に実施している療育手帳情報や外国人保護関係情報開示の対象となっていないため、書類の提出は省略できない。 行政手続や生活保護受給の中で、書類の提出が省略できる者と省略できない者が生じれば、結果的に住民サービスの向上に支障が生じるとともに、申請窓口の混乱を招くことになるため、療育手帳情報や外国人保護情報についても情報提供ネットワークシステムを使用して照会できるように制度改正を求める。	マイナンバー法においては、より公平・公正な社会を実現するために必要な範囲内で限定的に特定個人情報の提供が認められています。その1つとして同法第19条第7号において情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う場合が規定されており、これにより提供を行うことができる具体的な個人情報は、別表第2において規定されています。 別表に規定される特定個人情報については、上記の観点を踏まえ、それぞれの個人番号利用事務の制度所管の府省庁において、その事務の根拠法令に基づき、特定個人情報の必要性や事務の効率性等が検討されつつ、当該特定個人情報の提供者側で提供ができると考えられるものについて規定されているものです。 法律に明確な根拠を持たない事務について、マイナンバー法に規定し情報連携を可能とすることは、国民の個人情報保護に対する懸念に対応するマイナンバー法の理念に反するものであり、困難であると考えます。
300	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定に基いて、所得税額を基礎とすることとされている。当該事務においては、番号法によりマイナンバー及び情報提供ネットワークシステムの利用が認められており、地方税関係情報を入力することができるが、所得税に関する情報は特定個人情報として扱われ、情報開示を行っても、必要な特定個人情報を入力できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の負担に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上、情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会	大分県提案分	神奈川県、静岡県、豊田市、京都市、高槻市、岡山県、広島市、宮崎県	○措置入院患者の家賃等は高齢のため付資料の提出が困難であったり、確定申告が申告済の場合も多く、認定事務が複雑である事柄もある。措置入院患者の家賃等の後継税及び後継費用は高額認定にマイナンバーを活用した市町村民税所得割額を認定基準とする制度改正は有効である。 ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収は、所得税額を基礎とすることとされているが、情報提供ネットワークシステムで情報開示を行っても、所収税に関する情報は情報連携の対象とならないため、必要な個人情報は入力できない。 ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収においては、所得税額を基礎とすることとされている。当該事務においては、番号法によりマイナンバー及び情報提供ネットワークシステムの利用が認められており、地方税関係情報を入力することができるが、所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報開示を行っても、必要な特定個人情報を入力できず、添付書類の削減に繋がらない。	マイナンバー法においては、より公平・公正な社会を実現するために必要な範囲内で限定的に特定個人情報の提供が認められています。その1つとして同法第19条第7号において情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う場合が規定されており、これにより提供を行うことができる具体的な個人情報は、別表第2において規定されています。 別表に規定される特定個人情報については、上記の観点を踏まえ、それぞれの個人番号利用事務の制度所管の府省庁において、その事務の根拠法令に基づき、特定個人情報の必要性や事務の効率性等が検討されつつ、当該特定個人情報の提供者側で提供ができると考えられるものについて規定されているものです。	
154	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における情報連携(行外連携)に関する要件緩和 (特別賃貸費貸付住宅等)	【制度の概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第1項に基づき別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。 法定事務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で規定する事務(独自利用事務)についてはマイナンバーを利用することができることとされている。 その上で、情報連携(行外連携)に関しては、個人情報保護委員会規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の要件を以下のとおり規定されている。 1 事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一 2 事務に類似性が認められる 3 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内 【支障事例】 上記により、別表第二の31の項「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」に準ずる事務については、独自利用事務として行外連携を行うことは可能であるが、当該独自利用事務は、公営住宅法に規定する「住宅に因する低額所得者」を対象としており、本府においては、特別賃貸費貸付住宅(収入階層:月0~313,000円)を管理しているが、現在の取扱では、上記低額所得者の階層世帯のみが独自利用の対象となり、同一団地であっても、世帯によっては取扱に差異が生じる(214,000円を超える収入階層の世帯については、受け付けられない)。 そのため、地方公共団体が管理する住宅全般(特別賃貸費貸付住宅)について、行外連携が可能となるよう、対象事務の緩和を求めるもの。 なお、根拠法(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律)が異なる特定公共賃貸住宅(収入階層:月139,000円~487,000円)については、行外連携が可能であることから、対象世帯における取扱い整合性が図れていない。	214,000円を超える収入階層の世帯について添付書類が不要となり、利便性を向上させることができる。また同一団地の入居者にかかる添付書類が同一となり、住民の不公平感の解消につながる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、国土交通省	京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	-	-	情報提供ネットワークシステムを利用することができる独自利用事務については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第19条第8号の2の1、個人情報保護委員会規則により定められることとなります。		
296	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における療育手帳関係情報の提供 ネットワークシステムによる情報開示の実施	【支障事例】 地方公共団体が定めるマイナンバーの条例事務(独自利用事務)が、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供を求めるためには、必ず法定事務と趣旨又は目的が同一であることが求められている。独自利用事務である不妊治療の提供に係る事務は、現在個人情報保護委員会が公表している事務の中で、類似している事務があるかどうかの判断が難しい。そこで、個人情報保護委員会が規則で定める要件を緩和し、不妊治療の助成に係る事務においてもマイナンバーの利用を可能とすることを求める。	【効果】 所得額・税額証明書等の添付書類削減による住民の利便性の向上、情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。 【支障事例】 生活保護受給証明書について書類の添付を省略することができ、申請者の利便性を向上させることができる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、厚生労働省	九州地方知事会	大分県提案分	茨城県、京都府、生駒市	○不妊治療の助成に当たっては、利用者の住居情報(結婚等)や所得情報の確認が必要であり、マイナンバーの利用が可能となれば、これを迅速・的確に把握でき、利用者の負担軽減につながる。 ○当該団体は、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図り、子どもを産みたい方が産めるような環境づくりを推進するため、不妊治療等の一部を助成している。マイナンバーの利用、情報提供ネットワークシステムの活用による、税額証明書等の添付書類の省略など、自治体事務の効率化が見込まれるため、制度の改正には賛同する。	情報提供ネットワークシステムを利用することができる独自利用事務については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第19条第8号の2の1、個人情報保護委員会規則により定められることとなります。
155	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における情報連携(行外連携)に関する要件緩和 (独自利用事務における手続可能な特定個人情報の範囲を別表事務の範囲外にも拡大)	【制度の概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第1項に基づき別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。 法定事務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で規定する事務(独自利用事務)についてはマイナンバーを利用することができることとされている。 その上で、情報連携(行外連携)に関しては、特定個人情報保護委員会規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の要件を以下のとおり規定されている。 1 事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一 2 事務に類似性が認められる 3 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内 【支障事例】 法第113の13の項「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」において、市町村から入手可能な特定個人情報(住所、氏名、生年月日、学歴、所得、所得割額、所得割額控除額、所得割額控除額控除額、所得割額控除額控除額控除額)は、生活保護受給者であるか否かの情報(生活保護受給情報)が必要。	生活保護受給証明書について書類の添付を省略することができ、申請者の利便性を向上させることができる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、関西広域連合	北高連、青森県、山梨県、大田原市、長崎県、大分県	○法第113の13の項「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」において、生活保護受給情報(住所、氏名、生年月日、学歴、所得、所得割額、所得割額控除額、所得割額控除額控除額)は、生活保護受給者であるか否かの情報(生活保護受給情報)が必要である。 ○各府県が提供する独自の独自利用事務(学び直し支援金支給事務、奨学のための給付金支給事務)において、生活保護受給情報及び独自利用事務(学び直し支援金支給事務、奨学のための給付金支給事務)において、生活保護受給情報(住所、氏名、生年月日、学歴、所得、所得割額、所得割額控除額、所得割額控除額控除額)は、生活保護受給者であるか否かの情報(生活保護受給情報)が必要である。 ○各府県が提供する独自の独自利用事務(学び直し支援金支給事務、奨学のための給付金支給事務)において、生活保護受給情報(住所、氏名、生年月日、学歴、所得、所得割額、所得割額控除額、所得割額控除額控除額)は、生活保護受給者であるか否かの情報(生活保護受給情報)が必要である。 ○各府県が提供する独自の独自利用事務(学び直し支援金支給事務、奨学のための給付金支給事務)において、生活保護受給情報(住所、氏名、生年月日、学歴、所得、所得割額、所得割額控除額、所得割額控除額控除額)は、生活保護受給者であるか否かの情報(生活保護受給情報)が必要である。 ○各府県が提供する独自の独自利用事務(学び直し支援金支給事務、奨学のための給付金支給事務)において、生活保護受給情報(住所、氏名、生年月日、学歴、所得、所得割額、所得割額控除額、所得割額控除額控除額)は、生活保護受給者であるか否かの情報(生活保護受給情報)が必要である。 ○各府県が提供する独自の独自利用事務(学び直し支援金支給事務、奨学のための給付金支給事務)において、生活保護受給情報(住所、氏名、生年月日、学歴、所得、所得割額、所得割額控除額、所得割額控除額控除額)は、生活保護受給者であるか否かの情報(生活保護受給情報)が必要である。	情報提供ネットワークシステムを利用することができる独自利用事務については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第19条第8号の2の1、個人情報保護委員会規則により定められることとなります。	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>【療育手帳について】 平成28年3月8日の「障害保健福祉関係主管課長会議資料」において、「療育手帳に関する情報を情報連携の対象とできるよう、現在、関係省庁と調整しているところであり、その検討状況については追って連絡する」とある。 地方公共団体や情報提供ネットワークシステムの準備期間等を考慮すると今年中には結論を導ければ、平成29年7月のマイナンバーの情報連携開始に間に合わないことになるため、早急に、事務を所管する厚生労働省と番号法を所管する内閣府において調整を行い、地方自治体が条例に基づき独自利用事務とした療育手帳に関する情報について、情報連携の対象としていただきたい。 【外国人保護について】 法律に根拠を持たない外国人保護関係情報については、法律に根拠を持つ生活保護関係情報と同様に様々な社会保障・税制度において幅広く利用されている重要な情報の一つと考えられている。 同じく法律に根拠を持たない療育手帳に関する情報については、上述のとおり、現在、関係省庁と調整しているところと承知している。 外国人保護関係情報についても、事務を所管する厚生労働省として情報連携の必要性を認識し、早急に関係省庁と調整のうえ、条例に基づき独自利用事務とした地方公共団体については情報連携の対象としていただきたい。</p>		<p>【千歳市】 一次回答は、規制緩和の可否に関する回答となっていないため、関係省庁で調整のうえ明確な回答を示していただきたい。</p>		<p>【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、法律に根拠がある事務を情報連携の対象とすることが必要であるが、例外として各自治体の条例で位置付けられた事務については情報連携の対象に加えてはならないこととあり得るとの趣旨の発言があったところである。このため、法律に根拠を持たない事務については、マイナンバー法に位置付けて情報連携の対象とする方策において、内閣府において早急に検討いただきたい。 ○ 療育手帳関係情報については、マイナンバー法の規定を根拠として、主務省令を早急に整備すべきではないか。 また、事務処理上の必要性や法定事務に近い事務であることを考慮すると、外国人生活保護関係情報については情報連携を可能とするように検討すべきではないか、そのために必要となる制度改正を検討すべきではないか、これらの点について関係省庁において早急に検討いただきたい。</p>	<p>○療育手帳関係情報 提案については、本来は事務の根拠法律があることを前提として、マイナンバーの利用をマイナンバー法に規定した上で情報連携の対象とされるものであるが、現在は事務の根拠法律がないため、一部の地方公共団体が療育手帳交付の事務におけるマイナンバーの利用を条例に規定して利用事務としている状況である。 ○療育手帳関係情報 提案については、本来は事務の根拠法律があることを前提として、マイナンバーの利用をマイナンバー法に規定した上で情報連携の対象とされるものであるが、現在は事務の根拠法律がないため、一部の地方公共団体が療育手帳交付の事務におけるマイナンバーの利用を条例に規定して利用事務としている状況である。 ○療育手帳関係情報 提案については、本来は事務の根拠法律があることを前提として、マイナンバーの利用をマイナンバー法に規定した上で情報連携の対象とされるものであるが、現在は事務の根拠法律がないため、一部の地方公共団体が療育手帳交付の事務におけるマイナンバーの利用を条例に規定して利用事務としている状況である。 ○療育手帳関係情報 提案については、本来は事務の根拠法律があることを前提として、マイナンバーの利用をマイナンバー法に規定した上で情報連携の対象とされるものであるが、現在は事務の根拠法律がないため、一部の地方公共団体が療育手帳交付の事務におけるマイナンバーの利用を条例に規定して利用事務としている状況である。</p>	<p>6【内閣府】 (8)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ii)地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。 *地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務については、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平5法52)による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の85の2)に準ずる事務としても認めることとする。*高等学校等就学支援金の支給に関する事務(別表2の97)に準ずる事務(独自利用事務)については、独立行政法人日本学生支援機構法(平15法94)による学費の貸付に関する事務(別表2の106)に準ずる事務としても認めることとし、「情報連携の対象となる独自利用事務の事例」(平27特定個人情報保護委員会)を平成28年度中に改正する。 (関係府省:総務省、厚生労働省及び国土交通省)</p>
<p>当該事務について市町村民税所得割額を基準とすることにについては、引き続き、関係省庁との協議を行っていただきたい。 なお、精神保健福祉法に基づく措置入院患者の費用徴収事務は、地方税関係情報について情報連携可能とすることは困難とあるが、「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」(平成25年8月)第2章第2節(3)②において、 「番号法別表第二に規定している情報提供ネットワークシステムを利用することができる場合については、現在の地方税法上の守秘義務の運用を踏まえ、 a. 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されており、本人にとってはその行政機関に情報が伝わることは秘密として保護される位置づけにないと思われる場合 b. 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合に限って列挙されている。」 即ち、番号法別表第二の二十三の項に規定している費用徴収事務と地方税関係情報の組み合わせについても、上記のように整理されていると考えことから、情報連携できるようにしていただきたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、今後指定都市とその他の市町村で適用される市町村民税所得割の税率が異なることへの配慮が必要である。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、当該事務の基準を市町村民税にできないかという点については、関係省庁との協議の上で、必要な通知改正の検討を行うべく、この趣旨の発言があったところであり、厚生労働省において早急に検討いただきたい。 ○ 精神保健福祉法による措置入院患者の費用徴収事務については、マイナンバー法に根拠規定が置かれていることから、主務省令を早急に整備すべきではないか。 なお、第1次ヒアリングにおいて、関係省庁から、地方税関係情報について情報連携を利用するためには、本人の申請に基づく事務であること、または、利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務(本人への質問検査権とそれに応じない場合の担保措置)が規定されていることのいずれかが必要との趣旨の発言があったところであるが、そもそもこの案件は本当に必要なものか、当該事務の特殊性も踏まえ改めて検討する必要があるのではないか。 これらの点については、関係省庁において早急に検討いただきたい。</p>	<p>○感染症入院患者自己負担認定関係 地方税関係情報(市町村民税所得割額)を情報連携対象とすることが可能となるよう、関係省庁において通知改正を含め必要な対応を行うこととする。 ○精神保健福祉法による措置入院患者費用徴収事務関係 地方税法第22条は、地方税に関する調査に従事する者がその事務に関して知り得た秘密を漏らした場合には、本人の申請に基づく事務であること、または、利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務(本人への質問検査権とそれに応じない場合の担保措置)が規定されていることのいずれかが必要との趣旨の発言があったところであるが、そもそもこの案件は本当に必要なものか、当該事務の特殊性も踏まえ改めて検討する必要があるのではないか。 これらの点については、関係省庁において早急に検討いただきたい。</p>	<p>6【内閣府】 (8)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iii)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平10法114)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務(別表2の97)については、当該事務を処理するために必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成28年度中に周知する。 (関係府省:総務省及び厚生労働省) (iv)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)による入院措置又は費用の徴収に関する事務(別表2の22)については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供について、措置入院という制度の性質等を踏まえ、地方税法(昭25法226)上の守秘義務を解除した上で、情報連携の方策について関係省庁が連携して検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:総務省及び厚生労働省)</p>
<p>府民の不公平感を是正する意味から214,000円を超える収入階層の世帯について情報連携の利用が可能であるかについて、本府から個人情報保護委員会に対して照会を行った結果、当該世帯については委員会規則で定める要件に合致しないと整理されたため、情報連携の利用ができないとの回答があったものと考え。このような経緯を踏まえた上で再度御判断願いたい。 また、内閣府におかれは、上記の趣旨に鑑み、当局の見解を御理解いただきたい。</p>				<p>【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、個人情報保護委員会から、法定事務である公営住宅の趣旨・目的に合致するのかが判断にかかっており、収入の上限にのみ判断基準があるわけではないため、おおむね公営住宅の趣旨に合致するのかがどうかを総合的な視点で地方公共団体と相談しながら考えたいとの趣旨の発言があったところである。このため、提案団体が挙げている収入階層が公営住宅に準ずる対象者と整理できるのかがポイントとなり、個人情報保護委員会において地方分権改革推進室を通じて提案団体との調整を早急に進めるとともに検討いただき、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。 ○ 第1次ヒアリングにおいて、個人情報保護委員会から、公営住宅に準ずる対象者、特定優良賃貸住宅に準ずる対象者、上限の収入が重要な部分が生じる可能性があるが、定性的に整理すれば、結果的に一連の階層層が対象になり得るとともに、個人情報保護委員会が示しているQ&A(独自利用事務と準ずる法定事務は1対1対応していなければならない)には抵触しない、との趣旨の発言があったところである。これを受け、本件提案の実現に向けて、提案団体の挙げている収入階層を、公営住宅に準ずる対象者とするのか、それとも特定優良賃貸住宅に準ずる対象者とするのかのいずれかが妥当なのか、個人情報保護委員会において地方分権改革推進室を通じて提案団体との調整を進めるとともに検討いただき、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。 ○ 上記の検討に当たっては、地方分権改革推進室を通じて独自利用事務について情報連携を可能とするための提案団体の条例制定に向けたスケジュールを把握した上で調整を進め、情報連携が開始される平成29年7月に間に合うよう、個人情報保護委員会において早急に検討いただきたい。</p>	<p>提案団体が挙げている収入階層について、準じる法定事務として特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務(独自利用事務)の情報連携対象事務とする。また、1つの独自利用事務(提案団体の事務)で、対象者を整理した上で複数の法定事務(公営住宅の事務及び特定優良賃貸住宅の事務)に準ずることとして個人情報保護委員会に届け出ることが可能なため、その旨を個人情報保護委員会のQ&Aに明示することとする。 なお、実施開始時期については、照会を希望する地方公共団体における条例制定、個人情報保護委員会への届出やシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要となるため、最速で平成30年4月以降とする。 関係省による事務に併せて行っている補助に関する事務については、独立行政法人日本学生支援機構法(平15法94)による学費の貸付に関する事務(別表2の106)に準ずる事務としても認めることとし、「情報連携の対象となる独自利用事務の事例」(平27特定個人情報保護委員会)を平成28年度中に改正する。 (関係府省:個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省) *1つの独自利用事務において対象者を整理した上で複数の法定事務に準ずることとして個人情報保護委員会に届け出ることが可能であることについて、「情報連携に関するQ&A」(平27特定個人情報保護委員会事務局総務課)を平成28年度中に改正し、明示する。 (関係府省:個人情報保護委員会、総務省及び国土交通省) *独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係省による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び地方公共団体で構成)を年1回開催する。 (関係府省:個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省)</p>	
<p>提案内容については既に実現しているため、特に意見なし。</p>				<p>【全国市長会】 所管府省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分な確認を行うべきである。</p>			
<p>独自利用として行う事業が、法定事業である高等学校等就学支援金の上乗せ事業であり、特に貧困世帯である生活保護世帯には手厚く補助をする制度となっており、生活保護の支給状況を確認することが必須になっているため、支給資格申請者である生活保護世帯の認定申請における利便性を高め、事務の省力化を進めるため、利用可能な情報を拡大することが必要と考えます。 また、全国すべての都道府県で実施している国が創設した「奨学のための給付金」は、非課税世帯と生活保護世帯で支給額面に差を設けており、国が給付申請書の添付書類として生活保護世帯については生活保護受給証明書の提出を求めているため、生活保護関係情報を入手することは必須である。非課税世帯については添付書類は不要であるが、生活保護世帯については生活保護証明書を添付することを求めることは、国民の理解を得ることは難しいため、子どもへの負担対策として実施する「奨学のための給付金」において必要な生活保護情報についても、情報連携の対象として認めるべきであると考えています。 なお、法定事務である高等学校等就学支援金事務においても、生活保護受給証明書は課税証明書の代替として使用することができるとされており、生活保護関係情報を入手することができれば、市町村民税所得割額を用いる場合と比較して事務を効率的に処理できると考えられるため、情報連携の対象として認めるべきであると考えます。</p>				<p>【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。</p>	<p>○ 上乗せ補助事務である奨学給付金の国の補助要綱及び法定事務である高等学校等就学支援金事務の国の事務処理要綱が必要とされている生活保護関係情報や、上乗せ補助事務である奨学料減免を実施する上で地方公共団体において必要とされている生活保護関係情報及び地方税関係情報、マイナンバー制度における情報連携により入手できるように、基になる法定事務で認められている情報の範囲内での対応を求めている現在の制度・運用について、個人情報保護の観点から疑念を生じない範囲で緩和する方向で、関係省庁において地方公共団体の意向を踏まえて早急に検討いただきたい。</p>	<p>提案団体が挙げている特定個人情報(生活保護関係情報)を情報連携に用いる法定事務(独立行政法人日本学生支援機構法による学費の貸付に関する事務)を、準じる法定事務として独自利用事務の情報連携対象事務とする。 なお、照会を希望する地方公共団体における条例制定、個人情報保護委員会への届出やシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要となる。関係の事例追加要望に対応するため、関係省による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び要望した地方公共団体等で構成)を年1度開催することとする。</p>	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見		提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)		各府省からの第2次回答		平成28年度の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容			
見解		補足資料		見解		補足資料		見解		補足資料			
<p>個人情報保護委員会規則には、「その事務を処理するために必要な特定個人情報の範囲が、当該法定事務において提供を求める特定個人情報の範囲と同一又はその一部であること。」と定められており、番号法別表第二では、情報提供が可能な特定個人情報について「地方税関係情報」と規定されている。</p> <p>特定個人情報の「市町村民税所得割」、「市町村民税均等割」といった項目については、「情報提供ネットワークシステムにおける特定個人情報データの取扱いに係る共通指針」で規定されたデータ標準シフトにより、データ項目として示され、独自利用事務として情報連携するためには、その項目まで法定事務と一致するよう制限されている。</p> <p>番号法別表第二で定める特定個人情報と単位とすれば、「市町村民税所得割」、「市町村民税均等割」といった項目の違いは、「地方税関係情報」という同じ特定個人情報内で違っているとされており、法定事務と異なる項目を、独自利用事務で照会が可能であるとしても、利用可能な特定個人情報の拡大に当たらないと考えている。</p> <p>独自利用事務の拡大による、行政事務の効率化、国民の利便性の向上という観点からも速やかに解決していただきたい。</p>						【全国市長会】国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。		○ 上乗せ補助事務である奨学金給付金の国の補助要綱及び法定事務である高等学校等就学支援事務の国の事務処理要綱が必要とされている生活保護関係情報や、上乗せ補助事務である授業料減免を実施する上で地方公共団体において必要とされている生活保護関係情報及び地方税関係情報が、マイナンバー制度における情報連携により入手できるように、基になる法定事務で認められている情報の範囲内での対応を求めている現在の制度・運用について、個人情報保護の観点から望みを生じない範囲で緩和する方向で、関係府省に対して地方公共団体の意向を踏まえて早急に検討いただきたい。		提案団体の独自利用事務の情報連携が必要とする地方税関係情報は、現行の準じる法定事務(経費法に基づく医療費支援事務等)で地方税関係情報の範囲に含まれると整理することとする。照会を希望する地方公共団体においては、必要とする地方税関係情報の項目を個人情報保護委員会に届け出ることを可能とし、必要性が認められれば、情報連携が可能となる。なお、照会を希望する地方公共団体における条例制定、個人情報保護委員会への届出やシステム改修、運用におけるシステム改修、全庁地方公共団体における総合運用システム等が必要となる。同様の事例追加要望に対して地方公共団体の意向を踏まえて早急に検討いただきたい。		6【内閣府】(8)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)(ii)地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。(ア)地方公共団体の情報(独自利用事務)について、以下(イ)の措置を講ずる。・高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務及び医療費助成に要する事務については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の項目と認められる場合には、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成28年度中に通知する。(関係府省:個人情報保護委員会、総務省、文部科学省及び厚生労働省)・独自利用事務を開始するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係省による検討会(関係府省:内閣府、総務省等)及び地方公共団体(構成)を年1回開催する。(関係府省:個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省)	
<p>現行の基準は学級数及び児童数に応じて園庭の面積を算出しており、いわば全ての園児が園庭を利用すると想定した場合に必要な面積を想定しているとも考えられる。</p> <p>しかし、実態として全ての園児が園庭を一概に利用するケースはほとんど無く、あったとしても臨時的に公園等を利用すればよい。園庭については事業主体が、確保できた面積に応じて使用人数を限定すれば、教育・保育の質を落とさずすまひを確保できるのではないかと考えている。</p> <p>また、保育所から幼保連携型認定こども園に移行する際には移行特例があるが、園舎の建て替えを行う場合、園庭の面積が減少しなくても移行特例が適用除外となることは、教育・保育の質を減らすものではないことから、円滑な移行を促進する観点から均衡を失っていない。</p> <p>一般総合福祉社会の実現を図るためにも、幼保連携型認定こども園の設置や移行を進めるように見直すべきである。</p>				【全国知事会】「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参考すべき基準へ移行するべきである。		【全国市長会】提案団体の意見を十分に尊重されたい。なお、検討に当たっては、保育の質が確保されることを前提とする。		○ 総論> 教育的観点から基準の緩和は困難であることだが、現行の園庭基準や保育室の設置階基準でしか維持できない教育的観点とは何か、具体的に明示していただきたい。○ 幼保連携型認定こども園は、学校かつ児童福祉施設としての性格を持つ一方で、あくまで「単一の施設」である。現行の基準のような幼稚園と保育所の高い基準の足し合わせではなく、教育と保育を両立に行う総合的な施設としての幼保連携型認定こども園の基準のあり方を再検討し、その中で、園庭の位置・面積の基準や、保育室等の設置階の基準のあり方についても、見直す必要があるのではないかと、園庭について、○ 園が教育的観点から必要な面積を維持しようとするあまり園庭環境よりも必要面積の確保を優先した認可施設を確保せざるを得なくなり、基準を満たさない認可施設等で教育・保育を受けざるを得ない可能性がある。○ 幼保園における運動場面積の基準の過去の経緯や、保育所において屋外遊戯場の規定が参酌化されていることを見ても、教育上必要な園庭の広さは、必ずしも明らかではない。社会情勢の変化や、保育所における教育内容と比較して、なぜ幼保連携型認定こども園において現行の園庭面積を必要とするのか、実証的に明示していただきたい。○ 園が教育的観点から必要な面積を維持しようとするあまり園庭環境よりも必要面積の確保を優先した認可施設を確保せざるを得なくなり、基準を満たさない認可施設等で教育・保育を受けざるを得ない可能性がある。○ 幼保園における運動場面積の基準の過去の経緯や、保育所において屋外遊戯場の規定が参酌化されていることを見ても、教育上必要な園庭の広さは、必ずしも明らかではない。社会情勢の変化や、保育所における教育内容と比較して、なぜ幼保連携型認定こども園において現行の園庭面積を必要とするのか、実証的に明示していただきたい。○ 園が教育的観点から必要な面積を維持しようとするあまり園庭環境よりも必要面積の確保を優先した認可施設を確保せざるを得なくなり、基準を満たさない認可施設等で教育・保育を受けざるを得ない可能性がある。○ 幼保園における運動場面積の基準の過去の経緯や、保育所において屋外遊戯場の規定が参酌化されていることを見ても、教育上必要な園庭の広さは、必ずしも明らかではない。社会情勢の変化や、保育所における教育内容と比較して、なぜ幼保連携型認定こども園において現行の園庭面積を必要とするのか、実証的に明示していただきたい。		幼保連携型認定こども園は幼児教育を行う学校であり、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)には、園児の興味や関心が戸外にも向くようにし、園児の動機に配慮した園庭や遊具を配置するよう明記されており、園庭の遊びのイメージに屋内と屋外の連続的な広がりを持たせて学びにつなげるということを一つの重要な教育目標としていること。そのため、保育室と園庭の行き来が自由かつ容易にできる、一体となった教育のための空間が必要不可欠であることから、隣接した位置に子どもの活動のために最低限必要な広さの園庭を設置することとを求めていることである。このように幼児教育において、園舎、園庭、保育室の全体的な空間構成が重要な意味を持っていることとを認識していただく。○ 一方、ご意見を踏まえ、幼保連携型認定こども園の設置・移行が円滑にできるよう、上記の幼保連携型認定こども園における教育・保育の実施に支障が無い範囲において、基準の柔軟な取扱いが可能かどうかの検討を行ってまいりたい。		6【内閣府】(6)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)については、以下のとおりとする。・保育室等の設置階(同省令第4項)については、満3歳以上の園児の教育及び保育の用に供する保育室を2階まで確保している場合において、当該園庭又は保育所と同一の所在階において、当該幼保連携型認定こども園の設置・移行が円滑にできるよう、上記の措置を講ずる。○ 園が教育的観点から必要な面積を維持しようとするあまり園庭環境よりも必要面積の確保を優先した認可施設を確保せざるを得なくなり、基準を満たさない認可施設等で教育・保育を受けざるを得ない可能性がある。○ 幼保園における運動場面積の基準の過去の経緯や、保育所において屋外遊戯場の規定が参酌化されていることを見ても、教育上必要な園庭の広さは、必ずしも明らかではない。社会情勢の変化や、保育所における教育内容と比較して、なぜ幼保連携型認定こども園において現行の園庭面積を必要とするのか、実証的に明示していただきたい。	
<p>園庭のあり方について、重要な点は「子どもたちの身近な場所にあること」ではなく、「園庭に期待されている機能が果たされているか」という点にあるものとする。</p> <p>保育室等から園庭への移動について大きな支障がなく、また、子どもたちが伸び伸びと遊ぶことができる環境が園庭に整っていれば、保育室等の上下1階の園庭内に必ずしも設置する必要はないと考えている。</p> <p>また、現行の基準では、遊戯室についても保育室と同様に、原則として階以上に設置することが認められているが、遊戯室は、異年齢の交流や発表会等に利用されていることを考えれば、3階以上に設置することに大きな問題はないものとする。</p>				【全国市長会】提案団体の意見を十分に尊重されたい。なお、検討に当たっては、保育の質が確保されることを前提とする。		○ 総論> 教育的観点から基準の緩和は困難であることだが、現行の園庭基準や保育室の設置階基準でしか維持できない教育的観点とは何か、具体的に明示していただきたい。○ 幼保連携型認定こども園は、学校かつ児童福祉施設としての性格を持つ一方で、あくまで「単一の施設」である。現行の基準のような幼稚園と保育所の高い基準の足し合わせではなく、教育と保育を両立に行う総合的な施設としての幼保連携型認定こども園の基準のあり方を再検討し、その中で、園庭の位置・面積の基準や、保育室等の設置階の基準のあり方についても、見直す必要があるのではないかと、園庭について、○ 園が教育的観点から必要な面積を維持しようとするあまり園庭環境よりも必要面積の確保を優先した認可施設を確保せざるを得なくなり、基準を満たさない認可施設等で教育・保育を受けざるを得ない可能性がある。○ 幼保園における運動場面積の基準の過去の経緯や、保育所において屋外遊戯場の規定が参酌化されていることを見ても、教育上必要な園庭の広さは、必ずしも明らかではない。社会情勢の変化や、保育所における教育内容と比較して、なぜ幼保連携型認定こども園において現行の園庭面積を必要とするのか、実証的に明示していただきたい。		幼保連携型認定こども園は幼児教育を行う学校であり、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)には、園児の興味や関心が戸外にも向くようにし、園児の動機に配慮した園庭や遊具を配置するよう明記されており、園庭の遊びのイメージに屋内と屋外の連続的な広がりを持たせて学びにつなげるということを一つの重要な教育目標としていること。そのため、保育室と園庭の行き来が自由かつ容易にできる、一体となった教育のための空間が必要不可欠であることから、隣接した位置に子どもの活動のために最低限必要な広さの園庭を設置することとを求めていることである。このように、幼児教育において、園舎、園庭、保育室の全体的な空間構成が重要な意味を持っていることとを認識していただく。○ 一方、ご意見を踏まえ、幼保連携型認定こども園の設置・移行が円滑にできるよう、上記の措置を講ずる。○ 園が教育的観点から必要な面積を維持しようとするあまり園庭環境よりも必要面積の確保を優先した認可施設を確保せざるを得なくなり、基準を満たさない認可施設等で教育・保育を受けざるを得ない可能性がある。○ 幼保園における運動場面積の基準の過去の経緯や、保育所において屋外遊戯場の規定が参酌化されていることを見ても、教育上必要な園庭の広さは、必ずしも明らかではない。社会情勢の変化や、保育所における教育内容と比較して、なぜ幼保連携型認定こども園において現行の園庭面積を必要とするのか、実証的に明示していただきたい。		6【内閣府】(6)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)については、以下のとおりとする。・保育室等の設置階(同省令第4項)については、満3歳以上の園児の教育及び保育の用に供する保育室を2階まで確保している場合において、当該園庭又は保育所と同一の所在階において、当該幼保連携型認定こども園の設置・移行が円滑にできるよう、上記の措置を講ずる。○ 園が教育的観点から必要な面積を維持しようとするあまり園庭環境よりも必要面積の確保を優先した認可施設を確保せざるを得なくなり、基準を満たさない認可施設等で教育・保育を受けざるを得ない可能性がある。○ 幼保園における運動場面積の基準の過去の経緯や、保育所において屋外遊戯場の規定が参酌化されていることを見ても、教育上必要な園庭の広さは、必ずしも明らかではない。社会情勢の変化や、保育所における教育内容と比較して、なぜ幼保連携型認定こども園において現行の園庭面積を必要とするのか、実証的に明示していただきたい。			
<p>病児保育は、一時的に病児を診る事業であり、健康な児童と同じような日常的な活動(屋外での活動や集団行動)が求められておらず、必要な保育の内容や、質が保育所等と異なるものとする。つまりは、貴省が想定している病児保育の内容や質を具体的に示していただきたい。</p> <p>病児保育事業の「非施設型(訪問型)」では、「病児の看護を担当する一定の研修を受けた看護師等、保育士、家庭的保育者のいずれか1名以上を配置すること」としており、看護師が病児保育を実施することも想定されている。</p> <p>病児保育未実施地域の解消に向け、診療所で実施する少人数の病児保育については、①病児の看護を担当する一定の研修を修了または小児科経験のある看護師等の配置②近隣の保育士経験者または公立保育園に勤務する保育士から必要に応じて援助・指導が受けられるよう連携が得られること③病児を常に観察できる体制の確保等を条件に、保育士がいくとも病児保育が可能となるよう要件を緩和していただきたい。</p>				【全国市長会】提案団体の意見を十分に尊重されたい。なお、検討に当たっては、保育の質が確保されることを前提とする。		○ 提案団体である兵庫県・徳島県の病児保育の実施状況を把握したところ、児童数の多い都市部においては実施されているが、兵庫県における佐良山・淡路・西播磨地域、徳島県における東・西地域といった地方部において、その要件を満たすことが困難なことから、病児保育事業自体が実施できない状況にある。このような地域において、質の担保を前提とせず、ニーズに応じたきめ細かく柔軟なサービス提供を行うための手法について検討すべきではないかと、○ 一般的な保育所等における保育士と比較して、病児保育事業において保育士に求められる役割を明確にし、その上で、看護師やファミリー・サポート・センター会員がその役割を果たす現在の不足している質質について、説明すべきではないかと、○ 看護師やファミリー・サポート・センター会員では果たせない役割を補うために、施設要件や研修要件等を設定することによって対応できる余地がないか検討すべきではないかと、○ ファミリー・サポート・センター事業については、平成21年度より病児・病後児の預かりを実施するなど、そのサービス提供委員会の活躍の範囲については拡大している。このような状況を踏まえ、徳島県のように病児保育に対応する研修を別途設けることや、子育て支援員研修の受講を促進することによって、病児保育事業におけるファミリー・サポート・センター会員の活動の範囲を一層拡大することについて、検討する余地があるのではないかと、		病児保育事業は、児童福祉法に基づき実施される「保育を行う事業」であり、「病児」といっても、ペンド上で安眠し過ぎず子どももいれば、活動的な遊びができる子どもまで様々であることも踏まえ、その保育の内容(室内での遊びや食事の提供、午睡等)は、通常の保育所と基本的に同様に実施される。ただし、保育所と異なり、毎日同じ園児に対して保育を提供するわけではなく、病児になるという緊急的な状況に臨んだ児童(通常時)に保育を提供する事業であることから、保育を提供する側は毎日ではなく、保育を提供する側となる場合が少なく、児童の生活と異なる環境で保育を受けることになる。ゆえに、よりきめ細かく、職員が1人1人の児童を十分に受容できる体制を整え、また、病児の悪化等に備え、複数人体制で保育を行う必要がある。ゆえに、病児保育における保育の質を確保するためには、保育に関する専門的な知識と技術を有する者による保育が行われることが必要である。保育士になるためには、指定保育士養成施設の卒業又は保育士試験の合格が必要であり、指定保育士養成施設について言えば、修業年限は2年以上となっており、講義に加え、保育や教育の内容の専門的な科目を学ぶほか、保育実習等を行うこととなっている。一方で、看護師になるためには専門の養成教育を受けたうえで、国家試験に合格する必要があること、当該教育内容は保育や教育の内容についての科目は設けられていないこと、看護師に求められる知識や技術の内容は保育士に求められるものと全く異なること。ゆえに、病児保育が「保育を行う事業」である以上、保育士の配置は不可欠である。ただし、難易その他、利用児童の見込みが少なく定員2名以下の場合において、保育士の確保が困難な地域であると市町村が認める地域において、うち1人以上の看護師が保育士資格を有していることを条件として、看護師2名の配置を認めることとする。今後、具体的な内容を検討した上で、事例を含めて各自自治体にて周知するための事務連絡を発出することとする。		6【内閣府】(7)子ども・子育て支援法(平24法65)(iv)病児保育事業(59条11号及び児童福祉法6条の3第13項)については、原則保育士及び看護師(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)については、以下のとおりとする。・子ども・子育て支援制度の見直しの中で検討し、必要があるとき必要の措置を講ずる。(関係府省:厚生労働省)			
<p>感染症対策の必要経費の例示については、予防接種費用も含め、可能な限り現場で有効活用できる内容としていただきたい。</p>				【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。なお、対象経費の明確化に限らず、病児・病後児ファミリー・サポート・センター運営上の感染症対策について、指針を示されたい。		別途、通知を発出する予定である。		6【内閣府】(7)子ども・子育て支援法(平24法65)(iii)子ども・子育て支援交付金の交付対象事業のうち、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(59条12号及び児童福祉法(昭22法164)6条の3第14項)については、感染症対策に必要な経費が交付対象経費に含まれること、向法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援制度の見直しの中で検討し、必要があるとき必要の措置を講ずる。(関係府省:厚生労働省)					

内閣府「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
220	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	病児・病後用ファミリーサポートセンター安定運営のための保育士配置基準の緩和	病児保育事業(病児対応型、病後児対応型)については、看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上、保育士を3人につき1名以上配置することとされているが、保育士の配置基準を緩和し、「看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上、専用の講習を受けたファミリーサポートセンター会員を利用児童1人につき1名以上」の配置も可能とすること。	地方においては、病児保育需要の絶対数が都市部より少なく、病児保育事業を実施しようとしても、預かる病児が少数であることや、預からない時間帯が多く発生することが想定される。また「潜在保育士」の言葉が示すように保育士の確保が困難である状況が存在することから、保育士の配置を義務付けしてしまうことにより、病児保育施設での人材不足や固定人件費の負担が大きな課題となり、結果として施設のスムーズな運営や、新規設立を妨げしまっている。このように、本県では平成27年7月に24市町村全てにファミリーサポートセンターが設置され、同年11月には全市町村においてファミリーサポートセンター会員が国の基準を満たす50人以上の会員数となるなど、ファミリーサポートセンターを活用した子育て援助の体制整備が年々普及していることから、これら会員を活用して、保育士確保の問題に悩む地方における病児保育事業の普及を図ることができると考えている。	病児・病後用ファミリーサポートセンター提供会員による病児保育の対応が可能とすることで、現行の配置基準では対応できないような柔軟な人材手当てによる病児保育事業の安定的な運営につなげることができ、地方における安心できる子育て環境の確保に資する。	病児保育事業実施要綱	内閣府、厚生労働省	徳島県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、香川県	長野県、南門市	ファミリーサポートセンター事業においては、体調の変化が起こりやすい乳幼児の預かりをする場合、提供会員は、特に慎重な対応を求められている。ファミリーサポートセンター病児・病後児預かり事業において、提供会員の不安感を払拭する規制緩和については、必要と考える。病児保育事業と病児・病後児預かり事業を同じ施設において実施するとすると、利用料金や雇用形態などの運用面について、明確な基準を策定することが課題と考える。○保育士不足から、今後、本案件の実現が懸念されている。そのため、提案内容に関連するほか、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」及び「発達障害児対応認定子ども園の学費の軽減、職員、設備及び運営に関する基準」の改正内容である。「保育の担い手確保」の要件も取り入れるべきと考える。	○保育士は、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う保育の専門家であり、その資格を有して業務に従事している。○一方で、ファミリーサポートセンター会員は子育て支援に必要な基本的な知識・技術を習得する講習のみを受講した者であり、保育の専門家はと異なり、保育の質の低下を引き起こしかねず、病児保育事業がとりわけ保育の質への配慮が求められる事業であることにも鑑みれば、対応は困難。
196	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	奨学金事務にかかるマイナンバーの利用を拡大	【現状】平成17年度から日本育英会が実施していた奨学金事業が都道府県に順次移管され、事業の実施方法等は都道府県等が決定できることとなった。兵庫県では、奨学金事業が実施される場合でも、マイナンバーの独自利用を可能とするよう、番号法別表第2 106項に、「奨学金事業を移管された公益財団法人等(当該奨学金事業の実施のため地方公共団体等が出資して設立したものに限る)を追加すること。(貸与申請、返還追徴、送還請求に係る事務に必要な、障害者関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、住民票関係情報等入手可能な特定個人情報とすること。)」を盛り込んでいる。	公益財団法人がマイナンバーを利用できるよう法改正することで、奨学金申請者は申請時の添付書類を削減することができる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第2 106項	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、関西広域連合	北海道、長門県、大分県、沖縄県	○高等学校奨学金でマイナンバー制度を利用することができれば、申請時の添付資料を大幅に削減することができる。○本県の奨学金事業は、公益財団法人県育英会が実施しており、地方公共団体ではないためマイナンバーによる情報取得ができない。よって、提案内容のとおりマイナンバー利用が可能となれば、県育英会においても、添付書類の削減及び申請者の負担軽減が図れるものと考えられる。○本県で公益財団法人が奨学金事業を実施しており、独立行政法人日本学生支援機構によるマイナンバーを利用する学費の貸与に関する事項と同様に、添付書類の削減など申請者の負担の軽減を図る必要性が高い。	マイナンバー法第9条第2項により、地方公共団体は条例で個人番号を利用することができる事を定めることが可能であり、また当該事務を委託している場合、委託先においても個人番号を利用することは可能である。情報連携については、その主体を明確にし、国民の個人情報保護に対する懸念に対応するマイナンバー法の観点から、一般的に公益財団法人であることのみをもって、情報連携の主体とすることは困難と考える。	
290	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	公営住宅管理業務におけるマイナンバーの利用	公営住宅の管理業務において、マイナンバーを利用した特定個人情報照会が平成19年7月から可能となる。大阪府では賃貸住宅の管理運営をすべて指定管理者に委託しているが、現行制度の下では指定管理者が情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことができない。現在、指定管理者が各種申請の受付業務を行っており、必要書類をチェックし、審査に必要な書類をすべて整えた上で所へ引き継ぎ、所がそれらの書類をもとに審査している。マイナンバー制度を導入した場合、指定管理者が各種申請書類の受付業務を行うにあたって、所の審査に必要な情報を取得することができないため、マイナンバーにより照会可能な情報は未チェックのまま所へ引き継がれることとなり、その後、府職員が端末で情報照会を行い、審査に必要な情報を取得することとなり、制度導入前に比べて府職員の業務量が大幅に増え、事務処理に大きな支障が生じる。マイナンバー導入により、申請者の負担軽減が期待されることは望ましいことであるが、現行制度のままで、指定管理者の事務軽減につながることはあっても、自治体の負担が増加することは明白である。このままでは、マイナンバー制度導入効果の一つである「行政の事務の効率化」が達成できず、住民サービスの向上や行政の効率化につなげるための「指定管理者制度」の主旨にもそぐわない状況となる。	公営住宅の管理は、全国の多くの自治体が「指定管理者制度」を導入しており、指定管理者がマイナンバーを利用した情報照会を行うことができるよう制度改正が実現することにより、円滑な事務処理が可能となり、公営住宅入居者等の利便性向上、行政の効率化につながる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第77号)第19条 特定個人情報適正な取扱いに関するガイドライン	内閣府、総務省、国土交通省	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	北海道、神奈川県、八尾市、豊後市、大牟田市	○当市も公営住宅管理に指定管理者制度を導入していることから、マイナンバーを利用した情報照会を指定管理者が行えないことは、市職員の業務量の増大となり、それに伴い負担が増加することが予想される。円滑な事務処理が行われること、公営住宅入居者の利便性も向上し、行政の効率化にもつながる。○当団体では公営住宅の管理運営のほとんどを指定管理者に委託しているが、現行制度の下では指定管理者が情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことができない。現在、指定管理者が各種申請の受付業務を行っており、必要書類をチェックし、審査に必要な書類をすべて整えた上で当団体へ引き継ぎ、当団体がそれらの書類をもとに審査している。マイナンバー制度を導入した場合、指定管理者が各種申請書類の受付業務を行うにあたって、当団体の審査に必要な情報を取得することができないため、マイナンバーにより照会可能な情報は未チェックのまま当団体へ引き継がれることとなる。その後、当団体職員が端末で情報照会を行い、審査に必要な情報を取得することとなり、制度導入前に比べて当団体職員の業務量が大幅に増え、事務処理に大きな支障が生じる。マイナンバー導入により、申請者の負担軽減が期待されることは望ましいことであるが、現行制度のままで、指定管理者の事務軽減につながることはあっても、自治体の負担が増加することは明白である。このままでは、マイナンバー制度導入効果の一つである「行政の事務の効率化」が達成できず、住民サービスの向上や行政の効率化につなげるための「指定管理者制度」の主旨にもそぐわない状況となる。	情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携については、個人に関する様々な分野の情報を紐付けることが可能となることから、原則として行政機関等をその利用主体とするともに、情報連携を行うことができる場合をマイナンバー法別表第2に規定し明確化することにより、情報連携が適切に行われることを担保することとしております。指定管理者は、法人その他の団体であり、行政機関等に該当せずその主体が明確でないと考えられることから、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行うことができる主体とはしていません。	
299	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における管理代行者に対する情報提供ネットワークシステム利用環境の整備	【支障事例】公営住宅の管理代行者が、単独でソフトウェア開発や中間SVを保有する必要があるが、技術や経費の面において、極めて困難である。	【効果】情報提供ネットワークシステムを利用した、地方公共団体の関係機関等による必要な情報の効率的な確認。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第77号)第19条	内閣府、総務省、国土交通省	九州地方知事会	大分県提案分	-	-	中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携のために必要なものであるため、情報連携の主体において適切に措置していただく必要があるものです。

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
<p>見解</p> <p>補足資料</p> <p>見解</p> <p>補足資料</p> <p>現行の制度のもとでは、都市部と地方、また地方でも人口の多いところと少ないところで子育て環境に大きな差があるなど、病児への対応の地域間格差が大きいのが現状である。本県の提案は、柔軟な要件設定を行うことで地域の格差を解消できる、極めて有効な手段であると考えている。</p> <p>・保育の質の低下を懸念されているところであるが、本県の提案はファミサポ会員をマンツーマンで配置することで、より「見守りの管理」を高めることとなり、かつ病児保育施設で保育が行われるため、保育の質を確保することは十分可能と考えている。</p> <p>さらに、本県においては病児・病後児預かりについて、子育てについて経験豊富なベテランの会員に、独自の上乗せ講習(7.5時間)を行うこととしており、実質的な質の向上に自ら努力していることを考慮願いたい。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p> <p>なお、検討に当たっては、保育の質が確保されることを前提とすること。</p>	<p>○ 提案団体である兵庫県・徳島県の病児保育の実施状況を把握したところ、児童数の多い都市部においては実施されているが、兵庫県における但馬・淡路・西播磨地域、徳島県における県南・県西地域といった地方部において、その要件を満たすことが困難なことから、病児保育事業自体が実施できない状況にある。このような地域において、質の担保を前提としつつ、ニーズに応じたきめ細かく柔軟なサービス提供を行うための手法について検討すべきではないか。</p> <p>○ 一般的な保育所等における保育と比較して、病児保育事業において保育士に求められる役割を明確にし、その上で、看護師やファミリー・サポート・センター会員がその役割を果たすために不足している質員について、説明すべきではないか。</p> <p>○ その上で、看護師やファミリー・サポート・センター会員では果たせない役割を補うために、施設要件や研修要件等を設定することによって対応できる余地がないか検討すべきではないか。</p> <p>○ ファミリー・サポート・センター事業については、平成21年度より病児・病後児の預かりを実施するなど、そのサービス提供会員の活躍の範囲については拡大している。このような状況を踏まえ、徳島県のように病児保育に対応する研修を別途設けることや、子育て支援員研修の受講を促進することによって、病児保育事業におけるファミリー・サポート・センター会員の活動の範囲を一層拡大することについて、検討する余地があるのではないかと。</p>	<p>各府県からの第2次回答</p> <p>病児保育事業は、児童福祉法に基づき実施される「保育を行う事業」であり、「病児」といっても、ベッド上で安時に過ごす子どももいれば、活動的な遊びができる子どもまで様々であることも踏まえれば、その保育の内容(室内での遊びや食事の提供、午睡等)は、通常の保育と基本的に同様である。ただし、保育所と異なり、毎日同じ児童に対して保育を提供するわけではなく、病児になるという緊急的な状況に陥った児童に臨時的に保育を提供する事業であることから、保育を提供する側は当日までどのような保育を提供することになるか予測がつかず、児童の側は着脱と異なる環境で保育を受けることになる。ゆえに、よきめ細やかに、職員が1人1人の児童を十分に受容できる体制を整えたい上で、病状の悪化等に備え、複数人体制で保育を行う必要がある。</p> <p>ゆえに、病児保育における保育の質を確保するためには、保育に関する専門的な知識と技術を有する者による保育が行われることが必要である。</p> <p>保育士となるためには、指定保育士養成施設卒業又は保育士試験の合格が必要であり、指定保育士養成施設について言えば、修業年限は2年以上となっており、講義により、保育や教育の内容の専門的な科目を学ぶほか、保育実習等を行うこととなっている。</p> <p>これに対して、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は、乳幼児や小学生等の子どもが主たる主体となる委員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該活動を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における子育ての総合援助活動を推進するものである。よって、ファミリー・サポート・センターの会員が提供するものは、子どもの保護としての「預かり」であって、子どもに健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、健全な心身の発達を図る「保育」ではない。</p> <p>また、ファミリー・サポート・センターの委員になるためには、約30時間程度の子育て支援に関する基礎的な知識等の研修を受講すればよいこととされており、保育士との知識・技能の差は、施設要件や研修要件等の設定で補えるものではない。</p> <p>なお、保育人材の確保にあたっては、「ニッポン一億総活躍プラン」でも掲げられている処遇改善の拡充に加え、新規資格取得者の確保、就業継続支援、離職者の再就職支援といった総合的な対策を講じる必要があるが、今後の予算編成過程で、引き続き、保育の受け皿確保に伴い必要となる保育人材の確保に総合的に取り組んでまいりたい。</p>	<p>6【内閣府】</p> <p>(7)子ども・子育て支援法(平24法65)</p> <p>(ウ)病児保育事業(59条11号及び児童福祉法6条の3第13項)については、原則保育士及び看護師をそれぞれ最低1名以上配置する必要があるが、「病児保育事業実施要綱」(平28厚生労働省雇用均等・児童家庭局)を改正し、平成29年度を目標として以下に掲げる要件を満たす事業の実施を可能とする。</p> <p>・徳島・中山間地その他の地域で病児保育の利用児童の見込みが少なくない市町村が認められた上で、医療機関に併設された施設において実施する。</p> <p>・利用児童が2名以下で実施する。</p> <p>・子育て支援員研修(地域型保育)を修了しているなど、必要な知識や技術等を修得している看護師1名が常駐する。</p> <p>・病児保育以外の業務に従事している看護師1名が、必要な場合に迅速に対応できる体制とする。</p> <p>(関係府省:厚生労働省)</p>
<p>本県は、(公財)兵庫県高等学校教育振興会に事業を移管・委託しており、マイナンバー情報の利用等ができない。</p> <p>そもそも、当該奨学金事務は(独法)日本学生支援機構(旧日本育英会)から都道府県に移管された経緯を踏まえれば、当該機構がマイナンバー情報を利用できる一方で、(公財)兵庫県高等学校教育振興会のような都道府県から奨学金事務を移管・委託された公益財団法人が利用等できないのは法制上の不備である。そのため、本県は番号法別表第1及び別表第2に当該事務及び公益財団法人を追加することを提案している。</p> <p>それが不可能な場合であっても、移管先等において、マイナンバー取扱規程を定め、それに基づいて作業を行うこととし、個人番号を取り扱う者も地方公務員法上の身分を有し、同法上の守秘義務が課せられている場合は、実質的に県が実施する場合と同様であり、情報管理上の問題がないと考えられることから、マイナンバー法第9条第2項等において、事務の移管・委託をした場合でも移管先等で個人番号の利用及び情報連携ができるよう法改正をお願いしたい。</p> <p>なお、法改正にあたっては、公益財団法人をマイナンバー情報利用者に位置付ける必要があるが、「高等学校の奨学金事務について地方公共団体から事務移管・委託を受けた公益財団法人」と限定することで可能であると考える。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>行政機関ではない、公益財団法人や指定管理者にまで利用主体を拡大することについては、リスク検証等への留意が必要。</p> <p>○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、情報連携の主体は法律に位置付けのある法人と整理しており、法律レベルでは一般的に財団法人を位置付けるかという点については慎重な検討が必要との趣旨の発言があったところである。しかしながら、公益財団法人に関する公益認定は法律上の仕組みであるため、主体として明確なものではないか。また、公益財団法人について一般的にはなく、条件を付けて限定的に規定することもあり得るのではないかと。</p> <p>これらの点について、関係府省において早急に検討いただきたい。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、法定事務として扱う場合と、独自利用事務として扱う場合の両方があり得るが、当該事務の所管省庁と情報提供する事務の所管省庁の調整が急ば、制度改正ということではあり得るとの趣旨の発言があったところである。このため、どのような制度改正が必要となるかについて関係府省において早急に検討いただきたい。当該制度改正に向けて整理・調整を進めていただきたい。</p>	<p>移管を受けた公益財団法人での利用については、マイナンバーの民間での利用を可能とする提案となるが、個人情報保護に対する国民の懸念に対応するため、民間での利用は認めない(参考)</p> <p>委託を受けた公益財団法人での利用については、個人情報保護に対する国民の懸念に対応するため、情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携を行うことができる主体は、法令で明確になっている必要があると考える。</p> <p>また、情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携を行うことができる主体は、法令で明確になっている必要があると考えるため、都道府県の委託によりマイナンバー利用事務を行うこととされている公益財団法人を情報連携の主体として認めることは困難である。</p>	<p>(参考)</p> <p>6【内閣府】</p> <p>(8)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)</p> <p>(ウ)上記のほか、地方公共団体における行政運営の効率化を図る観点から、附則6条1項に基づき、同法の施行後3年を目途として、同法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を待つ、所定の措置を講ずる。</p> <p>(関係府省:個人情報保護委員会、総務省、文部科学省及び国土交通省)</p>
<p>指定管理者制度は、民間のノウハウを活用して公の施設を管理運営させるという地方自治法に基づく制度で、現在、半数以上の都道府県において、公営住宅の管理運営事務に指定管理者制度を導入しており、公営住宅の管理主体として今後大きな期待を寄せられている。</p> <p>また、公営住宅の管理事務については、事務処理の件数が非常に多いといった特性があり、マイナンバー制度の導入効果が高いと考えているが、指定管理者が情報連携を利用できない場合、自治体職員が情報連携によって必要な情報を照会する必要があるため、極めて非効率な業務運営となり、指定管理者制度導入の効果が半減してしまう。</p> <p>なお、指定管理者は、行政機関には該当しないものの、従来の民間委託とは性質が異なり、地方公共団体の議会の指定議決を受けなければ施設の管理主体とはなりえないことから、その主体は明確になっていると考える。</p>	<p>【八尾市】</p> <p>指定管理者はその主体が明確でないとのことですが、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者の指定手続き等に関する条例を定め、告示を行うなどの公表する手段を講じることにより、その主体の明確性は担保されていると解されます。</p> <p>さらに、同条例第6項の規定において、指定にあたっては議会の議決を経ることとなる実質を有する団体を指定するよう手続きが厳格に定められております。</p> <p>また、個人情報の取扱いについて必要な措置を講じる責務について、条例で定めるとともに、個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込む等の措置が行われていることを前提として、情報提供ネットワークシステムの利用に関しては、個別IDの付与により指定管理者を特定すること等により、その適切性を担保することができるものと考えます。</p> <p>【愛媛県】</p> <p>指定管理者は、行政機関ではないものの、従来の民間委託とは異なり、地方公共団体の議会の指定議決を受けなければ施設の管理主体とはなりえないことから、その主体は明確になっている。また、既に指定管理者職員は、個人情報など個人情報を取り扱っており、情報セキュリティを確保するために必要なシステム対応を事前に実施し、各種関係規程を指定管理者職員が遵守する等、セキュリティ対策に万全を期した上で、情報連携が可能となるよう検討いただきたい。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>行政機関ではない、公益財団法人や指定管理者にまで利用主体を拡大することについては、リスク検証等への留意が必要。</p> <p>○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、法律レベルで当該法人が規定されていることが一つのメルクマールであるが、指定管理者については幅広く法人を対象とできることから、国民の目から見たら法律レベルでは誰がマイナンバーを利用しているのかわからない状況であり、慎重に考えざるを得ないとの趣旨の発言があったところである。しかしながら、指定管理者は、地方自治法に基づく法的な責任を負って指定を受けるものがあり、地方自治法に基づく条例法に基づき法的責任を負って指定を受けるものがあり、地方自治法に基づく条例法に基づき法的責任を負って指定を受けるものがあることから、主体や委託を受けた事務の内容は明確になっていると考えられるのではないかと。</p> <p>また、第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、公営住宅関係では、管理代行者が法律上位置付けられているために情報連携が可能であるが、指定管理者は法律上の位置付けがないために情報連携は困難であるとの趣旨の発言があったところである。しかしながら、管理代行者であっても、法律において、具体的法人名までもが明示される訳ではなく、その意味においては、指定管理者と管理代行者の間には法人名の特定において根本的な差異があるわけではない。</p> <p>加えて、地方公共団体が公営住宅関係で管理代行者と指定管理者のいずれかを選択する際に、制度的な条件が平等でないという点は問題ではないかと。</p> <p>これらの点について、関係府省において早急に検討いただきたい。</p>	<p>個人情報保護に対する国民の懸念に対応するため、情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携を行うことができる主体は、法令で明確になっている必要があると考える。</p> <p>指定管理者は、地方自治法に定められた手続であるとはいえ、法人その他の団体という様々な主体がなり得るものであり、かつ、当該地方公共団体以外の地方公共団体やその住民にとっては認識しにくいものとなっている。</p> <p>情報提供を行う地方公共団体側としては、そのような主体に対して特定個人情報を提供することについて、個人情報保護の観点からの懸念が生じうると考えられるため、現時点では、指定管理者を情報連携の主体とするとは困難である。</p>	<p>(参考)</p> <p>6【内閣府】</p> <p>(8)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)</p> <p>(ウ)上記のほか、地方公共団体における行政運営の効率化を図る観点から、附則6条1項に基づき、同法の施行後3年を目途として、同法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を待つ、所定の措置を講ずる。</p> <p>(関係府省:個人情報保護委員会、総務省、文部科学省及び国土交通省)</p>	
<p>公営住宅法第47条により、入居者の決定、同居の承認、地位継承などの権限が管理代行者に移っており、管理代行者の責任において、ワンストップで対応されている。</p> <p>マイナンバーの導入により管理代行者は、これらの事務において、審査に必要な情報を、地方公共団体から提供を受けたうえで行う必要がある。</p> <p>入居者サービス向上や行政の効率化等の観点に立てば、管理代行者が情報連携を行うことができる環境を整備する必要があるが、管理代行者に設置主体となり費用負担を求めるとは、代行する期限が定められていることから不合理であると考えており、自治体中間サーバープラットフォームが利用出来るよう検討していただきたい。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、総務省から、中間サーバーについては、地方公共団体情報システム機構が設置・管理しており、当該機構自らのサービスとして提供しているため、その利用については当該機構の判断となり、総務省に照会する必要はないとの趣旨の発言があった。これを受けて、中間サーバーの利用の可否は地方公共団体情報システム機構が判断する事項であることを地方公共団体向けに明確に示すべきではないかと。</p> <p>また、これまで総務省から示されているQ&A(管理代行者は地方公共団体とは別の団体であるためマイナンバー制度による情報連携を利用する場合には独自で中間サーバーを設置する必要はある)は改正すべきではないかと。</p> <p>これらの点について、総務省において早急に検討いただきたい。</p>	<p>今般の提案を踏まえ、デジタルPMOの「FAQ」に、自治体中間サーバープラットフォームについては、地方公共団体情報システム機構が設置・管理しており、当該機構自らのサービスとして提供しているため、その利用については当該機構が判断する事項であり、地方公共団体と機構の間で調整する事項である旨の補足を加えた回答を記載することを検討する。</p>	<p>6【内閣府】</p> <p>(8)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)</p> <p>(ウ)自治体中間サーバープラットフォームについては、地方公共団体情報システム機構が設置及び管理しており、当該機構自らのサービスとして提供しているため、その利用については当該機構が判断する事項であり、地方公共団体と当該機構の間で調整する事項である旨の補足を加えた回答を、「デジタルPMO(番号制度に関する情報共有を目的としたコミュニケーションツール)」の「FAQ」に、平成28年度中に記載する。</p> <p>(関係府省:総務省及び国土交通省)</p>

内閣府 「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
252	B 地方に対する規制緩和	その他	法令及び事務処理要領に定める通知カードの券面事項の住所変更追記事務の廃止	住所変更による券面事項の追記は不要に改正する。(事務処理要領の改正)	マイナンバー制度開始に伴い、通知カードとマイナンバーカードの券面変更事項の追記事務が市区町村事務に追加された。従来の住民異動事務に追加されたこの追記事務は、様々な要因により住民異動が多い自治体では、作業の量・時間において大きな負担となり、住民異動の多い時期は住民にとって窓口での待ち時間増大の原因となっている。繁忙期の1月～5月では、200～300件/1日を処理し、1件について常務員4名でマイナンバーカードは、本人確認書類となるため、変更事項の追記は必要と考えるが、通知カードは、本人確認書類にはならない書類であり、他に本人確認書類の提示が必要であるため、住所異動まで厳格に記載する必要性はないと考える。	住所変更による券面事項の追記を不要にした場合、転入・転居などの事務作業のうち通知カードへの記載時間が不要となるため、住民の待ち時間の短縮が期待される。また、住所異動が多い住民は、追記不足が頻繁に発生し、通知カードの再交付が必要となるが、住所異動による追記が対象外となれば、再交付件数が抑えられ、発行及び送付にかかる経費の削減を図ることが可能。通知カードは、本人確認書類となるため、変更事項の追記は必要と考えるが、通知カードは、本人確認書類にはならない書類であり、他に本人確認書類の提示が必要であるため、住所異動まで厳格に記載する必要性はないと考える。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第5項 通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第2-3(2)	内閣府、総務省	豊田市		<p>〇本件は、東京近辺にベータタウンの性格を持ち、住民異動の層が毎年多量発生している。制開始に伴い、通知カードとマイナンバーカードの券面変更事項の追記事務が市区町村事務に追加されたことで、業務量及びその所要時間が大きな負担となり、住民にとって窓口での待ち時間増大の原因となっている。</p> <p>また、増大した事務に対応する時間が増えたことで、他の業務が業務時間内に終わらず、時間外勤務に繋がるケースも多量発生している。</p> <p>本人確認に使用できない通知カードの追記事務が不要なことで、職員約1.6万人の業務量が削減となり、負担が軽減している。住民の待ち時間の短縮につながるため、制度改正が必要と考える。</p> <p>通知カードの追記発生件数 転入・転居届出</p> <ul style="list-style-type: none"> ●H27年度 <ul style="list-style-type: none"> 転入届出数 15,998件 転居届出数 7,498件 ●住民基本台帳人口・世帯数(H28年3月31日現在) <ul style="list-style-type: none"> 人口 410,033人 世帯 179,764世帯 世帯人口 2,28人 ●通知カード数 <ul style="list-style-type: none"> (15,998+7,686)×2.28 = 約54,000枚 ●1件あたり追記時間 約3分 ●1日に追加する時間 <ul style="list-style-type: none"> 54,000枚×3分 = 2,700時間(348日分)⇒職員1.5人分の業務量 <p>〇通知カードは住民を要する全住民が所持しているものであり、住所異動が発生するたびに通知カードの追記が必要となるため、住民の方の待ち時間が以前より多くなっている。</p> <p>また、追記が小さいため、住所にアパート等の方を含む場合はすぐに埋まってしまふ、シール等を張ること認められていないため追記の煩雑さを要する。</p> <p>〇本市においても、平成27年度実績で、年間6592件の転居及び6566件の転入があることから、通知カード及びマイナンバーカードの券面変更事項の追記事務が大きな負担となっている。特に、住民異動が集中する3月～4月については、今年は追記事務が増えたこともあり、例年よりも待ち時間が大幅に増加し、多くの市民の方にとって迷惑がちなこととなった。本人確認書類と同等でない通知カードについては、住所変更による追記を不要とするよう制度を改正することによって、処理時間を短縮することができることから、窓口事務の円滑な運用や市民の待ち時間の短縮を図ることが可能になる。</p> <p>〇住民異動及び外国人住民が本市では、住所変更があると通知カード・マイナンバーカード・住民基本台帳カード・在留カード・外国人登録簿等の各種証明書の更新(住所変更の追記)への記載作業及び通知カードの券面記載事項の追記欄がいっぱいになったことによる再交付申請作業(追記記載欄が写りしなく、住所等を2回変更(住所変更を記載するのに欄が2行を要する)すれば3回目には再交付申請が必要)が大きな負担となり、また、住民異動が多い時期については市民の窓口での待ち時間増大の原因となっている。</p> <p>また、市民が異動届出時に通知カードを提出しなかった場合、4日以内に通知カード表面記載事項変更届を提出し通知カードの表面記載事項を変更しなければならないとされている。</p> <p>通知カードについては、本人確認書類にならない書類であるため、通知カードの表面記載事項の内容に変更住所異動が伴った場合についての手続き及び記載を厳格に行う必要はないと考える。</p> <p>窓口事務の円滑な運用や市民の手続きの省略や待ち時間の短縮、通知カード再交付にかかる経費の削減のためにも通知カードの表面記載事項の変更層については不要とするよう制度改正が必要と考える。</p> <p>〇本市は外国人実習生の割合が多く、転入・転居の際に一度に10～20人がまとまって手続きすることもあり、外国人の実習生の帰国時や入国時の住民基本台帳カードの更新(住所変更の追記)の際に通知カードの表面記載事項を記載しなければならないため、その間対応する事務職員数が不足し、一時的ではあるが窓口での待ち時間増大の原因となっている。</p> <p>〇マイナンバー制度開始に伴い、通知カードとマイナンバーカードの券面変更事項の追記事務が市区町村事務に追加された。これにより、住所異動による追記が不要となり、年間約6万3千枚の追記事務が増し、住所異動の繁忙期においては最大約700枚/日の事務が増している。</p> <p>これにより、住民異動の窓口において事務処理時間及び待ち時間が増大し、区民サービス低下の大きな原因となっている。また、増大した事務に対応するため人員も区庁事務の大きな負担となっている。この様な状況の中、次の理由により、通知カードの券面変更事項の追記事務について、「住所変更」については追記の対象から除外する本提案について賛同する。</p> <p>①通知カードの交付目的は個人番号を通知し当該個人番号を確認するためのものであり、一般的な本人確認書類としては利用できない。また、個人番号の確認においては、通知カードに記載された氏名・生年月日により対象個人を特定できるため、常に最新の住所を追記する必要性に欠ける。</p> <p>②通知カードの追記事務は法定受託事務の対象外とされているため、全国の市区町村において当該追記事務のための費用負担が発生しているが、真に必要な事務を見直すことにより、地方財政の健全化に寄与する。</p> <p>③都市部では人口流動が激しく、頻繁に住所異動を行う者も多く見受けられ、通知カード追記欄の余白が無くなることによる再交付が今後増大すると見込まれる。住所変更の追記を除外することにより、通知カード再交付件数を抑制し、通知カード所持者の手続きの負担軽減、通知カードの再交付に係る経費(国庫補助)の削減を図る。</p> <p>〇住民異動事務の際、通知カード及びマイナンバーカードに券面事項の追加が必要であるため、住民の待ち時間が増える。</p> <p>また、通知カードについては、カードを規定の大きさに切断する必要があるが、切断機は高額で購入が難しく、切断を手作業で対応しているため、住民異動が多い時期は、待ち時間の増大となっている。</p> <p>〇通知カードの追記については、カードを切り取らずに持参する方が多いため、破かないように注意して切り取り、誤りがないように二重チェックで住所等を記載しており、事務量の増大を生んでいる。</p> <p>これに伴い、1件の異動処理にかかる時間も増大しており、住民の待ち時間は繁忙期最大5時間超となった。</p> <p>また、転入・転居届出時に通知カードを持参しない住民も多く、後日そのために再来庁していただき、券面事項変更届を記載していただく必要が生じ、住民にとっても手間となっている。</p> <p>通知カードは本人確認書類と同等でないことは、勤務者からの通知でも明らかにされており、券面記載事項の変更に伴う追記は必要ないと考えられる。</p> <p>〇マイナンバー制度開始に伴い、通知カードとマイナンバーカードの券面変更事項の追記事務が市区町村事務に追加された。</p> <p>従来の住民異動事務に追加されたこの追記事務は、様々な要因により住民異動が多い自治体では、作業の量・時間において大きな負担となり、住民異動の多い時期は住民にとって窓口での待ち時間増大の原因となっている。</p> <p>当区においては、年間の転入者約44,000人(国外転入除く)、区内転居者約30,000人計74,000人全員の通知カード、マイナンバーカードの券面記載(追記)をしなければならない。転入・転居以外にも戸籍簿による氏名変更に伴う券面記載も必要になる。マイナンバーカード、券面記載の変更の他に券面アプリケーション、券面入力補助の更新、希望者には署名用電子証明書の更新を行わなければならない。また3～4月の繁忙期は、年間の転入・転居届出の40%が集まる。</p> <p>追記するのは、通知カード以外にも住基カードや在留カードもあるため、追記事務は自治体の大きな負担となっている。</p> <p>通知カードは本来、個人番号を住民に通知するのが目的で、本人確認書類として使用できないので、変更事項の券面記載は必要ないとはいえず、券面制度上、個人番号と住民の住所の記載を必須とすれば、コストがかかるカード形式ではなく、改ざん防止用紙を用いた「個人番号通知」を住所変更の度に統合端末または既存存在端末から、印刷し交付する方式で十分ではないか。</p> <p>〇通知カードは一般的な本人確認書類としては利用できないこと及びその主な目的が他物にもあることとあり本人への券面通知であること並びに経路のカードは保管状態改善で業務が不能となる状態になりやすいことを踏まえ、番号通知後のカード所持者の手続きの負担軽減及び混雑期における市区町村の事務負担の軽減のため通知カードへの住所の変更を廃止するよう要請する。</p> <p>実際の事務処理にあたっては、カードを持参しない例が散見され、業務を実施できないことが多い。そのための実務所を求めることの住民負担は極めて重く、加えて、通知カードの裏書欄に限りあることも動向のうえ、住民異動の多い時期は特に大都市圏では住民にとって窓口での待ち時間増大の原因となっていることも併せてその裏書をしないことを切に要請するものである。</p> 		
218	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	自主防災組織等への円滑な「避難行動要支援者名簿」の提供のための見直し	地域の支援関係者に対して、平常時に避難支援を行うためには、平常時から対策が重要であるが、地域の支援関係者への「避難行動要支援者名簿」の情報は十分に提供されていない。本県内の市町村においては、名簿情報を外部提供する場合、本人同意を得られた方のみを行っているが、全ての避難行動要支援者から、本人同意を得ることは極めて難しく、名簿の外部提供が適さない要因になっている。本人同意の得られない一方の名簿情報を外部提供できていないため、地域の支援関係者との情報共有ができておらず、発災時に円滑かつ迅速な避難支援を行うことが困難な状況にある。平常時においても、災害時においても、災害時においても、情報提供の必要性は変わらないため、災害対策基本法を改正すべきである。	「災害に強いまちづくり」の実現が図られる	災害対策基本法第49条の11	内閣府	徳島県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県	千原県、千原市、八王子市、阿波市、松江市、宇都宮市、高松市、小中市	<p>〇災害発生時に、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護する必要のある場合には、同意を得ることなく情報提供関係者へ情報提供できるが、事前の情報提供がないと災害発生時に避難支援等を円滑に行うことは困難である。</p> <p>また、避難行動要支援者の個別計画は、自主防災組織や自治会等の地域の方々の協力を得て作成することとなるが、要支援者名簿の外部提供が本人同意なしで可能とし、全ての避難行動要支援者の個別計画の作成を目的とする旨、県が担当しと考える。</p> <p>また、避難行動要支援者は、発災後の名簿提供は迅速な避難行動支援活動がとれないこと懸念される。発災時に対応するためには、平常時から対策が重要であるが、支援関係者への「避難行動要支援者名簿」の情報提供が十分に提供されていない。「本人が同意しない場合は、外部提供すべきでない」とされるケースがあり、本人同意の得られる方が避難行動要支援者名簿が提供されず、全ての避難行動要支援者の個別計画の策定がすすまない。</p> <p>〇要支援者を支援する町会・自治会や自主防災組織から、個人同意等がないと平常時から要支援者に係る情報を得られないことで、避難計画と支援関係者との連携が不十分な懸念を指摘している。</p> <p>〇個別計画策定が済まない原因は、本人同意の得られる方が避難行動要支援者名簿が提供されないことであると断言することはできないが、県内各市区町村における避難支援プラン(個別計画)の実定状況は、「平成27年度市区町村防災事業の概況」によると、避難行動要支援者625,862名の名簿掲載者に列して、16,125名の個別計画しか策定されていない。</p> <p>〇平常時においても、本人同意や条例の特別の定めを要せずに「避難行動要支援者名簿」の提供が可能となるよう、災害対策基本法の見直しを行うことに同意する。</p>	避難行動要支援者名簿の避難支援関係者への提供については、心身の機能の障害等に関する情報を他者に知られることにより、避難行動要支援者やその家族等が日常生活を営む上で不利益を受けおそれるところである。		

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>本人確認の措置として通知カードの提示を受ける場合には、通知カードに記載された氏名及び出生の年月日又は住所が記載されている書類の提示が必要とあるが、写真付の1点確認で良い本人確認書類には、氏名・生年月日が記載されており、住所までの確認は不要となる。</p> <p>また、写真無の書類では、2点の提示であり、実際に提示される想定される書類には、氏名・住所より氏名・生年月日の記載がされたものが主である。</p> <p>よって、通知カード上の住所が真正である必要はなく、通知カードの住所変更の記載を廃止することが必要である。</p> <p>また、通知カードのみ住所変更がされていても、窓口業務の現状では、本人確認書類の住所も変更されていない事例は多く、逆に本人確認書類の住所は変更してあるが、通知カードは変更されていないというケースも多いことが見込まれる。</p> <p>通知カードと本人確認書類の記載内容の確認は、上記で述べたとおり、氏名・生年月日で十分であり、行政・民間窓口での氏名・住所による本人確認の措置が実施できないことによる混乱をさけるためにも、氏名・住所での確認は実施しないことが望ましく通知カードの住所変更の記載を廃止することが必要である。</p>		<p>【柏市】 通知カードと本人確認書類の照合を行うに当たり、住所の不整合については、地方公共団体の窓口であれば、住基ネットでの住所履歴の確認により対応が可能である。顔写真の入っている運転免許証、パスポートを本人確認書類として使用する場合でも、パスポートは自身で住所の書換えが可能であることから、住所地の証明としては不適であり、運転免許も住所変更の手続きを行っていれば、通知カードに記載の住所地との不整合は起こりてしまう。その場合でも、氏名+生年月日で照合することとなるため問題はない。</p> <p>住所地と異なり、生年月日は不変であり、本人確認の情報としては、より確実性の高い情報であることから、照合の際は、氏名+生年月日の組み合わせを優先とすることで、殆どのケースは対応が可能である(実際、番号法施行規則第1条第3項に示す本人確認書類(保険証、年金手帳等)に加え、住民票や印鑑登録証等にも氏名、生年月日は記載されている。)</p> <p>住基ネットが使用できない民間事業者においては、本人確認書類として使用する書類について、相手方に対し、氏名+生年月日の入っているものを優先して持参するよう求めることと合わせて、社内に同性同名且つ生年月日まで合致する者が2人以上いないことが確認できれば、通知カードにおける住所地の不一致は不問とすることで、この問題は解決すると考える。</p> <p>これらの措置により、通知カードの追記の大半は不要となり、市民の待ち時間及び行政側の負担の軽減が図られることは、双方にとって利益となるのではないかと。</p> <p>【新横浜区】 個人番号利用事務等実施者が本人確認の措置として通知カードの提示を受ける場合において、出生の年月日の記載のある書類の提示を受ける場合は、通知カードの氏名及び出生の年月日により確認を行うため、住所の確認は必要とされていない。</p> <p>このため、運転免許証、旅券、在留カード、各種保険証等の他、出生の年月日の記載のある書類を有している大半の国民にとってみれば、住所変更の都度課されている通知カードの提示及び券面記載事項の変更義務は無用ではないかと。特に、外国人住民は出生の年月日の記載のある在留カード等を有しているため、そのほぼ全てにおいて通知カードの住所は必要とされていないと考えるが如何か。</p> <p>また、出生の年月日の記載のない書類の提示を受けるケースに対応するためには、住所変更に係る通知カードの券面記載事項の変更手続きを義務化せずとも、本人の希望により行えるよう取り扱いを改めることにより対応が可能ではないかと。</p> <p>【練馬区】 提案自治体である豊田市の他、30近くの自治体が共同提案に連なっていることから、本事務が多く住民や自治体に負担になっていることは明らかである。住所等を変更するためには変更がある世帯全員の「通知カード」を窓口持参し、自治体の職員が全員分のカードの住所等を追記する必要がある。一方で「通知カード」の未交付率(当区は全世帯の約2.2%)も少なくなく、住所変更の際に通知カードを持参しない者も約2～3割存在しているのが実態である。その対応(自治体においては案内・電話対応、カードの再送・再作成などの費用・人員の負担、通知カードの未受領や持参しなかった者の再発行等に係る住民負担など)も住民と自治体の負担となっている。</p> <p>国の回答にある番号法の本人確認の措置は、不正を防止するために適切に行わなければならないが、住民や自治体の負担を考えると「通知カード」の住所等に固執する必要はないのではないかと。また、個人番号を証するものとして「通知カード」はカードである必要はないのではないかと。現在の住所等が記載されていない「通知カード」が提示された場合は、別の書類などを提示することで確認するなど、住民と自治体の負担にならない方法を検討すべきではないかと。例えば、住民が住所等変更した場合は必要に応じて転入届出の際に自治体の統合端末で最新の住所・氏名・個人番号が記載されている「個人番号通知」(A4判改ざん防止様式もしくはコンドニ文で導入している)を交付するなどの方法で十分ではないかと考える。よって、住民や自治体の負担が大きい「通知カード」の住所変更追記を行わなくても、番号法の本人確認措置が適切に行えるよう法令等を整備し、本提案のとおり「通知カード」の住所変更追記事務を廃止するよう望む。</p>		<p>【全国市長会】 個人情報保護やプライバシー保護の点で留意が必要。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、総務省から、本人確認の措置として通知カードの提示を受ける場合には、本人確認書類として生年月日の記載のない書類を提示するケースにおいては氏名及び住所が通知カードの記載と一致していることを確認することになるが、通知カードに記載のある住所について変更の措置を講じていない場合には、住所の記載が不一致となり、本人確認ができないとの趣旨の発言があったところである。しかしながら、多くの地方公共団体から提案がなされていることを踏まえれば、現場には追記に係る事務負担等の支障があり、かつ、通知カードの住所変更をなくしても制度運用が可能であるという判断が地方公共団体にはあるのではないかと。</p> <p>○ 例えば、住所変更をした者については、住所変更が確認できる書類とセットで提出等を求める等の措置をとれば、本人確認には支障がないのではないかと。また、本人確認の制度の厳格な運用と、地方公共団体における住所変更の追記事務による職員の負担とそれに伴う待ち時間の増大による住民サービスの低下、追記を受けるための来庁に伴う住民の負担等を考慮して制度の見直しをすべきではないかと。これらの点について、関係府省において早急に検討いただきたい。</p>	<p>①第1次回答においては、個人番号利用事務等実施者が、個人番号の提供を受けるときは、番号利用法第16条より、本人確認の措置が必要となり、本人確認として通知カードを提示する際には、番号利用法施行規則第1条第1項第2号より、併せて通知カードに記載されたものと同じの氏名及び出生の年月日、又は、氏名及び住所が記載されている書類の提示が必要となること。出生の年月日の記載のない書類を提示するケースにおいては氏名及び住所が通知カードの記載と一致していることを確認することとなるが、通知カードに記載のある住所について変更の措置を講じていない場合には、住所の記載が不一致となり、本人確認が出来ないこととなり、不都合が生じるため、住所の変更について通知カードに追記することとされている旨、回答したところ。</p> <p>②専門部会からの主な再検討の視点においては、「例えば、住所変更をした者については、住所変更が確認できる書類とセットで提出等を求める等の措置をとれば本人確認には支障がないのではないか」との指摘がある。この点については、確かに、変更後の住所が確認できる書類を持参することは、本人であることを一定証明する資料とはなるが、通知カードに記載された住所と不一致である場合については、本人確認として不十分である。併せて提示される書類の記載が通知カードの記載と一致していることが求められる趣旨は、通知カードにより送付され、記載の変更も市町村により行われる際に、高度の信頼性があること。個人番号の提供という観点から本人確認を実施すべき場面においては、当該通知カードの記載と、併せて提示される書類の記載が一致していることを求めるという点にある。</p> <p>③提案団体からの第1次回答に対する見解として、個人番号の提供を受ける際の本人確認として、通知カードと併せて提示される書類としては氏名及び住所より氏名及び生年月日の記載がされたものが主であると想定される。とあるが、併せて提示される書類に生年月日の記載がない場合は氏名及び住所の記載の一致を確認することが想定される以上、住所変更の追記を不要とすることはできない。</p> <p>④また、通知カードと併せて提示される書類自体の住所が変更されていないため、通知カードの住所の変更を追記する必要性が乏しい旨の見解が示されているが、それは法令等に則り当該通知カードと併せて提示される書類の更新を行うべきものであり、通知カードの住所変更の追記の必要性とは関係がない。</p> <p>⑤また、追加共同提案団体からの第1次回答に対する見解として、住所の記載が最新になっていない場合の確認については、住基ネットを確認すればよいのではないかとあるが、②で述べた、併せて提示される書類の記載が通知カードの記載と一致していることが求められる趣旨に鑑み、本人確認として不十分である。また、住基ネットを確認できない個人番号利用事務等実施者の列切について、社内に同性同名かつ生年月日の合致する者がいないことが確認できれば住所の不一致を不問とする旨の提案があるが、特定の条件下における個別の対応であり、制度を変更する事由とはならない。</p> <p>⑥なお、通知カードへの住所変更の追記が、市町村の事務の負担となっているところであるが、制度の継続を要しない前提での対応について、要望等があれば実施可能かどうかも含め、引き続き検討する。</p>	<p>6【内閣府】 (8)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(第25法27) (w)通知カードの住所変更追記に関する市町村の事務負担の軽減の在り方については、制度の運用実施や市町村の意向に係る調査を行った上で、番号提供側における国民の利便性にも十分配慮しつつ、その結果を踏まえた適切な対応について検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:総務省)</p>
<p>要支援者支援対策、とりわけ個別計画の作成が喫緊の課題となっているが、本人の同意を得ることが難しく、全国的に条例を制定している自治体が少ない中、その取組は進んでいない。「避難行動要支援者」情報については住所や電話番号、避難支援を必要とする事由等であり、個人情報保護に強く配慮する必要があることから、外部提供について同意しない住民が多いのではないかと考えられたため、条例を制定している市町村であっても一切本人の同意を不要とする形ではなく、本人が同意しないとの申出がない限り、名簿記載や外部提供をする形で規定しており、全ての要支援者の避難支援には繋がっていないと聞いている。</p> <p>こうした状況において、市町村が防災活動を自ら推進していくためには、災害対策の国の統一した取組として災害対策基本法に規定することで、取組の促進、効果的な活用や迅速な支援活動が可能でできると考えている。</p> <p>以上のことから、現行法上可能ではあるが、国の施策として、災害対策法への規定を要するもの。</p>				<p>【全国市長会】 個人情報保護やプライバシー保護の点で留意が必要。</p>	<p>避難行動要支援者名簿(以下「名簿」という。)は、災害発生時における自力避難が困難な高齢者や障害者等への避難支援体制の構築にあたり、従前においては、高齢者や障害者等に関する個人情報利用・提供が適切に行えない等が生じていたことから、名簿の作成を市町村に義務付け、その作成に必要な個人情報保護条例との関係を整理するとともに、平常時と災害発生時のそれぞれについて避難支援関係者への名簿情報の提供に係る制度を法制化したものである。</p> <p>本制度は、自助、共助を基本としつつ、市町村がこれを適切に支援するための体制構築が主眼であり、これを効果的なものとするためには、平常時から避難支援関係者に対し、名簿情報を提供しておくことが望まれるところである。</p> <p>しかし、避難行動要支援者の中には、このような個人情報の外部提供を望まない者も存在するため、「個人情報保護」と「生命・身体保護」のそれぞれの重要性に鑑み、平常時においては、個人情報保護の観点から、本人同意を得た場合のみ名簿情報の提供を可能とするとともに、災害発生時においては、個人情報利用による利益が個人情報保護による利益に優越するとの判断に基づき、市町村長が「特に必要がある」と認めるときは、当該同意を得ていない場合についても当該提供を可能としたものである。</p> <p>このように、平常時から避難支援関係者への名簿情報提供について一律に法律により可能とすることは、個人情報保護の観点から適切ではない。</p> <p>このため、名簿の活用については、個人情報の保護を巡りつつ災害発生時に避難行動支援が行えるよう、市町村においては、引き続き名簿情報の外部提供に係る本人同意に努めていただくことが重要である。</p> <p>内閣府としては、住民の理解を助け市町村の避難行動支援の取組を支援するため、平成29年度までに、名簿に関するパンフレット作成等の普及・啓発を行う予定である。各市町村におかれては、このパンフレットを活用するなど、今後も災害発生時における住民の生命・身体保護に取り組んでいただきたい。</p> <p>なお、各市町村の状況に応じ、特に条例で定める場合には名簿情報を本人同意を要せず外部提供することも可能であり、この規定を適用する市町村においては、当該市町村の避難行動要支援者に関する個人情報保護について、当該市町村の状況及び個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、適切な判断の下で行われるものと考えている。</p>	<p>6【内閣府】 (4)災害対策基本法(昭36法223) (ii)避難行動要支援者名簿については、住民の理解を助け、市町村の避難行動支援の取組を支援するため、当該名簿に関するパンフレットの作成等、住民への普及・啓発を平成29年度中に行う。</p>	

内閣府「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
232	B	地方に対する規制緩和	その他	広域連合が地方創生推進交付金を申請した場合の取扱いの見直し	地方創生推進交付金の申請に当たり、関西広域連合について、5事業の申請を可能とするも、広域連合が申請した場合に関係地方公共団体が1事業ずつ申請したものとすべしという取扱いを行わないこと。	地方創生推進交付金の申請手続きでは、広域連合が推進交付金の申請を行った場合には、関係地方公共団体が広域連合に申請したものとすべしとされた。広域連合が処理する事業は、構成団体が処理権限を有する事業の一部を規約により広域連合に移管し、広域連合がその権限と責任のもと処理するものであり、各地方公共団体が実施権限を有し、連携を取りながら実施する広域連携事業とは、大きくその趣旨が異なることから、両者を同一視すべきではなく、関西広域連合が交付金申請を行うことにより、構成関係府県市の申請に影響を及ぼすことは、当該関係府県市に大きな支障を及ぼすことになる。	関西広域連合は、既存の府県事務の連携という範疇を越え、都道府県とは別の特別地方公共団体として、先駆性を発揮した広域的な事業を展開している。このような団体は全国でも関西広域連合のみである。広域連合では、例えば、関西の強みである健康・医療分野において、イノベーション部局を所管する兵庫県が、関西の産学官を連携させ、健康長寿に向けた健康・医療の新たなしくみづくり、モデルの開発の実現を目指す関西健康・医療創生会議を設立(147.7)した。同会議のもと、関西広域の共通課題として取り組むべきテーマごとに分科会を設置し、シンポジウムや産学官連携による調査研究を行うことでビジネスイノベーションを実現し、新たなしくみ創生につながるものである。当該事業などを広域連携事業として取り扱わず、5事業までの申請が認められれば、地方創生に資する大規模な事業が推進できる。	地方創生推進交付金制度要綱平成28年度における地方創生推進交付金の取扱いについて	内閣府	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	徳島県	〇地方創生推進交付金の申請手続きでは、広域連合が推進交付金の申請を行った場合には、関係地方公共団体が広域連合に申請したものとすべしとされている。本稿においては、5事業の申請権を適用することとしており、広域連合が広域連携事業として交付金申請することについて推進すべきとするもの、本稿を含めた構成府県市の申請権にまで影響を及ぼすことは本旨ではなく、本稿のみならず構成府県市にも大きな支障を及ぼすこととなる。	広域連合及び一部事務組合については、主に都道府県から構成されている場合には2事業まで、主に市区町村から構成されている場合には1事業まで申請することができるとしており、また、その際、広域連合及び一部事務組合の申請事業数については、それを構成する各々の地方公共団体の申請事業数の「目安」の内数としてカウントするにしないとの取扱いをしている。
243	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	広域連合への災害救助法の特別基準決定権限の付与	災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に係る内閣府と都道府県との協議、同意を要せずとも、大規模広域災害時における特別基準の決定権限を、関西広域連合にも認めること。	【広域的な視点での救助の必要性判断】大規模広域災害発生時には、ある程度の地域的なバランスや、最低限の水準維持が必要となる場合もあり得るため、国に代わり、地方自治体である関西広域連合が調整し、決定することが地方分権の趣旨に合致し、かつ効果的である。【適用が想定される災害】南海トラフ地震等、複数の関西広域連合構成府県において災害救助法の適用があった災害	・被災地のニーズが迅速に救助内容に反映され、的確で十分な被災者支援が実現する。 ・関西広域連合においては、関西広域連合及び構成府県市や関係機関・団体等が、南海トラフ地震等の大規模災害発生に備え、とるべき対応方針やその手段を定めた「関西防災・減災プラン」の策定、同プランに基づく具体的な活動手段を定めた「関西広域防衛・受援実施要綱」の作成。さらには、大規模災害が発生した場合を想定した広域訓練の実施など、広域調整機能を発揮している。府県域を越える広域行政課題の解決を図る目的と、その能力を有する関西広域連合が、広域的な視点で検討・決定することにより、一定水準の救助内容が確保され、広域的に均衡のとれた救助を速やかに実現することができる。 【構成府県との役割分担】 関西広域連合：連合管内の救助水準の決定 構成府県：救助の実施	災害救助法施行令第3条	内閣府	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	徳島県	〇複数の府県を跨ぐ大規模広域災害の場合、ある程度の地域的なバランスや、最低限の水準維持が必要となる場合もあるため、関西広域連合が調整し、決定することが効果的である。	災害救助法は法第1条によりこの法律は、災害に際して、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行いと規定されており、国の責任において、法第2条により都道府県知事が法定受託事務として救助が実施されるものである。そのため、特別基準についても、国の責任において災害に即した救助が行えるように協議を求めるとされ、特別基準についても、国の責任において災害に即した救助が行えるように協議を求めているため、ご提案の内容は法律の趣旨に反するため、対応することはできない。 なお、協議については文書をもって行うこととされているが、担当者間における電話等の事前協議を行い、事後的に文書で正式に協議を行うなど事務の簡素化を図っているところである。
244	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	地域主体の復興を実現する制度的枠組みの創設	「大規模災害からの復興に関する法律」(以下「大規模災害復興法」という。)に定める国の復興基本方針の策定に当たり、広域連合を含む被災自治体の意見を反映させる制度的枠組みの創設を求める。	【国主導の復興推進】阪神・淡路大震災の際には、被災地主体の復興を国が最大限支援するしくみが採用され、被災地の意向や要請を反映した復興対策が実現した。将来の大規模災害における復興にあっても、国主導の復興推進ではなく、地域主体の理念のもと、地域主体の復興が実現できる制度的枠組みが不可欠である。しかしながら、東日本大震災を踏まえて制定された大規模災害復興法においては、国が復興対策委員会の意見を聴いて復興基本方針を策定することとされ、被災自治体は、復興対策委員会に委員として参加する可能性が示されているのみである。大規模災害復興法を改正し、被災都道府県知事、広域連合長による復興基本方針に対する提案権限の創設、復興対策委員会への被災都道府県知事、広域連合長の参加義務づけなどにより、被災地重視の枠組みの転換が必要である。	被災都道府県の意見が確実に国の復興基本方針に反映されることとなり、地域主体の復興推進が実現する。	大規模災害からの復興に関する法律第7条	内閣府	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	徳島県	〇大規模災害復興法で定められる復興対策方針の決定については復興対策本部に置かれた復興対策委員会から有識者あるいは関係地方公共団体の長から総理大臣が任命することとなっているが、被災都道府県知事、広域連合長の参加が義務付けられていない。被災地や被災地の意向が反映された地域主体の復興基本方針を策定するためには、復興対策委員会にこれらの被災地からの委員を必ず任命し、地域主体の復興の体制づくりを行うべきである。	大規模災害からの復興は、「大規模災害からの復興に関する法律」(第3条)に規定されているとおり、国と地方公共団体とが適切な役割分担の下に地域住民の意向を尊重しつつ協同して推進するものであり、復興基本方針の策定に当たり、被災地・被災自治体の意向を十分に反映させる必要がある。このため、同法においては、復興対策本部が復興基本方針を作成する際、関係地方公共団体の長や有識者を構成員とする復興対策委員会の意見を聴くことが義務付けられており(第6条第2項及び第7条第4項)、現行制度においても広域連合を含む被災地方公共団体の意向を十分に反映させることのできる仕組みとなっている。実際、復興基本方針が策定される場合には、被災地域の意向を十分に踏まえたものとなるような委員会の構成を行うこととなると考えている。
245	A	権限移譲	消防・防災・安全	関西広域連合への復興方針策定権限の付与	関西広域連合への復興方針策定の権限の付与を求める。	【関西広域連合による復興方針の策定】大規模災害復興法では、被災都道府県が復興方針を策定する際、他の地方公共団体と関係がある事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該地の地方公共団体の長の意見を聴くこととされている。関西のように、市街地が複数の府県にまたがって広く延び込んでいる地域が南海トラフ地震や大規模な直下型地震に見舞われた場合、広域的に被害が発生し、隣接府県の知事の意見交換では不十分で、地域全体の長期的なあり方を展望した広域調整が必要となる。府県域を越える広域行政課題の解決を図る目的と、その能力を有する関西広域連合に対し、関西全体を見据えて意見調整を行い、関西としての復興方針を策定する権限を付与すべきである。	・府県・政令市で構成する関西広域連合が復興方針を策定することにより、関西全体を見据えた復興の姿が迅速に示され、実現する。 【構成府県との役割分担】 関西広域連合：広域課題に基づく復興方針の策定 構成府県：上記以外にかかる復興方針の策定	大規模災害からの復興に関する法律第9条	内閣府	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	徳島県	〇広範囲にわたる大規模災害が発生した場合の復興のための府県単独で復興方針を策定することは、府県間の連携が考慮されておらず、復興の支障となり得ると考える。効率的な復興のためには関西広域連合が司令塔となり府県を越えた長期に渡る広域的な調整を行い、復興計画を策定すべき。	大規模災害からの復興は、「大規模災害からの復興に関する法律(以下「復興法」という。)」の基本理念(第3条)に規定されているとおり、国と地方公共団体とが適切な役割分担の下に地域住民の意向を尊重しつつ協同して推進するものである。国が示した復興基本方針に即して都道府県の区域内に係る復興のための施策に関する方針(都道府県復興方針)を定めることができることとされており、策定に当たっては、他の地方公共団体と関係がある事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該地の地方公共団体の長の意見を聴かなければならないこととされ(第9条)、関係都道府県の意見が十分に反映される仕組みとなっている。復興法の体系は、災害対応において、都道府県・市町村がそれぞれの責務を有する災害対策基本法の体系にも沿ったものであり、復興法の基本理念にも即し、それぞれの役割分担を規定しているものである。現行の体系により、広域連合の区域内にある被災都道府県が策定する都道府県復興方針に、広域連合を構成する各県の意見を十分に反映させることは可能なものとなっていると考える。
265	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業等における食事提供の特例に関する施設整備	家庭的保育事業等の食事の提供の特例について、施設整備の制限を緩和し、現に幼稚園等へ施設整備を要する園児の食の安全性等を一定程度担保されていると認められる民間事業者も利用できるようにする。	外部導入先の制限を緩和することにより、園児の食の安全性等を一定程度担保されている民間事業者の参入を促し、事業者の参入等のノウハウを活用して、保育事業者のリスクマネジメントを軽減し、園児の食の安全性の確保を行うことが可能となる。	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第16条第2項	内閣府、厚生労働省	特別区長会	いわき市、神奈川県、高知県	〇調理室のない幼稚園、空き教室等を活用し小規模保育事業を検討している学校法人があるが、当該幼稚園に隣接している民間給食センターからの外部導入が認められれば、調理室自体を整備する負担がなくなるほか、遠方の連携施設から参入する際の衛生上のリスクを負うことなく食事の提供が可能となり、合理的であるため、外部導入先の制限の緩和には賛成である。	〇子どもが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくために、また、子どもの健康支援のために「食」は大変重要であり、乳幼児期における望ましい食習慣の定着及び食を通じた人間性の形成に「食」は重要な役割を担っている。〇家庭的保育事業等は、保育所(原則20人以上)より少人数の単位で、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を実施するものである。〇加えて、3歳未満児はそれぞれの子どもによって養育状況の差が大きく、1人1人に合った給食や離乳食をきめ細かく提供する必要があり、アレルギー対応についても特段の注意が必要である。〇こうした点を踏まえ、家庭的保育事業等については、細かい配慮が可能か自園調理を原則とし、外部導入については、一定の要件を満たす家庭的保育事業者等のみに認めるともした。外部導入先についても、連携施設等、きめ細かな対応や援助が可能な施設に限って限定しているところである。〇本要望は、そうしたサービスの特性や食育の重要性、安全性の確保・配慮への視点を欠くものであり、対応は困難。	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
貴府回答については、平成28年6月20日付け地方創生推進交付金に関するQ&Aの改正により承知しており、これまで関西広域連合が要望させていただいた内容に対して御配慮いただけたと考えている。							
被災地のニーズが迅速に救助内容に反映され、また、広域的な災害における地域バランスを考慮した一定の救助内容が確保されるよう、制度設計を見直すべきであると考えらる。				【全国知事会】 手挙げ方式による検討を求める。		災害救助法による救助は、第1条において、「この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い」と規定されている通り、国の責任において行われるものであり、都道府県知事が法定受託事務として救助を実施し、国がその費用の一部を負担しているものである。 そのため、一般基準についても内閣総理大臣が定めた基準に従い、あらかじめ都道府県知事が定めることとされ、特別基準についても、あらかじめ法令上基準を設定することが困難な中で、国の責任において災害に即した救助が行えるように協力を求めているものであり、ご提案の内容は法律の趣旨に反するため、対応することはできない。 一方、広域的な災害における地域バランスを考慮した一定の救助内容が確保されるよう調整を行うことも必要であり、例えば広域連合が事務的な窓口として、こうした調整や都道府県の特別基準を取りまとめ一括して国との協力を代行するなどにより、事務作業の簡素化が図られることも考えられる。	6【内閣府】 (1)災害救助法(昭22法118) (3)災害救助に係る特別基準については、広域的な災害における地域バランスを考慮した一定の救助内容が確保されるよう調整を行うことが必要であり、広域連合が事務的な窓口として当該調整や都道府県の特別基準を取りまとめ一括して国に伝えることができることについて、地方公共団体に全国会議等を通じて平成28年中に周知する。
貴府回答では、被災地・被災自治体の意向を反映させる仕組みとなっていることと、復興対策委員会の構成員として、「関係地方公共団体」に「被災自治体」が含まれることが明確に理解できるよう、法令上明示すべきと考えらる。				【全国知事会】 所管府省からの回答が「現行制度においても広域連合を含む被災地方公共団体の意向を十分に反映させることのできる仕組みとなっている」となっているが、事実関係について、提案団体との間で十分確認を行うべきである。		第1次回答のとおり、現行法上、復興基本方針の策定に当たっては、関係地方公共団体の長や有識者を構成員とする復興対策委員会の意見を聞くことが義務付けられている。また、同法では「国と地方公共団体との適切な役割分担の下に地域住民の意向を尊重しつつ協同することが基本理念」とも掲げられている(第3条)。ここで言う「関係地方公共団体(地方公共団体)」は当然に被災自治体(被災地が関西圏である場合は特別地方公共団体である関西広域連合も含む)を念頭に置いたものであり、被災自治体が復興対策委員会の構成員となることは自明であるが、趣旨が明確になるよう改めて周知を図ることとする。 【措置済み(平成28年11月15日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(事業推進担当)通知)】	6【内閣府】 (9)大規模災害からの復興に関する法律(平25法55) (11)復興基本方針(9案)の策定については、関係地方公共団体の長や有識者を構成員とする復興対策委員会の意見を聞くことが義務付けられており、関係地方公共団体は被災地が関西圏である場合は特別地方公共団体(特別地方公共団体である広域連合を含む。)を念頭に置いたものであり、被災自治体が復興対策委員会の構成員となることは自明であるが、趣旨が明確になるよう改めて周知を図ることとする。 【措置済み(平成28年11月15日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(事業推進担当)通知)】
南海トラフ地震等により広域的に被害が発生した場合、地域全体の長期的なあり方を展望した広域調整が必要となるが、現行法上、広域にわたる府県間の調整が明記されていない。関西全体を見据えた復興の姿を迅速に示し、実現するためにも、広域調整機能を有し府県域を越えた広域課題に取り組み関西広域連合が、関西全体の復興方針を策定することに、十分意味があると考える。				【全国知事会】 手挙げ方式による検討を求める。 なお、所管府省からの回答が「現行の体系により、広域連合の区域内にある被災都道府県が策定する都道府県復興方針に、広域連合を構成する各県の意見を十分に反映させることは可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		第1次回答のとおり、被災都道府県知事が都道府県復興基本方針を策定する際には、あらかじめ他の地方公共団体の長の意見を聞かなければならないこととされ、関係都道府県の意見が十分に反映される仕組みとなっている。ご指摘のように広域連合が当該区域に係る広域的な復興方針の策定を含む広域調整を行うことが適切かどうかは、災害の規模や被災地域の範囲等によるため、一層に確認することは適切ではないと考えられるが、貴団体意見に鑑み、広域連合の区域に係る復興基本方針の策定に際しては、必要に応じ当該広域連合との適切な意見調整が図られるよう、法律の趣旨について改めて周知を図ることとする。 【措置済み(平成28年11月15日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(事業推進担当)通知)】	6【内閣府】 (9)大規模災害からの復興に関する法律(平25法55) (11)復興基本方針(9案)の策定については、必要に応じて、被災地方公共団体である広域連合との適切な意見調整が図られるよう、あらかじめ関係地方公共団体の意見を聞かなければならないこととされており、関係地方公共団体の意見が十分に反映される仕組みとなっているという法律の趣旨について、都道府県等に平成28年度中に通知する。 【措置済み(平成28年11月15日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(事業推進担当)通知)】
〇〇〇の実施にアテンドでは、「食育」のために調理の姿を見る重要性も説明していたが、認可保育所においても食品衛生上、調理室と保育室を厳密に分けており、調理中の様子だけでなく、食材や食べ方など様々な面で「食育」を実施できている。 離乳食など一人ひとりに合った食の提供については、業者との契約により、オーダーシート等による細かな指定も可能だと考えている。 アレルギー対応等のため、きめ細やかに提供できる自園調理が必要であると主張しているが、家庭的保育事業等の認可基準では、調理室に、食塩水や調理器具などの器具は、かつ、調理について保護者や関係者は規定されていない。調理員が着用した保育員としての清潔な専用のチェックが厳しい状況であることから、自園調理が安全上、特段の注意が保たれるとは言い難い。その点、自発的・特定施設(園など)に給食を提供する事業者は、組織的にチェック体制が、かつ、事業者のある住所地の保健所に給食施設としての届け出を行って、保健所の状況確認を受けている。(都では、保健所に、年2回実地報告を提出し、内容を確認後、状況に応じて現地指導を行っている。)認可事業者が特別として認める外部搬入についても、一部の小規模保育事業者を除き、給食提供事業者と同様の届け出が行われており、提供する民間事業者についてもきめ細やかな対応や補助が可能な施設に十分に該当すると考える。	【いわき市】 〇本市における事例として、とある民間給食施設はH12から幼稚園専門の給食を調理・運搬しており、現在も市内14幼稚園等に年間約19万食を提供している。このような大量の食の提供を行う中においても、1,800人以上の子どもに対するアレルギー食の対応はもちろんであるほか、食材、水等にも徹底した管理を行っており、きめ細やかな対応等による安全性の確保は十分に果たせるものと評価できる。 〇本市に限らず、このような実績のある民間給食施設であっても外部搬入先としては認められない現状では、調理室のない幼稚園内で小規模保育事業を実施する場合などに、(仮に当該民間給食施設が幼稚園に隣接していたとしても)自園調理を行うために新たに人を雇う、あるいは調理業務を委託して調理する、場合によっては新たに施設整備を行い調理室等を整備するといった準備に係るコストや時間が増加し、それがハードルとなって、結果的には待機児童の早期解消という目的の達成も遅延する要因になると考える。 〇食育に対する積極的な取り組みは重要であるものの、食育の重要性や安全性などの点において、即、外部搬入先に民間給食施設が加わることができないと一律的に判断することは適切ではなく、「対応は困難」とする回答は妥当性も欠けると懸念する。 〇このため、どといった場合であれば外部搬入先として民間給食施設が設定できるのか(逆に設定できない場合はどういった場合か)、基本的な全国統一の最低基準を固めようとして、地域の実情に応じ各自治体が一定の数量の下で判断できうる制度の構築を希望するものである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、検討に当たっては、アレルギー対応等、食の安全が確保されることを前提とすること。	〇現行で認められている連携施設等からの外部搬入の場合において、食育や衛生面の観点から、適切な食事提供が可能である理由は何か、具体的に明示していただきたい。 〇ヒアリングの場において、「調理設備等の衛生面から考えても、自園調理が好ましい」旨の説明があったが、家庭的保育事業等、保育所と異なり、家庭的保育者の自宅等において保育を実施しており、調理設備の衛生面については、むしろ外部搬入の方が安全と言える場合も考えられるのではないか。 〇連携施設等からの外部搬入の場合と同一の要件(例えば、食育の観点、衛生面、栄養面の体制・能力や、アレルギー・アトピーへの対応等)を満たす事業者であれば、搬入施設として認めることは可能ではないか。	〇食事は、子どもの生命の維持及び発育に不可欠であり、心身の成長に大きく関わっていることから、保育所等での食事提供においては、「一人ひとりの子どもの毎日の体調や発達の違い、生活状況を見て、体調不良のときはスープなどの食べやすいものを提供したり、食物アレルギーのある子どもについては調理器具を専用のものにしたたり、障害のある子どもにはのみこみややすいよう細かく刻んだ食事を提供するなど、きめ細かな個別対応を行う」 ・子ども自身の感覚や体験を通して、食への関心や食材・調理する人への感謝の気持ちを育てることができるよう、調理プロセスや雰囲気などがわかり、調理中の音や料理のにおいを感じたり、適切な温度で料理が提供されたりなど、期待感と満足感を感じられるような環境を整えることが必要である。 〇一方で、現在自園調理を行っていない事業者から移行する場合は、 ・食事提供の責任を負うことなど、一定の要件を満たす家庭的保育事業者等のみに認めるとともに、 ・外部搬入の依頼対象についても、連携施設や同一法人・関連法人の事業所等、当該家庭的保育事業者等との意思疎通や安全衛生面等の確認、食事提供にあたっての相談や助言等を円滑かつ迅速に行える施設に限定しているところである。 〇一方で、現在自園調理を行っていない事業者から移行する場合は、 ・調理設備を整えるための準備期間が必要であること ・調理員の確保に向けた調整が必要であること ・衛生管理上必要な対応を検討し、実施することが求められること アレルギー対応を含め、適切な給食提供の方法を習得する期間が必要であること等の理由から、第1期の市町村事業計画の期日である平成31年度末までの間についての経過措置を設けているところであり、ご提案のような支援事例や構造改革特区での実施状況、内閣府地方創生推進事務局に設置された構造改革特別区域推進本部の対応方針等も踏まえ、どのような対応が考えられるかについて、今後の新制度全体に係る見直しの中で検討を進めていく予定である。	6【内閣府】 (11)児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (12)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令81)のうち、連携施設及び給食の外部搬入を行う場合の搬入施設に関する規定については、以下のとおりとする。 ・家庭的保育事業等における給食の外部搬入を行う場合の搬入施設(同省令16条2項)については、公立保育所における給食の外部搬入に関する平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価も踏まえ、連携施設(同項1号)、同一又は関連法人が運営する事業所等(同項2号)及び共同調理場等(同項3号)以外の事業者からの搬入を行うことについて検討し、平成28年度中に結果を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)		

内閣府「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									支障事例		
											団体名	支障事例	
266	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業者等の連携施設に関する規定の要件緩和	待機児童が生じている自治体において、家庭的保育事業者等の連携施設を確保しないことができる経過措置期間(平成32年3月31日まで)を「自分の間」とする。	待機児童が生じている自治体では、5年間の経過措置や、その期間に適用される公定価格の減額について、次のような支障がある。 ① 都府県で整備されている乳児から入所できる100名以下の認可保育所で、新たに入所できる3歳児定員の枠が少なく、小規模保育事業者の卒園児を受け入れることができない状態(いわゆる「3歳児の壁」の一つの要因)が生じている。こうした自治体では、認可保育所等の整備が進まない中で、平成32年3月末までに小規模保育事業者等の責任で連携施設を設けることが困難である。 ② 新規参入した事業者は、地域での繋がりが弱く、既存の保育所等を連携施設として確保することが難しい。平成32年度に経過措置が終了することを念頭に、連携施設が確保できないことを理由として参入を諦める事業者もいる状況がある。 ③ 自治体によっては、連携施設を確保しないことができる期間について、公定価格の減額分を自治体が費用を持ち出し、事業者の負担を軽減して参入しやすい環境を整えているところもあるが、経過措置が終わった平成32年4月以降に、卒園児受入れの項目のみが達成できないことを理由に連携施設が非設定であるとして事業認可を取り消さざるを得ないのは、継続的な保育の提供ができないだけでなく、保護者の理解も得ることができない。 ④ 保護者が連携施設ではない保育所等への入所を希望する場合も多く、その場合は区が利用調整を行っている状況である。保育状況が継続されることが保障されていれば、卒園児受入れのための連携施設を設ける必要性が乏しい。子ども・子育て支援新制度の一つの柱として地域型保育事業(家庭的保育事業など)を開始したが、待機児童が多い自治体では、連携施設の確保が反って事業者の参入を阻害する要因となっている。	家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第6条第3号、附則第3条 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に関する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号)第1条第30号及び附表第2	内閣府、厚生労働省	特別区長会			文京区、多摩市、神奈川、横浜 〇本市においても小規模保育事業者の連携施設を設定できずいる施設があり、その原因は連携施設となる施設の入所状況が厳しく、従来的に小規模施設からの受入れをすることができないことである。5年以内に変更される自述は立っておらず、改正が望ましい。 〇待機児童が生じている自治体の状況を解消するため、小規模保育事業者の整備を進めているが、3歳の壁が生じる恐れが高い。本市では、小規模保育事業所卒園児に加点をすることで、どこかの間に入居できるように調整していくが、連携施設として「間」を確保することが難しい。本市内の保育園は、公立・私立共に定員がほぼ埋まってしまいう状況であり、小規模保育事業者からの整備を依頼された場合、市として調整が難しい。 〇連携施設として「間」を確保することが難しい。本市内の保育園は、公立・私立共に定員がほぼ埋まってしまいう状況であり、小規模保育事業者からの整備を依頼された場合、市として調整が難しい。 〇連携施設として「間」を確保することが難しい。本市内の保育園は、公立・私立共に定員がほぼ埋まってしまいう状況であり、小規模保育事業者からの整備を依頼された場合、市として調整が難しい。 〇連携施設として「間」を確保することが難しい。本市内の保育園は、公立・私立共に定員がほぼ埋まってしまいう状況であり、小規模保育事業者からの整備を依頼された場合、市として調整が難しい。	〇家庭的保育事業者等は0歳児から2歳児までの保育サービスを担う事業である。当該事業における連携施設の設け方は、卒園後の保育の受け皿が確保されるだけでなく、代位保育の提供や集団保育を受ける機会の提供など保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。 〇したがって、家庭的保育事業者等については、上記の保育内容の支援や卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設け方を求めているところであるが、制度を創設したばかりの第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度までの間は、連携施設の確保・設けが困難な場合も見込まれるため、更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合には、市町村は、連携施設の設け方を求めないこととする。という取扱いとしている。 〇当該経過措置を延長することは、保育ニーズが一層高まりを見せている中、3歳以降の保育所等への移行が十分に進まなくなり、いわゆる「3歳の壁」の問題をより一層深刻化するものであることと、連携施設が保育内容の確保、代位保育の提供など、家庭的保育事業者等の質の向上に当たって特に重要なものであることにも鑑みれば、対応は困難。	
276	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	放置自転車対策の対象拡大	中心市街地の環境改善、放置自転車対策として、本市では、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(以下「自転車法」という。)に基づき条例を制定し、放置自転車の撤去・保管を行う「自転車法」においては、道路交通法第2条第1項第10号に規定されている排気量50cc以下の原動機付自転車(以下、「原付」という。))及び同第11号の2に規定されている自転車のみを法の対象としており、道路交通法第2条に定める原付二種(排気量50cc超～125cc以下)は、原付二種(排気量50cc以下)との車体の大きさではそれほど変わらないにもかかわらず、地方公共団体では撤去することができず、警察による駐車違反取り締まりに委ねるしかない。 【支障事例】 自動二輪車の放置(駐車違反)は、自転車及び原付の放置以上にまちの景観を損ね、歩道の通行機能を阻害している場合が目立ってきている。自動二輪車の放置を現認したときは、その都度警察に駐車違反取り締まりの依頼をするが、対応が遅れることと対応しきれない場合がある。警察と共同してキャンペーンを行い、同時に自動二輪車の撤去活動を行うことも年に一度か二度はあるが、その頻りに応えず、根本的な解決にはなっていない。 【本市の実情】 本市の自転車駐車場の整備は進んでおり、近年の技術革新により、サイズが原付二種とほぼ変わらないにもかかわらず、地方公共団体では撤去も含めて現状と相違なく対応が可能である。	自動二輪車の放置(駐車違反)の減少により、まちの景観の向上、歩道の通行機能の確保に繋がる。	自転車法の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第2条第1項第9号	内閣府、警察庁、国土交通省	八王子市			祐市、藤原川、伊丹、徳島県 〇自動二輪車の放置を現認したときは、その都度警察に駐車違反取り締まりの依頼をするが、迅速な対応ができない場合や取りきれない場合がある。道路交通法に定める原付二種(排気量50cc以下)の原動機付自転車(以下「原付」という。)は、自転車法における交通安全事故の増加、自転車の無秩序な放置の増大等を背景として制定・改正されたものであり、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進等に関し基本的な事項を定めるとともに、地域の自主性に基づき、具体的な撤去等の措置について地方公共団体の条例に委ねることを前提としているものである。したがって自転車法に地方公共団体が行う自動二輪車の撤去を実施できることと承知している。 【警察庁】 本件提案にある放置自転車等の撤去に関することは、国土交通省の所掌するところではない。		
283	B 地方に対する規制緩和	その他	個人住民税の寄附金税額控除対象NPO法人の条例による指定方法の見直し	国の認定においては、公示により随時に指定又は変更といった対応をすることができず、県の指定に際しても、認定と同時に条例記載事項の簡素化などを含め、手続きの見直しを行うことで、より機動的な制度とする。	寄附をした場合に地方税控除対象となるNPO法人は、条例に法人の名称及び主たる事務所までの明記を求めているが、法人の移転や名称変更の都度条例改正が必要となるなど、発生事由に対し、即時の対応が困難である。また、法人が申請後、審査会の審議を経て、議会での承認(改正までの半年間)を要すること等、手続きが煩雑なことから、実際に申請する法人は限られ、制度が、より活発なNPO法人活動へ結びついていない。	条例により指定する方法の手続内容が見直しされれば、速やかな指定が促進される。	地方税法	内閣府、総務省	神奈川県		埼玉、横浜、東京、熊本 〇本市においても、平成25年12月に「県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例」を制定し、1法人を指定するとともに、2法人を指定するための条例案を現在開会中の平成26年11月臨時議会に提案している。 提案団体と同様に、本市でも、議会開会日の関係から、いずれの法人についても、法人の申出から指定までに5～6か月を要しており、指定までに半年程度の期間を要することで、地域において活動するNPO法人を支援するという制度の趣旨(平成24年税制改正大綱)から実現が難しい。 〇本市においても、自動二輪車の撤去については、その都度、警察に依頼し対応している状況である。法律の改正により、自動二輪車を自治体が積極的に撤去することにより、駐車違反の減少につながるものと考えている。 〇本市では、駅周辺を重点的に指定し、自転車及び原動機付自転車の撤去を行っている。また、区民から自転車、原動機付自転車の依頼があった場合、当該自転車及び原動機付自転車へ警告の依頼を実施している。しかし、道路交通法に定める原付二種(50cc超125cc以下)の撤去の依頼が寄せられるが、撤去できないため、撤去の対象となる原動機付自転車は、道路交通法に定められた原動機付自転車である限り撤去を行っている。しかし、区民からすれば、50cc以下の原動機付自転車もそれ以上の原動機付自転車もどちらも原動機付自転車であり、理解を求められ、苦情につながってしまう場合がある。	内閣府としても、一億総活躍社会の実現の上で特定非営利活動法人(NPO法人)は重要な担い手となっており、これらの活動の広がりを後押しすることは重要な課題であると認識している。 地方税法第37条の2第1項第4号又は第314条の7第1項第4号に基づき寄附金として、認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金に課税し、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることによって、特定非営利活動促進法第45条第1項第1号ハの規定に基づき、このためにより、指定を受けたNPO法人が認定NPO法人となった場合には、当該地方団体の個人住民税の控除の対象となるのみならず、その影響は国税である所得税及び法人税にも波及し、また、他の地方団体に影響が及ぶ場合がある。 このため、より慎重な手続きが求められ、寄附金税額控除の対象となる、住民の福祉の増進に寄与するNPO法人であることを当該地方団体の意思として明確にする必要があることから、議会の議決を経る必要がある条例において、個別に当該NPO法人の名称及び所在地を規定する必要があることとされている。 また、特定非営利活動促進法については、内閣府が法を所管しているものの、その性格から制度に関わることはこれまで全て議員立法で制定・改正がなされているところであり、条例個別指定に関する内容については、国会で議論したくべきものと考えている。	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>○待機児童数の増加により、さらなる整備が必要となっている。新設の整備に要する期間(新築マンション内で開設の場合は確認申請から開設までは約3年)や住民反対による対応期間も考慮すると、31年度末までに既存の保育園等を卒園児を受入れる施設として設定することが難しい状況である。そのため、自治体が行っている「利用調整」の機能を使い、指数を加算するなどにより、継続的な保育を確保できると考えている。</p> <p>○歳以降の保育所等への移行を進めるために、保育所や認定こども園だけでなく、幼稚園における長時間預かり保育等の拡大が必要となると考えている。しかしながら一部の私立幼稚園では経営理念や、実施にあたって必要な人員確保等の経営面で課題があり、3歳の保育確保が進まない状況である。28年春に文部科学省より私立幼稚園に対して、預かり保育の推進が通知されているが、定着までにはまだ一定の時間を要すると考える。更なる後押し(補助)も必要である。</p> <p>家庭的保育事業等の卒園児受入れについて、利用者(保護者)にあらからし3歳児以降の施設の利用調整について十分な周知を図ること、保育所等への移行は円滑に進むものと考えている。</p>		<p>【横浜市】 横浜市でも、家庭的保育事業等の連携施設の設定については、区役所を中心に認可保育所や幼稚園等へ働きかけ、積極的に進めているところだが、現時点で連携を締結できた施設は4割程度に留まっている。既存認可保育所は、2歳と3歳の定員差が少なく、また定員外で受入を行っている実態があることから、今後、家庭的保育事業等の卒園後の連絡先を確保していくことは非常に難しい状況にあるため、各都市における連携先確保の現状を踏まえた判断を要する。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>○連携施設の機能のうち、保育内容の補充(省令第6条第1号)と代替保育の提供(同条第2号)については、現行の連携施設でなくとも、自治体の支援(区立の保育所での集団保育や、区の保育士による代替保育)や家庭的保育事業者等との連携などで対応が可能であり、保育内容の補充(1号)・代替保育の提供(2号)の機能と、3歳児以上受入(同条第3号)の機能を切り離して考えることができるのではないかと考えている。</p> <p>○機能を切り離して考えることを前提に、満3歳以上受け入れ(3号)の機能については、たとえば、家庭的保育事業者等の卒園児は入所調整における加点を高く設定し、優先的に認可保育所等への入所が可能となるような工夫を行う等、市町村の利用調整機能によって補充すれば、「3歳の壁」の懸念は解消されると考えられるのではないかと考えている。</p>	<p>家庭的保育事業者等については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、家庭的保育事業等を利用する保護者の安心及び事業の安定性の確保のために、 ①卒園後の3～5歳児の受け皿 ②集団的保育を体験させる機会の提供や食事の提供に関する支援、合同での健康診断の実施や園庭の開放、家庭的保育事業者等への助言など、保育の内容に関する支援を行う場 ③家庭的保育事業者等の職員が病児等により保育を提供することができない場合の代替保育の提供の場 として、連携施設を設定することを求めているところであり、各自治体に対して、連携施設の確保は積極的に取組んでいただくよう通知しているところである。</p> <p>連携施設から受ける支援内容については、原則として①～③の全ての支援を受けることが想定されているが、連携施設を複数設定し、ある連携施設から①の支援を、その他の連携施設から②・③の支援を受けるような場合も考えられることから、認可の際、②③の支援を受ける連携施設のみ確保の上で、認可主体である市町村自身が利用調整機能を働かせるなどして、入所児が卒園するまでの間に、①の支援を行う連携施設を確保するような場合も認可することも可能である。</p> <p>上記の趣旨を周知するため、具体的な事例を含めた事務連絡を各自治体宛で今後発出することとする。</p> <p>なお、3歳児以降の継続的な保育サービスの確保に向けて、政府としても、分園を含む認可保育所や企業主導型保育等の整備の推進、一時預かり(幼稚園型)等の実施の推進、小規模保育の定員の弾力化等に取り組んでいるところであり、保育の受け皿確保に向けて、引き続き対応を進めてまいりたい。</p>	<p>6【内閣府】 (2)児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65)のうち、連携施設及び給食の外部搬入を行う場合の搬入施設に関する規定については、以下のとおりとする。 ・家庭的保育事業者等が利用している乳児又は幼児(以下「利用乳幼児」という。)を、当該保育の提供が終了する際に受け入れて、引き続き教育又は保育を提供する連携施設(同省令第6条第3号)については、市町村による利用調整等の方法により、利用乳幼児に対する当該保育の提供が終了する時点までに受入施設を確保する場合でも、同省に規定する連携施設を確保したものとみなすことが可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。 (関係府省:厚生労働省)</p>
<p>自転車及び原付一種(排気量50cc未満)の無秩序な放置の増大等が、自転車法の制定の趣意であるが、近年の投箱革新により、原付一種とほとんど変わらない車体サイズで原付二種(排気量50cc超125cc未満)が製造されるようになったことから、原付二種においても自転車法制定時と同じ状況が生じているため、それらを解消するための法的根拠の構築を求めることが提案の趣旨である。この点について、国としての現状認識やその必要性について見解を示されたい。</p> <p>現状、道路交法第31条に基づき、違法駐車に対する措置は車両(自動車、原動機付自転車、軽車両、トロリーバス)を対象としていることから、自転車法を根拠とした自治体の条例に基づく原付一種の撤去と重なり合う部分がある。国の回答にあわせて原付二種(道交法上では「自動車」に分類される)の撤去を自治体の条例に独自に盛り込むことが、条例制定権の中で可能であるのか否か警察庁を始め、国の見解を伺いたい。</p> <p>また、条例による撤去が可能であれば、条例を根拠として自転車法の規定と同様に「駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認める場合」に原付二種を撤去することが、道路交法に抵触しないことを明確にするよう求める。</p> <p>事実、警察による取締りが十分に機能していない結果、歩道上に原付二種の放置が散見される状況があることが問題なのであって、法改正や法制定が難しいのであれば、警察による取締り及び自治体との連携を強化することによって目的は達せられるため、警察庁を通じ、監視庁・各道府県警に強く申し入れてもらいたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p> <p>なお、所管府からの回答が「条例を定めることにより対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>	<p>【内閣府】 内閣府としては、第1次回答で回答したとおりである。なお、道路交法や取締に関することは警察庁から回答されると考える。 【警察庁】 道路交法との関係に限って申し上げれば、「駅前等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止すること」を目的として道路運送車両法施行規則第1条第2項に規定する第二種原動機付自転車の撤去を地方公共団体が行うことについては、道路交法第31条に規定する違法駐車に対する措置等とは目的・手法が異なるため、道路交法との関係で、こうした事項を定める条例の制定が許されないものではないと解される。 【国土交通省】 国土交通省において回答可能な事項なし。</p>		
<p>国の回答では現行どおりの運用を考えているようだが、本県では、NPO法人の指定にあたって、議会の議決を経た「地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例」に削り指定を行っており、また、指定の審査にあたっては外部有識者による審査会に諮り、指定の是非について知事への答申を受けていることから、適正に運用されていると考えている。</p> <p>現状では、法人の主たる事務所の住所変更さえも条例改正のために議会の議決を求めなければならないが、議会は本来、政策的議論を行う場であり、住所変更などの形式的な要件について判断を求めることはなじまないと考えことから、最低限これについては、改善を求める。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>	<p>第一次回答のとおり、地方税法第37条の2第1項第4号又は第314条の7第1項第4号に基づく寄附金として、認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金を条例において個別に指定し、個人住民税の寄附金税額控除の対象とする。ことにより、国税の後進対象となる認定NPO法人の認定要件のうちNPT要件を満たすものとする。こととされている。</p> <p>これらにより、指定を受けたNPO法人が認定NPO法人となった場合には、その影響は国税である所得税及び法人税にも直接及び、また、他の地方団体にも影響が及ぶ場合がある。</p> <p>このため、より慎重な課税上の手続が求められ、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる、住民の福祉の増進に寄与するNPO法人であることを当該地方団体の意思として明確にするため、現行では、住民全体を代表する機関である議会の議決を経て定める条例において、個別に当該NPO法人の名称及び所在地を規定する必要があるとされている。</p> <p>当該地方団体の意思を明確にする手法については、総務省として整理されるべきものとする。</p>		